

に、そこでは明治政府の營々たる努力によつて資本主義的生産は着々として成長しつつあつた。そして一つには日本の外周を圍繞する歐米資本主義の植民地獲得の進出による刺戟と、又一つには日本の内部に於いて成熟しつつあつた資本主義的生産の必然的要求とによつて、植民地に對する要求は前述の如く輿論となるに至つたけれども、併し可能な植民地としては北海道程の條件を有するものは他に一つもなかつた。従つてかかる際に於いて北海道が差當り先づ資本主義的植民地要求の聲の對象とせられるに至つたのには少しの不思議もない。

併し乍らそれ迄と雖も北海道への資本進出がなかつた譯ではない。例へば水産方面に於ける藤野組や三井組の如き、又は開拓使の所有に屬する資本の如き、何れもそれである。併し乍ら前者は間屋的商業資本であり、後者は國家資本である。そこで明治二十年代に至ると、これよりも更に廣き分野に互つてこれ等以外の資本の進出が日程に上つて來たのであり、これに應じての拓殖の基本方針の變化こそが岩村長官による政策轉換に外ならないのである。

かくの如き情勢の變化は、岩村長官にとつては、北海道拓殖に必要なものは多數の貧しき人口ではなくして資本であるといふ形で、主體的に觀念せられた。従つて政策はこの資本の導入を容易ならしめるの一點に注がれた。すなはち農業への資本投下を便ならしむるが如く土地政策が變更せられ、工業への資本の進出を誘導せんが爲めに官營工場は拂下げられ、水産業關係の資本

の妨害物たる課税が撤廢せられたのであるが、更に地質の調査や植民地の選定等もこの方針に則つて大に行はれることとなつたのである。

かくてここに拓殖の基本的方針に關して一つの問題が與へられたのである。すなはち拓殖に最も寄與するものは人口であるべきか資本であるべきかといふことがそれである。言ふ迄もなくこれは北海道に課せられた歴史的課題の單なる外面的形態に過ぎないのであるが、併し時代に對して與へられたものは正にこの形に於けるものであつた。そこで吾々は本節に於いてはこの『人口か資本か』に關聯する論議の發展を辿ることとする。併しこの場合に於いても屢々、自由か保護かの問題がなほ本問題に纏はつて居り、又は自由か保護かの問題の形で本問題が扱はれてゐることを、注意しなければならぬ。蓋しこの問題は、時に、拓殖方針の變轉常なきの問題として、すなはち自由と保護との間の右往左往として、觀念せられたからである。

この『人口か資本か』の問題を、理念の發展として見るに、開拓使は先づ國家資本の導入によつて人を誘致せんとしたのであるが、これに對し開發は無人にして行はるべきではないが、併しそれかと云つて人のみではこれは行ひ得ないから資本も當然必要であるけれども、最初から多くの資本の流入を望むことは不可能である故に、先づ出來得る限り少量の資本を以て出來得る限り多くの人口の移入を招來せんとの反對論が起り、更に又實際の移住が少からず貧困無賴の徒を含

むことを見て、健實なる労働者にかかる者に期待出来ないことに着眼し、比較的富める直接的生産者の移住が希望せられ、更に移住が一層進むにつれて、大規模の資本の流入が可能となり且つ要求せられるに至つて、ここに資本を求めるの餘り、必要なるは單なる人口ではなくして資本であるといふ迄の形をとつて新しい要求が理論化せられるに至つたのである。もとよりかかる發展は平坦な道を進んだのではなく、ジグザグな徑路を辿つたのであるが、大體の方向としてはかくの如く云ふことが出来る。

併し乍らこの基本的基底は殆んど意識せられなかつた。そしてその最大の理由は、この一般資本誘導への政策轉換が、その結果に於いて不正を随伴したと、屢々考へられたからである。すなはち土地政策の轉換によつて大口の土地處分の道が開かれたのであるが、それは屢々一部の利害關係者への派閥的貸下又は拂下と見られ、又官有工場その他が拂下げられた時はその處分に就いて不正が纏はるものと感ぜられ、又資本に對する保護例へば補助金交附が特殊關係者に對する偏愛によるものと見られ、従つてかくの如く考へたものは一齊にその『不正』なるものを攻撃するに急なる餘り、眞の問題を屢々見失つてゐるのである。殊に前に北海道廳に在官した北海道炭礦鐵道會社の堀社長の行爲に至つては屢々眼に餘るものがあり、この意味に於いて所謂『不正』なるものは一部事實であつたかも知れない。従つて渡邊新長官による土地處分及び炭礦鐵道會社の

方針に對する再検討が行はれ、殊に堀社長の罷免が斷行せられるや、これ等の『批判者』は歡呼の聲を擧げたのであるが、併し渡邊長官の政策と雖も岩村長官の新政策の以前への復歸を意味するものではなく、單に後者の實行に當つての所謂行過ぎの是正に外ならぬのであり、岩村長官によつて樹立された拓殖の新基本方針は少しも後退を見せてはゐないのである。

前述の如くに、この『人口か資本か』の問題は、最初の内は勿論問題なしに人口なりと答へられてゐたのであるが、併しこれに對しては、唯人口と云ふもそれは人でありさへすればよいといふ譯ではなく、例へばそれが貧困無類の徒のみを以てしては如何ともなし得ない、といふ議論はあつたのである。既に早く明治十年代の初頭に書かれた鈴木大氏の『北海道開拓問答』(寫本の手寫日ですら既に明治十五年の日附である)ですら、彼等は全然無用なりとはしなかつたが、唯これが勤勉への足止めとして資本の必要を高唱してゐる。併し大體はその手段を問はず兎に角唯人口を増しさへすればよいといふ見解であつた。そして金子堅太郎氏の伊藤參議への『北海道三縣巡視復命書』(明治十八年)ですら、單に囚人利用の經費上の利益を擧げるのみで、かかる無賴の徒を以てする拓殖の是否如何といふ根本問題は遂に觸れられずして終つた。

併し乍ら前述の如くにこの間に偉大なる變化が成熟しつつあつた。それは日本資本主義の植民地を有たんとする要求と、北海道のかかる植民地たり得るの可能性との、成長である。かくてか

かる地盤の上に立つて、岩村長官の次の如き劃期的なる政策轉換宣言(明治二十年四月郡區長會議に於ける演説)が行はれたのである。曰く、

『移住民ヲ獎勵保護スルノ道多シト雖モ渡航費ヲ給與シテ内地無頼ノ徒ヲ召集シ北海道ヲ以テ貧民ノ淵ト爲ス如キハ策ノ宜シキ者ニ非ス……自今以往ハ貧民ヲ植エスシテ富民ヲ植エン是ヲ極言スレハ人民ノ移住ヲ求メスシテ資本ノ移住ヲ是レ求メント欲ス』

この宣言は、殊にその最後の部分は、その表現が餘りに強硬に過ぎるものであつた。すなはち人口は不要であると聞える限りに於いて確かにいささか行過ぎであり、従つて例へば勝山孝三氏の如きは『北海道殖民策、日本開富』(明治二十四年)に於いて、人口があつて勞働するといふことなくして資本はあり得ないといふ立場から、この見解に反對してゐる。併し上述の如き歴史的基礎のある限り、その理念的表現が如何にあれ岩村長官の新政策は行はれざるを得なかつたのである。又同時にこの地盤が北海道に於ける資本の不足といふ形で意識せられたことも當然である。されば『東京經濟雜誌』ですら、北海道に於ける資本の不足を高唱する久松義典氏の拓殖公債及び富籤會社の提案を含む寄書を採用してゐるのである(明治二十四年)。

併し北海道拓殖の爲めに拓殖公債及び富籤會社の制度によつて民間資本の動員を行ふべしとする眞の提案者は岩橋謹次郎氏であつた。氏は凡ゆる機會を利用してこの説の實現に努力したので

あるが、その詳細なる内容は氏の著『北海道開拓新論』(明治二十五年)に於いて述べられてゐる。

本書によれば、氏は日本の本土には人口の過剰が存在するから、北海道拓殖の爲めには人口の點はあまり憂へる必要はないけれども、問題は資本の不足にあるとし、その爲めに、北海道廳の事業を節減して得たる資金を基金とせる拓殖公債を發行すべきことを提案し、同時に又一特許會社を造つて富籤の發行を許し、これによつて資本の動員を行はうと述べてゐる。そして氏は單にこれ等のことを抽象的に述べるに止まつたのではなく、その具體案を計算し起草してゐるのである。

併し乍らこの『人口か資本か』に關する論點は、上述の如くに、屢々それから派生した問題に關する論議によつて蔽ひかくされたのであつた。すなはち資本進出誘導政策がとられるや、官有物の拂下には不正なきや、土地の處分には情實なきや、資本の保護には歪曲なきや、に關する論議が、文字通り簇出したのであつた。殊にそれは議會に於ける囂々たる非難の的となつた問題である。恐らく當時の議會の論戰中の最大なるものは、條約改正に關するものを別とすれば、この問題に關するものであつたと云ふことが出来るであらう。そして吾々はこの論議を辿る過程に於いて、吾々の本來の問題に關する極めて多くの論點を見ることを得るのである。併し此處はその詳細を述べるに適當する場所ではない。次項以下の細論に於いて取扱ふのが適當であらう。

二

開拓使の手によつて國家資本の導入が行はれ、これによつて政治的に employment の造出が企てられたのに對し、先づかかる環境に於いては出來得る限り少量の資本を以て濟まし得る形に於いて人口の流入を圖るべきであるとの反對論が、例へば『東京經濟雜誌』の第七十八號（明治十四年九月十七日）以下に連載せられたる社説『開拓の政略を議す』によつて提出されてゐる。すなはち本社説はその『第六』（第八四號、十月二十九日）に於いて、『我政府は開拓使へ下附するに一千餘萬圓の金額を以てせられたるなれば是れ取りも直さず人爲の方便に依て強て一千万圓の購買者を開拓使下へ發せしめられたるものなりと云はざるを得ざるへし』（一二〇六頁）として政府の力による政治的需要造出を難じ、而して後曰く、

『凡そ新に土地を開拓するの初めに當りては此新開の地は概ね百般の財源に富ミ萬殊の産物に豊かにして其貨物と人口との割合は之を故國に比すれば必ずや貨物の大に人口に超過するものなくんばある可らざるなり而して新地を開くの順序を見るに先づ勞力の此地に來るありて而して後ち資本の之に次くを常とするなれば新地の勞力に乏しきは其の資本に缺乏するの更に大なるものあるに如かざるなり故に新地の利息と賃銀とは之を故國に比すれば共に大に高價ならざるを得ずと雖も其賃銀の高價なるは其利息の更に高價なるものあるに如かざるなり而して今や我北海道の地位は亦た全く如斯くならざるを得ず其賃銀と利息とは之を内地に比すれば甚た

高價なるべしと雖も就中其利息の高價なるは更に一層の甚たしきものなくんばある可らざるなり故に此地を開くの順序たる先づ割りに低廉なる勞力を使用するにあり割りに高價なる資本を要する所の機械を使用するにあらざるなり』（一二七〇頁）

然るにこの『勞力』なるものも、貧民の勞力のみを以てしては足りないことは、既に鈴木大氏により『北海道開拓問答』（明治十五年毛筆筆記にて丁數を缺く）に於いて主張せられてゐる。すなはち氏は貧民より募集して移住せしめたる者や屯田兵に就き、『殖民屯田兵等ハ官ノ補助全ク廢セハ獨立シテ生産ヲ維持スルヤ再ヒ破産ノ流民トナルヤ未タ知ルヘカラス』と述べ、然る後曰く、

『貧民ハ……偶金錢ヲ得レハ放食流飲シ或ハ無用ノ物品ヲ求メ又食スヘキ物アル間ハ盡ル迄優游シ起臥談戯ニ空ク日月ヲ送り世ノ所謂ナマケ者ニテ遂ニ糊口スルコト能ハスシテ郷里ヲ去ル者此レ乃貧者ノ流民ナリ之ヲシテ悔悟心ヲ發セシメハ其郷里ニ在テ其産ヲ回復スヘシ何ソ絶海窮島ニ赴キ以テ回復ヲ計ランヤ然ルニ官廳其内情ヲ察セス其表面ヲ憐ミ資本ヲ給シテ産ニ就カシメントスト雖モ俗ニ所謂持チ癖ハ直ラス又ハ其金ノアル内ハ懶惰スルハ理ノ然ル所ナリ』

然らば貧民は全然用ふべき所がないかと云ふに、『其道ナキニ非ス五畿七道ノ富者ヲシテ開拓ニ從事セシメハ貧民ハ其使役ニ供スル必要ノ者タリ』併し乍らさればと云つて氏はこの資本を國家資本に求めることはなかつた。すなはち氏は『人ノ利ニ趨ルヤ勢禁スヘカラス唯々全國ノ人ニ利ヲ與ルノミ』とし、又『凡ソ事ニ本末アリ其本末ヲ顛倒セハ勞スル所大ニシテ功少ク費ス所多

クシテ利寡キハ理ノ當然ナリ』として、『東京經濟雜誌』と全く同様に『北地ハ漁業ニ利アリ礦山ノ利耕作ノ益皆及フ一能ハス』なる漁業擁護主義に歸着したのである。

かくの如く資本の必要を叫んだ者ですらその結論は漁業第一主義である有様であるから、一般がなほその何たるを問はず唯人の多からんことをのみ願つたのは當然である。すなはち先づ人さへ移れば需要は自ら生じ、需要のある所産業亦起るべし、といふのである。例へば、『東京經濟雜誌』第七十二號(明治十四年八月六日)の社説『開拓使ヲ論ス』の第三には次の如くある。

『夫レ北海道ヲシテ繁榮ナラシメント欲スルハ唯々人口ヲシテ蕃殖セシムルニアルナリ而シテ人口ヲシテ蕃殖セシムルモノ唯々移住者ヲシテ利益多カラシムルニアルニアリ移住者ヲシテ利益多カラシムルハ其山野ニ田獵シ海濱ニ網罟シテ得ル所ノ物産ヲシテ高價ニ賣捌クヲ得セシムルニアルナリ其産物ヲ高價ニ賣捌クヲ得セシムルモノハ之ヲ買ヒ之ヲ各地ニ賣捌キテ以テ營業トナスモノヲシテ多ク北海道ニ集マラシムルニアルナリ』(七九〇頁)

すなはち經濟的自由主義が人口第一主義と密接に結びついてゐるのである。

四圍の情況かくの如くであつたから、岩村長官の改革に與へた影響大なりと稱せられる金子堅太郎子の伊藤參議に提出したる『北海道三縣巡視復命書』(明治十八年)も亦、囚徒を以て開發に當らせる策を推奨し、『尋常ノ工夫ヲ使役スルト、囚徒ヲ使役スルト、其賃錢ノ比較ヲ舉レバ、北海道ニ於テハ尋常ノ工夫ハ、概シテ一日ノ賃錢四拾錢ヨリ下ラズ。囚徒ハ、僅ニ一日金拾八錢ノ

賃錢ヲ得ルモノナリ。然ラバ則チ、囚徒ヲ使役スルトキニハ、……工夫ノ賃錢ニ於テ、過半数以上ノ減額ヲ見ルナラン』(『新撰北海道史』第六卷「史料」二、昭和十一年、六一八—六一九頁)と述べて、單にその勞賃の低廉よりする有利性を説いたのみで、貧民や無賴の徒を以て開發を行ふことの可否そのものには遂に觸れなかつた。

然るに岩村長官に至れば、前述の如くにこの點に關する重大なる變化が行はれた。すなはち同長官は明治二十年四月、管内郡區長會議に於いて爲したる演説(『官報』第一一七〇號、明治二十年五月二十六日、第一一七一號、同二十七日、第一一七二號、同二十八日)の中に於いて明かに次の如く述べてゐる。

『移住民ヲ獎勵保護スルノ道多シト雖モ渡航費ヲ給與シテ内地無賴ノ徒ヲ召募シ北海道ヲ以テ貧民ノ淵藪ト爲ス如キハ策ノ宜シキ者ニ非ス是レ昨年政府ニ上請シテ渡航規則廢止ノ發令アリタル所以ナリ自今以往ハ貧民ヲ植エシテ富民ヲ植エシテ極言スレハ人民ノ移住ヲ求メスシテ資本ノ移住ヲ是レ求メント欲ス因リテ之ヲ獎勵スルタメ馬耕農業保護法ヲ設ケ一箇人又ハ一會社ニシテ滿五年以内ニ二十町歩以上ノ土地ヲ墾成シタルモノニハ其費用(一段歩金七圓ヲ以テ算ス)ニ對シ墾成後十箇年間利子ヲ下附スヘシ……又獨リ農業ノミナラス工作製造事業即チ鐵道ヲ敷キ水道ヲ架シ或ハ海岸ノ埋立築出シヲ爲スノ類又ハ物産製造所ヲ新設スル如キ其成績大ニ望ミアルモノニシテ資本金三萬圓以上ヲ卸シタルモノニハ其資本金ニ對シ六年間以内年五厘以下ノ利子ヲ保證給與スルノ方法ヲ内定シ政府ノ認可ヲ經タリ此他務メテ直接ニ一人ニ惠與スルノ保護ヲ爲サス間接ニ公衆ニ利益ヲ與フルノ保護ヲ爲サントス』(二六六頁)

成程この轉換は、長官自身には、直接的保護より間接的保護への轉換と感ぜられたであらう。

そして確かに形式的にはそれは事實である。併しこれを實質的に云ふならば、單にかかる保護の與へられる形の問題よりも遙かに重大な問題が、この轉換の中に含意されてゐたのであり、それが前記の如き農、工、漁業政策の大轉換となつて現れたのである。それはすなはち國家資本の進出による開拓に代へて民間資本の進出誘導による開拓を以てせんとすることであり、すなはち北海道開拓の資本的意義が始めて實質的に意識せられたことを意味するものである。

かかる轉換によつて生じた個々の政策變更を中心とする派生的論議に就いては、漁業に就いては既に前節で述べたし、農業及び工業に就いては本節の後の諸項に於いて述べることにし、吾々は本項では『人口か資本か』に關する原則的論議を少しく辿つて見よう。

言ふまでもなく資本とは單なる物を意味するものではなく、その對象たる人口の存在なくしては凡そ資本は存在し得るものではない。唯『人口か資本か』といふ場合、ここで問題とせられてゐることは、資本が資本たり得る爲めにそれが必要とする人口が十分であるか、又は人口に對して『資本』が不足してゐるか、といふことである。従つて『人民ノ移住ヲ求メシテ資本ノ移住ヲ是レ求メント欲ス』といふが如きは、その表現がいささか偏つてゐると云はざるを得ない。従つてこれに對する理論的反動が起ることは蓋し止むを得ない所である。例へば勝山孝三氏は『北海道殖民策、日本開富』（明治二十四年）に於て曰く、

『北海道ヲ開拓スルニハ資本ノ必要ナルハ論ヲ待タズ然レモ其資本タルヤ人民カ多數移住シテ労働スルアリテ而後始メテ其資本ノ流動スル者ナレハ多數人民ノ移住スルアリテ應度ノ労働ヲ採ルナクシテ豈焉ソ其資本ノ活用ヲ望ムアラシヤ然ラハ資本ノ投入ニ先チテ人口移住ノ獎勵ハ之レ今日ノ急務ナリ』（四五―四六頁）

これは明かに岩村長官の説く所の反對である。氏は更にこの點を北海道の農業開發との關係より詳論して曰く、

『然ルニ今北海道ノ事ヲ論スル者ノ言ヲ聞クニ大ナル資本家アリテ大ナル資本ヲ投シ大ナル土地ヲ有シテ大仕掛ニ耕耘スル猶ホ亞米利加ニ行ハル、大農法ノ如クセント欲スル者多キカ如シ大農法固ヨリ好シカ實行ハ我輩モ望ム處ナレモ必スシモ如此キヲ要セス設ヒ如何ナル無資本家如何ナル愚民ニモセヨ多數ノ人口北海道ニ移セハ其人ト人トノ間ニ労働ノ競争モ出來從テ資本モ流動シ來ルハ疑ヲ容サル所也故ニ今北海道ニ種々ノ殖産會社若クハ事業會社ヲ起スニ先チ人ヲ招クヲ急務トセサル可ラス吾輩ハ是レ實ニ北海道ニ於ケル第一得策ト信スレハナリ然ラハ先ツ招人主義ヲ執リ人ノ賢不肖ヲ問ハス其智愚ヲ問ハス又資本ノ有無ヲ問ハス凡テ日本人タル者ハ何人ニテモ速ニ北海道移住セシムルノ方法ヲ取ルヲ以テ今日ノ必要ト思惟スルナリ勿論我輩ト雖モ北海道ニ資本ノ必要ナルハ能ク了知スル所ナレモ人民僅少ニシテ眞正ノ事業ノ起ラサルニ先チ資本ノミ輸入セシメント欲スルモ到底其利益ヲ見ル能ハサレハ又假令其利益アリトスルモ是レ言フベクシテ行ハレサルノ論ナレハナリ故ニ我輩ハ寧ロ資本ノ多キ人ヲ少數移スヨリ無資本ナリ愚民ナリ其人民ノ地位如何ヲ問ハズ只其人頭ヲ増加スルノ方略ヲ取ルヲ以テ最モ目下ノ急務トスル者ナリ』（四六―四七頁）

併しこの見解は同時に又、後の項に於いて述べる農業に於ける新政策に對する批判でもある。すなはちこの新政策は大きな派生的問題を隨伴し、これは本來の理論的問題よりは寧ろ廣汎に論

ぜられたものであつて、右の勝山氏の見解はこの派生的問題との關聯に於いて理解した方がよりよいであらう。

更に某氏(譯なる名を有する恐らく樺戸集治監在職者)の『北海道開拓私儀』(明治二十五年一月——全文毛筆)なる上進書は、開拓の爲めに採らるべき施策五箇條すなはち『開拓方法五事』を擧げ(二頁)、同時に開拓を妨げる事情五箇條を擧げて(三―五頁)、前者をして後者を克服せんことを推奨してゐるのであるが、その後者の第一に就いて次の如く述べてゐる。

『本道ノ開拓ヲ急務トシ破産無頼ノ人民ヲ募集シテ強テ農事ニ從ハシムルモ斯、ル卑屈爲性ノ輩ハ固ヨリ官ノ保護ニ依頼スルノミニテ毫モ自ラ艱難ニ耐ユルノ氣象ナキ者ナレハ官ノ保護止ミテ忽チ衣食ノ道絶ヘ再ヒ破産無頼ノ舊態ニ復シテ他人ノ恩恵ヲ受ケ僅カニ一日ノ生命ヲ保ツカ如キ事實ハ本道ニ於テ往々目撃スル所ナリトス故ニ潔ハ本道ニ農事ヲ目的トスル移住人民ノ多クナラムコトヲ期望スルモ決シテ國庫支出ノ資金ヲ費用シテ、ル破産無頼ノ人民カ本道ニ其移住ノ數ヲ加フルコトヲ欲スルニ非ス然レモ内地ニ於テ多少ノ動産ヲ有シ多少ノ不動産ヲ有シ不十分乍ラモ一家衣食住ノ生計ニ差支無キノ人民ヲ獎勵シ自ラ本道ニ移住シテ其内部未開ノ山林ヲ開拓シ以テ農事ニ從ハムトスルノ思念ヲ喚起セシムルコトハ其事甚ク難キモノ有ルナリ何トナレハ人各々生計ノ安堵ト身心ノ快樂トヲ欲スル者ニテ他ニ之ニ代ユ可キ程ノ者ナキトキハ其故郷墳墓ノ地ヲ去リ不案内ノ他國ニ至ルコトハ何人ト雖モ敢テ望マサル所ナラム是レ其難キ一ナリ』(三―四頁)

更に筆者は士族授産の立場からする北海道拓殖論に觸れ次の如く述べてゐるが、これは本土に於ける貧困の解決策としての北海道拓殖の問題が資本の投下舞臺としての北海道の拓殖の問題に

轉換せる事實をよく反映せるものと云ふべきであらう。

『或曰ク士族授産ノ方法ヲ設クルコトハ今日ノ要務ナリ此ノ伐木既済ノ土地ヲ下附スルノ方法ハ移住士族ニ限リテ之ヲ特行スヘシ廣ク此方法ヲ得テ一般移住人民ニ施行セムト云フハ乃チ保護ノ厚キニ過クルモノ無キヲ得ン乎ト潔之ニ答テ曰ク其至厚ナル保護ノ中ニ本道開拓ノ速成ヲ促スヘキノ元質ヲ含有セリ論者ハ士族ノ授産ヲ急トシ吾ハ北海ノ開拓ヲ先トス其見ル所先後緩急ノ別アリテ然ルノミ潔ノ所見ニ因レハ其伐木既済ノ土地ヲ得テ之ヲ移住士族ニ下附スルコト固ヨリ可ナリ廣ク之ヲ一般移住人民ニ下附スルコト固ヨリ可ナリ只ク其農事ヲ目的トシテ移住スル人民ノ多ク益々可ナルコトヲ確信スルノミト』(八―九頁)

特にこの際『論者ハ士族ノ授産ヲ急トシ吾ハ北海ノ開拓ヲ先トス』といふが如き句を注意すべきである。

同年には更に『東京經濟雜誌』すら資本の不足を叫ぶ寄稿を採用してゐる。第六百四十四號(十月八月)に於ける久松義典氏の『徳川幕府蝦夷支配始末、北海道の經濟問題』がすなはちこれである。その冒頭に曰く、

『十一州八拾六郡の大境域に五百萬乃至七百萬の人口を容るゝには自今何拾年を要すべきか、是れ實に北海道當下の一問題なり、吾人は此問題に對する毎に人口の増加を思量し、隨て勞働の供給豐滿ならんことを望みたれとも、若し篤と實際を吟味せば本道目下の缺乏は勞働に非ずして資本に在りと謂はざる可らず、蓋し資本と勞働との經濟社會に於る自然の割合たる府縣に於ては久しく其常位を保ちたるへしと雖も、人口少なき殖民地邊海絶島の國土に於ては資本已に缺乏せるか上に無資力なる移民來住の風潮高ければ高き程一層の缺乏を感

するに至るなり、此間若し火災水害若くは凶歉等の不時に大損害を加ふることあらんには資本の缺乏に更に一層の度を加へて大に農商漁業の發達を妨害せんとす」(五二二頁)

この資本の缺乏を補はんとしても、地元にはその力なく、中央より得んとするも土地以外の抵當なく、而も北海道の土地を抵當として資本を融通せんとするものはあり得ない。然るに北海道の資本の缺乏従つてその要求は極めて切迫して居り、『飢者食を撰はさるの喩の如く、本道に於ては方法手段の如何を問はず資本を得るの道さへあれば其種類性質を問ふに暇まあらざるなり』(五二二頁)従つて今としては結果さへ得られるなら方法は問ふ時でない、としたる後曰く、

『是故に吾人は不満足乍らも彼の公債募集と富籤計畫とを以て目下問題となりたる資本吸收法と爲し、其の概要を記して起業者の参考に供すべし、蓋し公債論者の中には單に之を以て殖民鐵道の敷設費に供せんと欲し、他の道路港灣等は別に方法を立て、資本を集めんと企てたるか如し、……又他の一法は凡そ一億萬位の北海道債とでも云ふべきものを起し、之を一切の殖民費に供することとし、而ふして其の償却方法は本道に於る水産及酒煙草菓子其他一切の税は總て國庫に納めず、毎年之を以て右公債を償還することとなし、明治廿六年より同五十五年迄三十ヶ年を期し五ヶ年一期にて、五百萬圓乃至一千萬圓つゝ減債する方法なりと云へり、……又富籤に至りては彼の西班牙政府の下に成立たるマニラ富籤の方法に倣ひ、公然たる官許の大富籤を興行するの目的なりと聞けば、隨分手強き世上の反對論を相手にするの覺悟なかる可らず……と雖も、若し平心冷頭にて北海道の前途を深慮し、開拓事業の性質及び始末を熟察して本道實際の有様を洞知したる人ならんには、公債なり富籤なり權略的計畫たるの事實を認め乍らも恐くは不同意を唱ふるもの尠なかるべし』(五二二頁)

すなはち資本を要求するの急なる餘り、開拓の爲めの公債の發行より、更に進んで富籤の採用をすら推奨してゐるのである。

併し乍ら公債及び富籤の眞の提唱者は岩橋謹次郎氏であつた。氏はこの意見を持つや、各種の機會を利用してその宣傳に努めたので、右の如く『東京經濟雜誌』上でも批評推薦されたのであるが、明治二十五年に至つて氏は斯論を纏めて一書を著した。『北海道開拓新論』がすなはちそれである。

氏は先づ日本には人口過剰が存在する故、人の點ではその不足を憂へる必要がないと考へる。曰く、

『人口年々増加シテ追々此有用萬物ト人口トノ割合ヲ失ヒ人々カ用ユル所ノ物量ヲ減スルカ或ハ前ニハ用ヒサリシ一段下リタル性質ノ品物ヲ用ヒサルヲ得サルニ至レリ但シ人一人増セバ一人丈ノ力ヲ増ス故產物高モ一人前丈或ハ協力多功ノ理ヨリ考フル時ハ一人半前モ產物ヲ加フヘキ管ナレ共產物ノ本源タル土地水面ニ限リアリテ理屈通り產物ノ増加ヲ見ルニ能ハス又タ智識經驗ニ乏シキ故未前ノ新業ヲ起スカ新方法ヲ發明スルニモナシ能ハス只タ舊來仕馴レタル方法ヲ以テ舊來仕馴レタル業ノミニ從フテ以テ益々土地水面ノ不足ヲ感スルニ至レリ現ニ生ニ奉スルニ能ハス豊年スラ草根ニ餓ヲ凌グモノナキニ非ス何ソ將來ノ爲ニ貯蓄スルヲ得ン一朝大飢饉アラハ死ヲ免レサルモノ多カラン嗚呼危哉飢饉ヲ以テ過剰人口ノ自然淘汰ナリトナスモノアレハ是豈ニ吾人ノ喜ブヘキナランヤ然ルニ北海道ハ富源タル地面六千〇九十五方里三六アリアテ加カモ地味膏腴ニ此地面

ノ周圍千二百四十一里七二（本島屬島千島共合計）ヲ繞クル所ノ莫大ノ水面ハ魚屬海藻ニ富メリ内地ニテハ一方里平均ノ人口二千以上ナレトモ北海道ニ於テハ假リニ少ク一方里ニ一千人ヲ移スニ足ルモノトスルモ全道ニテハ六百〇九萬五千三百六十人ヲ養フヲ得テ且ツ生活ノ度ハ頗ル内地ヨリハ高カルヘシ又ク一方里ノ地ハ方六尺ハ積四百六十六萬五千六百ヲ有スレハ假ニ一步平均一錢ノ物ヲ産スルモノトスルモ全道ニテハ二億八千四百三十八萬五千〇五十六圓十六錢ノ收穫アルヘシ北海道ノ水産ハ其陸産ニ比シテ大ニ開ケ居レモ未タ遺利多シ遠洋漁業又ハ奥千島ノ沿岸等ハ未タ全ク人手ヲ經サルモノナリ其他詳細ニ穿鑿ナサバ尙ホ漁業ヲ營ムヘキノ地夥多アルヘシ此外石炭硫黃等諸礦物甚タ多ク實ニ北海道ハ一大豐富ノ地ト稱スヘシ（三一四頁）

然らばこの北海道へ過剰なる人口を收容すべき策は如何。氏は曰く、

『則チ政府ニ對シテハ集治監、屯田兵、保護移民、開墾會社補助、其他無力ノ保護金等ヲ廢シ人民ニ對シテハ高利ノ資本ヲ投シテ成立テ難キ原野開墾ヲ斷然見合スヘキヲ勸告スルモノナリ』（一三頁）

この方策を採れば政府に於いて百數十萬圓の經費を節約することが出来る。そこでこの中百萬圓の八箇年分すなはち八百萬圓を資本として用ひることとし、これを三箇年間に消費することとする。その爲めには公債の發行が必要である。すなはち、

『八ヶ年ノ後ニ得ヘキ八百萬圓ヲ三ヶ年ニ費サントスルニハ此ニ一策ナカルベカラズ則チ北海道公債證書六朱利付八百萬圓ヲ發賣シ年々百萬圓宛償却ナシ九ヶ年ノ短期ニシテ完済スル歟或ハ區々タル八百萬圓公債杯トハ面倒ナリ一時御用立テント言フモノアラバ一個人ヨリ借入ル、モ手數少クシテ更ニ妙ナリ』（三一頁）

更に又氏は富籤を推奨して曰く、

『見ヨ各國富籤ニ依テ大事業ヲ成就シ大利益ヲ得テ國礎ヲ鞏固ニナセルコトヲ彼其便ニ馴レ濫用度ナク弊ヲ見ルニ至テ漸ク禁止シタリト雖モ尙公益ニ關スルモノハ特許ナシタル者アルヲ彼外國富籤ニ依テ今日強盛ノ基礎ヲ致セルニ我國何ノ因縁アリテ獨リ其惠ニ依ル事能ハザルカ思ハザルノ甚シキモノナリ其方法宜シキ富籤ニ至テハ人心ニ活動ヲ與ヘ金融ノ敏活ヲ助ケ事業ヲ成就シ國利民福ヲ増進スルヲ得ルナリ何者カ之ヲ否ラズト云フコトアラシヤ今ヤ政府英斷ヲ以テ日本國中ニ唯一ノ大富籤會社ヲ北海道ニ特許シ無資ノ故ヲ以テ逡巡スル所ノ事業ヲ成就セシメ速カニ北海道ヲ開カバ日本ノ富強モ亦以テ圖ルヲ得ヘシト云爾』（六二―六三頁）

かくの如く述べて氏は更に進んで具體的詳細に富籤會社の内容を説明してゐるのである。

かくて北海道に於ける資本の要求は富籤會社の提案を爲さしめる迄に至つた。以て北海道拓殖の歴史的根據の轉換を察知し得るであらう。併し吾々としてここに注意を要することは、氏にあつては、人口が不要であるといふ譯ではなく、唯既に人口過剰が存在するのであるからその不足に對する顧慮を必要としないだけであるとして、人口過剰論が論據の一つに依然として採用されてゐる點である。

三

既に述べたる如くに、岩村長官の敢行した拓殖政策の轉換は、開拓使の政策への復歸を意味するものではなく、全く新たな政策への出發をなすものであり、それに先立つ三縣一局時代はこ

の新政策への生誕に至る迄の藩の時代に外ならなかつたのである。併し一般の眼には、開拓使の保護干渉政策が三縣一局の自由放任の政策に一變し、再轉して北海道廳の保護干渉政策となり、かくて政策は常に右往左往してゐる如く見えたのは、無理もないことである。さればこそ既に北海道廳の設置に當つて、前節に於いて見たる如くに『朝野新聞』の如きがこの點を衝いたのであるが、併し岩村長官の資本助成政策への大轉換を見て、拓殖政策は絶えず浮動して歸一する所を知らないといふ非難が起つたのは、全く看易い事實である。殊に岩村長官の新施策に伴つた過誤が、二十五年に於ける渡邊長官の北海道炭礦鐵道會社の堀社長の罷免その他によつて是正せられるのを見ては、この浮動性は一層確實なものと思へたであらう。従つてここに、拓殖政策は絶えず浮動する故にこれに一貫性を有たせよとの要求、又は拓殖政策は確固たるものをその基礎に有たない故にこれを發見決定せよとの要求が起ることとなつたのである。

かかる要求は、岩村長官に始る新政策が漸く世の注意を惹め始めた明治二十五年頃から喧しくなつたのであり、而もそれは主として議會に於いて要求せられた。そこで吾々は簡單にこれを迎らうと思ふのであるが、その前に既に第一議會に於いて北海道拓殖の根本方針に關して論議せられることがあつたから、先づこれから述べよう。それは第一議會の衆議院に於ける豫算案に關する全員委員會(明治二十四年一月十日)に於ける梶田喜左衛門氏の質問に發するものである。すなはち

氏は曰く、

『釐分北海道ノコト、云フハ明治ノ初年頃ヨリ國庫金ヨリ、北海道ニヤ(マ、)ツクモノガ莫大ノコト、考ヘマスガ、又只今ニ於テ百二十何萬ノ如キ金額モ要シテ居リマス、北海道ノコト、云ヘバ各會社ニハ補助ヲシテ居ルヤウニ考ヘマス……政府ハ北海道ノ女郎屋マデモ補助シテ居ルヤウニ聞イテ居ル、併シ補助ヲ受ケテ商法ハ相成ラスト云フ規則ハアリマセヌケレドモ、種々ノ正シクナイ説ヲ聞込ダゴトモアリマスガ、此ノ北海道ニ就イテ政府ノ將來取ルトコロノ、北海道ノ政略、將來ノ方針ノ大體ニ就イテ、私ハ一言お(マ、)尋ラシテ置キタイト考ヘマス』(『官報』明治二十四年一月十三日號外、第一議會衆議院速記録第二四號、三三一頁)

これに對して政府委員たる白根專一内務次官は次の如く答へてゐる。

『……北海道ニ移住シテ益ガナイト云フ評判ガ廣ガル、ソレデ必竟事業費ノ方ニ精神ヲ傾ケテ往キマスレバ、從ツテ人ガ移住シテモ住ミ易クナル、又便利モヨクナル、從ツテ北海道ノ開ケルニ都合ガ好イコトニナル、斯ウ云フ風ニ豫算ノ方針ハ取ツテ居リマス』(同上)

次に拓殖方針が保護干渉主義と自由放任主義との間を右往左往してゐるといふ批判としては、明治二十五年五月五日に、衆議院議員河野廣中及び工藤行幹の兩氏が、岡田孤鹿氏外三十一名の賛成を得て、第三議會の衆議院に提出した質問書中の第一項たる、『北海道殖民開拓ニ對スル施政ノ方針』(『官報』明治二十五年五月十一日號外、第三議會衆議院速記録第三號)の如きである。曰く、

『政府ハ始メ北海道ニ開拓使ヲ設ケテ專ラ保護干渉ノ政ヲ施シ其後一轉シテ三縣ヲ分設シ放任ノ政ヲ行ヒ最

後ニ北海道廳ヲ設ケテ再ヒ保護干涉ノ政ヲ施行セリ如斯既往二十二年間ニ在リテ政府ハ屢官衙ノ組織ト施政ノ方針ヲ變更シ人民ヲシテ依倚スル所ヲ知ラサシムルハ如何ナル必要アリテ爲シタルモノナリヤ且又政府ハ將來本道ニ對スル施政ハ如何ナル針路ヲ採ルヤ』(一七頁)

すなはちこれは北海道廳の政策を以て『保護干涉ノ政』なりとなし、そして開拓使以來拓殖政策は保護と自由との間を右往左往してゐると考へるものである。

これに對し松方正義内務大臣は六月十三日附を以て答辯書を提出した。それは先づ北海道行政機構乃至は施政方針の變化なるものは、政府の主體の方針自身の變化によるものではなくして、北海道の客觀的開拓狀況の變化によるものであると述べてゐる。曰く、

『凡ソ廣大ナル未開ノ土地ヲ拓キテ民衆ヲ移植シ新一國土ヲ經營スルハ眞ニ至難ノ事業ニシテ到底一個人ノ勞資能ク之ヲ爲シ得ヘキニアラス須ラク政府自ラ是カ指導者トナリ畫策者トナリ唯國家將來ノ福祉ヲ目的トシ一意之ヲ貫徹スルノ策ヲ取ラサルヘカラス是即チ政府カ曩キニ北海道ニ開拓使ヲ置キ大ニ拓殖民ノ事業ヲ起シタル所以ナリ

『右之結果トシテ漸次土地開ケ人口増殖シ來住民各自漸ク其堵ニ安ンスルト同時ニ政府自ラ事業者タルノ必要ハ漸ク減少シ其大體ニ於テ已ニ整ヒタル事業ニ對シテ政府ハ寧ロ之ヲ監督維持スルノ必要ヲ生スルニ至リ且ツ普通行政事務漸ク頻繁ヲ來クシ之ニ加フルニ函館札幌及根室地方ハ各地風土慣習ノ異ルモノアリ從テ各地分治ノ必要ヲ感スルニ至レリ此ニ於テカ三縣分治ノ制度ヲ布キ之ニ任スルニ專ラ普通行政事務ヲ以テシ從來政府經營ノ事業ハ之ヲ農商務省ニ移シ北海道事務管理局ヲ設ケテ之ヲ繼續セシメタリ而シテ開拓使廢止ノ後ト雖ト

モ拓殖民ノ事業ハ之ヲ保護スル事ヲ怠ラス敢テ之ヲ放任シタルニアラス然ルニ月ヲ逐ヒ年ヲ重ね民生大ニ頻繁ニ赴クニ從ヒ北海道ニ關スル行政問題ヲ生シ例ヘハ鐵道運河ノ如キ三縣分立シテ以テ其計畫監督等ヲ行フニ於テハ遂ニ其責ヲ全フスルコト能ハサルニ至レリ於茲カ全道ヲ統轄シテ保護監督スルノ必要ヲ充タサンカ爲ニ北海道廳ヲ置クニ及ヘリ』(六月十四日號外、第三議會衆議院速記録第二六號、五九八頁)

更に續いて將來の方針を述べて曰く、

『政府ハ今後益々拓殖民ノ實效ヲ擧クルコトヲ期シ事務ノ未タ整理セサルモノハ之ヲ整理シ民口ノ増加ト物産ノ繁殖トヲ計リ其經濟上ノ狀況大ニ發達スルニ及テハ政府ハ漸次民業ヲ直接ニ補助スルヲ止メ單ニ私力ノ及ハサル公共事業ヲ處理スルノ方針ヲ取ラントス』(同上)

然るにこの工藤行幹氏は、この答辯を以て満足することが出來ず、同年十二月二十一日に、他の二名と共に、小笠原貞信氏外三十二名の賛成を得て、第四議會の衆議院に又も『北海道施政ノ方針ニ關スル質問書』を提出した。これは六箇條の内容から成るものであるが、その中施政の一般方針に關するもののみを見ると次の如くである。

質問書の第一箇條は大約次の如くである。

『……既往二十二年間ニ於テ殆ント五千萬圓ナル巨額ノ國費ヲ投セシニモ拘ハラス其成績ノ甚ク見ルヘキ者ナキハ畢竟政府ハ從來北海道ニ對スル施政ノ針路其當ヲ得サルニ原因スル者ト云ハサルヲ得ス果シテ然ラハ向後政府ニ於テ北海道ニ對スル行政ノ組織如何ニ改良スル見込ナルヤ又如何ナル方法ヲ以テ拓殖民ノ實效ヲ期スル見込ナルヤ』(十二月二十二日號外、第四議會衆議院速記録第一八號、四〇五頁)

要するにこれは北海道の行政組織と拓殖方針とに關し一般的に質問せるものである。内務大臣井上馨はこれに對し翌二十六年一月十二日に答辯書を提出したが、そこに於いてはこの質問の部分には觸れず、後の部分に就いては、在來の拓殖の効果は豫期の如くは進んでゐないものがないでもないが、『而モ戸口ノ蕃殖土地ノ開發交通ノ利便物産ノ興起水産其他諸税ノ増加並警察監獄教育衛生ノ施設等年ヲ逐フテ進歩シ頗ル觀ルヘキモノアリ』（二十六年一月十五日號外、同第二七號、六六九頁）とし、更に將來の方針に就いては次の如く述べてゐる。

『將來本道拓殖ノ方法ニ至リテハ本大臣ハ特ニ意ヲ加ヘテ調査ニ從事シ……其事業ノ存スヘキモノハ之ヲ存シ廢スヘキモノハ之ヲ廢シ振興スヘキモノハ之ヲ振興シ矯正スヘキモノハ之ヲ矯正スルノ順序方法ヲ確定セント欲ス……今回帝國議會ニ提出シタル豫算案中北海道事業費ニ於テ節減ヲ加ヘ……タルカ如キハ即チ前述ノ旨趣ニ外ナラサルナリ』（同上）

吾々はこの際、前に觸れた渡邊長官による『英斷』を想起しなければならぬ。蓋し同長官による本措置は、外見的には、岩村長官の新政策の放棄とも見られもしたであらうからである。

この空氣は又貴族院にも現れて來た。それは第四議會の貴族院に提出された『北海道調査完成ヲ要スル建議案』（明治二十六年二月二十八日）であるが、蓋し本建議案提出の意圖は後述の如くに『ドウシテモ此際一定ノ方針ト云フモノヲ定メテ拓殖民ニ着手シナケレバナラヌ』といふことにあ

つたからである。

本建議案の要旨を述べれば、それは要するに、『北海道ヲシテ我が帝國ノ版圖タル地位ヲ維持更張セシメント欲セハ官民共ニ速ニ之ヲ開拓スルノ義務ヲ負ハサルヘカラス』然るに『開拓興業ノ基礎ト爲ルヘキ學術上ノ調査及開墾ノ要素タルヘキ地區ノ測量ニシテ未タ完成セサルアラハ巨萬ノ資ヲ投スルモ或ハ徒費ニ屬スルコトヲ免レザラン』（同年三月一日號外、第四議會貴族院速記録第四一號、五七一頁）といふにある。そしてその調査項目としては、地區測量を始めとして産業及び土木事業に關する合計十一項目が擧げられてゐる（同上）。

本案の提出者たる近衛篤磨公爵は本案を説明するに當つて、北海道拓殖なるものは一定の根本方針によつて行はるべきであるが、この方針が未だ定まつてゐないから、これを決定する爲めに科學的な調査が必要であることを主張して、曰く、

『ドウシテモ此際一定ノ方針ト云フモノヲ定メテ拓殖民ニ着手シナケレバナラヌ……其施政ノ方針ハドウスルカト云フト……先ツ其北海道ニ對スル施政ノ方針ヲ定ムル前ニ十分ノ學術上ノ調査ヲスルコトカ實ニ必要デアラウト思フ、夫故ニ此建議案ヲ提出致シマシタ所以ハ斯ノ如キ學術上ノ調査ヲサセルタメニ委員ヲ派出シテ十分ニ學術上ノ調査ヲサセヤウト云フノガ趣意デアリマス』（同上、五七二頁）

本建議案は過半数を以て成立を見てゐる（同上、五七四頁）。

なほ、この問題に關する議會に於ける論議は決してこれを以て盡さるものではないけれども、それ等は便宜上次項以下に於いて取扱ふこととする。

四

前述の如くに、岩村長官による拓殖の基本方針の轉換は各種の方面に現れた。水産業に關して行はれた所に關しては既にこれを前節で述べたが、本項では官業その他に現れた新政策に關する問題を述べることにする。

岩村長官は明治二十四年四月郡區長會議に於いてなしたる演説に於いて曰く、

『抑も北海道開拓ノ舉アリテヨリ今二十年ニ垂トス蠶桑麻苧菽麥甜菜ノ農業ニ於ケル馬牛雞豚綿羊ノ牧畜ニ於ケル木工、鍛工、製粉、製網、紡織、製糖、罐詰等ノ諸業ニ於ケル其試驗已ニ熟シ經驗モ亦富メリ然ルニ依然官業ト爲シ其製作販賣等ノ權ヲ舉ケテ官廳ニ有シ人民ハ之ニ競争スルノ力ナクシテ自暴自棄ニ陥リ一人ノ能ク奮テ農工製造業ノ爲ニ資本ヲ投シ一大事業ヲ企設スルモノナク官廳ニ於テモ其製作販賣ノ事ヲ不熟練ナル官吏ノ手ニテ處理スルヲ以テ經濟ノ原理ニ背キ年々收支相償ハサルノ結果ヲ呈ハセリ是レ本官力赴任ノ初ヨリ第一ニ是等ノ官立工場等ヲ民業ニ移サンコトヲ規畫シ漸次人民ノ請願ニ應ジ貸下ケ又拂下ケノ處分ヲ爲セシ所以ナリ』(官報「第一七〇號、明治二十年五月二十六日、二五二頁」)

かくの如くに、官營工場がある結果として、民業は競争上その職業を奪はれ官は又官で損失を

重ねるといふことになるので、官營工場はこれを民營に移し、工業は總て民營といふことにした上で、この民營工場には『其事業ノ大小難易公益ニ關スル淺深ニ應ジテ相當ノ保護ヲ與フル』(同上)ことにするといふのである。
更に又曰く、

『獨リ農業ノミナラス工作製造事業即チ鐵道ヲ敷キ水道ヲ架シ或ハ海岸ノ埋立築出シヲ爲スノ類又ハ物産製造所ヲ新設スル如キ其成績大ニ望ミアルモノニシテ資本金三萬圓以上ヲ卸シタルモノニハ其資本金ニ對シ六年間以內年五米以下ノ利子ヲ保證給與スルノ方法ヲ內定シ政府ノ認可ヲ經タリ』(第一七一號、明治二十年五月二十七日、二六六頁)

すなはち一般資本に進出舞臺を興へる爲めに官業を拂下げると共に、資本の進出を助成する爲め補助金政策をとるといふのである。

従つて明治十九年三月より二十年三月に至る十三箇月に關する報告『北海道明治十九年功程』(道廳開設後の初年度に關する報告である)にもこの點に關し次の如くある。

『開拓使以來設置スル所ノ官立工場ハ本年度ニ於テ漸次人民ノ請願ニ應ジ貸下又ハ拂下ノ處分ヲナシ若クハ事業ヲ停止シタル者ハ札幌製網場、札幌鐵工場、札幌木工場、厚別根室ノ兩木挽場、石狩厚岸ノ兩罐詰所、合計七箇所ナリ其拂下タル者ハ札幌製粉新器械場、札幌麥酒醸造場、別海紗那兩罐詰場ノ四箇所、其貸下ケタル者ハ札幌製粉舊器械場、札幌機織場、札幌大野兩養蠶場ノ四箇所ナリ而シテ札幌葡萄酒釀造場ハ山口縣士族桂

二郎ニ委託シ從來ノ經費五分ノ三餘ヲ減シテ其事業ヲ維持セシメタリ』(『官報』第一二六二號、明治二十年九月十日、九〇頁)

かくの如き官業拂下及び民業補助の政策に對しては、既に第一議會に於いて、『北海道ノコト、云ヘバ各會社ニハ補助ヲシテキルヤウニ考ヘマス……併シ補助ヲ受ケテ商法ハ相成ラヌト云フ規則ハアリマセヌケレドモ、種々ノ正シクナイ説ヲ聞込ダゴトモアリマス』(『官報』明治二十四年一月十三日、第一議會衆議院速記録第二四號、三三一頁)といふ梶田喜左衛門氏の批判があつたことは、前項に於いてこれを述べた。併し第三議會に至つてこの問題は一層具體的な批判を受けることとなつた。すなはち、明治二十五年の第三議會に河野廣中及び工藤行幹の兩氏は岡田孤鹿氏外三十一名の賛成を得て衆議院を通し政府に北海道に關する質問書を提出したが(五月九日附)、その中の第二項『北海道官有物拂下ノ件』に於いてこれに對し批判的態度をとり、『北海道廳ハ格外ノ低價ヲ以テ多クノ官有物ヲ拂下タリ』(明治二十五年五月十一日號外、第三議會衆議院速記録第三號、一七頁)とし、その主なるものとして次を擧げてゐる(同上)。

大野養蠶所	建物及附屬品	一、五二〇・六〇〇
耕地及樹林地		一、三三四・三四八
桔梗野牧場、未既墾地建物及附屬品		一、五七二・九七〇
觀内炭山及炭坑鐵道(二二九萬餘圓を費せるもの)		三、五二二、三一八・〇〇〇

紋別 製糖所

官有林(四五、五〇〇箇)

九九四・八〇七

五、五五九・七八五

札幌麥酒釀造場(數萬圓を費せるもの)

五、二八九・〇一七

これ以外にも尙多しのであるが、『以上官有物ニ係ル創業費ハ若干ニシテ之ヲ拂下ケタル價格ハ何等ニ標準セシ乎』(同上)

これに對し松方正義内相は六月十三日附を以て答へて曰く、

『北海道開拓創始ノ時ニ當リテハ工業未タ興ラス日常物資ノ供給足ラス運輸未タ便ナラスシテ土産ヲ販賣消流スルノ途ナシ故ニ開拓使ハ之ヲ救ハントシ各種ノ農工場ヲ設ケテ殖産興業ノ指針トナセリ然レトモ民力自營ニ堪フルノ時ニ至レハ之ヲ民業ニ移スノ得策ナルハ論ヲ竣タス時機ヲ待テ之ヲ有爲者ノ手ニ委シテ經營セシムレハ是ニ由テ産業ヲ起スモノ多キヲ致スコト必然ノ現勢ナリト認メタリ』(明治二十五年六月十四日號外、第三議會衆議院速記録第二六號、五九八頁)

ここに『有爲者』の手に委ねるとは如何なるものを指すかといふに、それが『事業練達ノ者』であつて政府が安心して委ねられるものであることは云ふまでもない。然らばその拂下價格に就いては如何と云ふに、

『其拂下價格ノ如キハ土地ハ比隣ノ地價又ハ素地拂下代價建物器具器械雜品材料品ハ時價原價評價等ヲ標準トシ而シテ事業ノ難易盛衰土地運輸ノ便否建物器具器械ノ狀況等ヲ斟酌シテ相當ノ價格ヲ銓定シタルモノナリ』(同上)

この価格は一見した所低きに過ぎるやうに思はれるかも知れないけれども、併しそれは機械等が輸入によつた爲め最初は高かつたのが現在では安くなつたものがあり又その後の損耗もあるからである。唯これによつて政府は損失したやうに思はれるが、併しこれ等の事業を敢て行つた爲めに『住民ノ需求ヲ充タシ土産ノ消流ヲ助ケ以テ北海道ノ農牧蠶桑ノ事業ヲ誘起シタル效果ノ大ナルハ蓋シ資金ノ損益ヲ以テ比スヘキ所ニ非ス』(五九九頁)

更に同質問書が、明治十四年に官有物の拂下を行つた所が、これが『大ニ世人ノ非難ヲ受ケ中止シタルニモ拘ラズ後又二三ノ人ニ拂下ケタルハ如何ナル理由ナルヤ』(同第三號、一七頁)と問うてゐるのに對し、同答辯書はこれに次の如く答へてゐる。

『明治十四年中北海道官有物拂下ヲ中止シタルハ全ク拂下ヲナサスト決シタルニアラス前キニ述ヘタルカ如ク民業發達セントスル時機ヲ待チ又將來之ヲ持續スヘキ有爲者ヲ選定シ終始一貫シテ當初ノ目的ヲ達セントシタルニ過キス是即チ明治十九年以降ニ至リ漸次之ヲ民業ニ移シタル所以ナリ』(同第二六號、五九九頁)

又官業拂下、資本補助に類するものに、官貸金處分といふものがある。すなはち凡そ明治二十年の頃北海道民にして開拓使以來官廳に對して帯びたる負債は現在額一、一九四、一六〇圓餘となつて居り、その債務者數は七、五一六人、八郡、八十八村、一會社に及んでゐるが、岩村長官はこれを棄捐せんと云ひ、前記の演説に於いて曰く、

『抑々此官貸金ハ土地ヲ拓キ人民ヲ移シ陸海産物ノ興隆ヲ保護獎勵スルカ爲ニ出テタルモノナルニ其後種々ノ變故ニ遇ヒ還納ノ義務ヲ果タス能ハスシテ今日此巨額ノ負債ト爲リタルモノニシテ負債者ノ情憫ムヘキモノ多シ因リテ其處分ヲ政府ニ上請シ是等ノ官貸金ハ負債者ノ他府縣ニ移住シタルモノヲ除クノ外勸業委託金トシテ本道廳ニ下付セラレ其徵收方法及實際徵收ノ目途ナキモノハ之ヲ棄捐ニ附スル等緩急取捨便宜處辨シ徵收金ハ陸海産物ノ資本ニ充用スルコトヲ允許セラレタリ』(官報)第一七一號、明治二十年五月二十七日、二六六頁)

然るにこの處分に對しても亦右の質問書は言及し、その『北海道勸業委託金處分ノ件』の項に於いて『此金ハ如何ナル種類ヨリ成立セシモノナルヤ』(同第三號 一七頁)と問ひたる後曰く、

『明治二十三年會計法實施ニ先チ北海道廳ハ倉皇委託金ノ處分ヲナシ貸附金五拾七萬餘圓ヲ棄捐シ現在金四拾萬圓ヲ一私人若クハ會社等ニ附與セリ』(同上)

その主たるものを見るに、

札幌 同窓會	三九、三一一・一六
西田 守信	一四、〇〇〇・〇〇
根室 屯田兵	一八、〇〇〇・〇〇
札幌及紋釐製糖會	二二、〇〇〇・〇〇
安田善次郎經營の鐵道	二〇、〇〇〇・〇〇

かかる巨額を附與したのは『何等ノ理由ナルヤ』(同上)と云ふのである。

この質問に對し同答辯書は次の如く答へてゐる。

『勸業委託金ノ成立ハ元官貸金ニシテ其種類ハ舊藩貸勸業貸雜種貸ノ四種トス而シテ其北海道所屬貸付金ノ内明治十九年十一月三十日現在ノ未納額ヲ以テ之ヲ勸業委託金トシテ北海道廳ニ下附シタルモノナリ爾來右勸業委託金ハ之ヲ陸海殖産ノ資本ニ充用スルモノトシ、運轉流用處辨方北海道廳長官ニ委任シタリ而シテ之ヲ下附棄捐シタルハ各事業ヲ獎勵スルト財政整理ノ必要ヲ認メ北海道廳長官ヲシテ之カ處分ヲ爲サシメタリ』(同第二六號、五九九頁)

又同質問書は『札幌製糖會社及札幌製麻會社ノ件』に於いて同社に對する5%の利子補助の問題に觸れ、『内ハ本道ノ農産物ヲ獎勵シ外ハ海外ノ輸入ヲ防制センカ爲メ』(同第三號、一七頁)の兩會社が前者は原料を海外に仰ぎ後者も同様の境遇に陥つてゐる現狀に對し『政府ハ之ヲ以テ其保護ノ目的ヲ全フシタリトナスカ』(一七一―一八頁)と問うてゐるが、同答辯書はこれに答へ、前者に就いては二十四年買附原料五九三、五八八・五斤中輸入は七五、〇三〇・五斤であるが、これは『事情止ムヲ得サルニ出ツ』るものであり、内地産原料が増加するにつれて『決シテ海外ノ輸入ヲ仰カサルニ至ラン』と考へられるし、又後者に就いては『製糖ノ原料ヲ海外ヨリ輸入セシコト曾テナシ』としてゐる(同第二六號、五九九頁)。

又工藤行幹氏外二名も亦第四議會の衆議院に於いて提出せる『北海道施政ノ方針ニ關スル質問書』(明治二十五年十二月二十一日)の中に於いて曰く、

『一北海道ニ在ル會社ニシテ政府ノ補助ヲ受クル者四アリ(炭鑛鐵道會社ヲ除ク)曰ク北海道製麻會社北海

道紋別製糖會社北海道札幌製糖會社北海道興産會社はナリ而シテ此四會社中數年前ヨリ開業セシモ未タ一金ノ利益アルナク現ニ二十六年度ノ豫算ニ於テモ四會社資本金ノ總額ニ對シ悉ク政府ヨリ補助スルノ豫定ナリ是ニ依テ之ヲ見レハ右四會社ハ向後幾年間ヲ期スルモ到底其利益ヲ見ル能ハスシテ政府ヨリ補助スル豫約ノ期限ノ充ツルト同時ニ悉ク破滅スルニ至ラントスル者ノ如シ政府ハ果シテ此四會社ヲシテ後來長ク繼續セシメ從テ北海道ノ物産ヲ増殖セシムルノ見込アルヤ果シテ然ラハ今後幾年間ヲ期シテ其目的ヲ達セントスルヤ』(第四議會衆議院速記録第一八號、明治二十五年十二月二十二日號外、四〇五頁)

これに對し井上馨内務大臣は翌二十六年一月十二日に提出せる答辯書に於いて、興産社以外の『三會社ハ開業後日尙淺ク事業ノ經驗ニ乏シク、或ハ原料不充分ナルカ故ニ未タ純益ヲ生スル場合ニ至ラス』(明治二十六年一月十五日號外、第四議會衆議院速記録第二八號、六六九頁)更に『興産社ハ毎年原料播種地ヲ新開シ有價ノ不動産ヲ増加スルニモ拘ハラズ製品ノ時價低落スルニ遭ヒ營業上ノ損失ヲ生ス』(同上、六六九―六七〇頁)併し乍らこれ等は何れも北海道開發の爲めに必要な事業であり、而も『今後ノ成效ハ社會ノ氣運ニ伴フ所アルヲ以テ豫メ年限ヲ定メテ明言スルニ由ナシ』(同上)と答へてゐる。

併し乍らこの問題に關して最も論議の喧しかつたのは、北海道炭鑛鐵道會社に對する保護その他に關するものであつた。本會社設立論の概要及び設立の經過は、明治二十二年八月二十二日の『東京日日新聞』の記事(明治編年史)第七卷、昭和十年、に收録)によつて明かである。その概要に曰く、

「……斯の如き良士にして未だ開拓意の如くならざるものは一にして交通の不便なるにあれば之を救ふの道は只鐵道敷設にありとは、苟も北海道の利害に眼を注ぐもの、稱道する所なり、……恰も好し本年二月頃道廳理事官堀基氏は、同道に實業を起さんとの目的を以て其職を辭し、昆布會社を設立し續て炭坑採掘の企あり、粗ぼ其計畫の成るに及んで奈良原氏は親しく歐米各國の殖民政策が鐵道に依りて成就せしことを目撃して、到底北海道を開拓するの鐵道に據らざるべからざることを説かる、且此際其筋の人々中には向後西比利亞鐵道の敷設なりたる曉には、北海道の室蘭港は僅かに二晝夜にして同處に往復するを得べければ、軍事上より見るも鐵道敷設の必要ありと説く向もありしかば、益々其創立の必要を感じて、先づ堀基、……等が發起人となりて、専ら其創立に盡力し、……先づ資本金を五百萬圓とし、室蘭より岩見澤に至る八十五英里、岩見澤より空知の炭山に至る廿六英里、全線百一十一英里の間に鐵路を起し、追ては上川の廣漠たる原野迄も其線路を延長せしむべき目的なりしが、如何せん同鐵道は殆んど無人の間を經過する者なれば、追々人家増殖して物産の産出ある迄は收利の目的充分にあるべき様なし、さらば鐵道會社が炭坑事業を兼ね、其收入を補ふの止むを得ざる事なりとの決議となりぬ、此に於てか村田堤氏、……等の採掘出願中なる有春別の炭坑を始め、其他空知、弓張等他人の採掘中（出願せざるものは勿論）なる物をも併せて所有するの議起り、且幌内、小樽間の鐵道も貸下げと爲し、又有名なる幌内炭山も譲受くるの必要を生じ、尙ほ又廿ヶ年間道廳に年五朱の利子保證を請求する事となりたり、……資本金を六百五十萬圓とし、五百萬圓を鐵道に、百五十萬圓を炭坑事業に放銀するの約整ひたり、然るに此に一困難事なるべしと想像せしは、曩に村田堤氏が北海道廳より小樽、幌内間の鐵道を十五ヶ年賦にて借受けたる事なり、北海道廳として已に一旦約したるものを、妄りに變改するは人民に信を失ふに似たり、又村田氏とても……無下に引渡を行ふことは覺束なかるべしと思ひしに、同氏も已に北海道炭坑會社が公益の爲とある以上は今更ら彼此の苦情を云ふべきに非ず、寧ろ賛成の衆中に加はるべし、就ては炭山も

自個一人にて專領すべきに非ざれば、此炭山にして鐵道の損失を幾分か補ひ得べくんば結果北海道の開拓を奨勵すると同じければ、何の苦しかるべき、無報酬にて會社に讓るべし、乍併明治十九年以來の修繕等に使用せし費用は、寧ろ其の收入より生ぜし利益より大なれば、此文は償はれたしとの事にて、至極穩便に申出られたり」（明治編年史）同上、三〇三—三〇四頁）

この記事が事實に合致するか否かは別としても、少くとも時の會社設立關係者の意見だけはこれによつて知り得るであらう。この會社は同年十一月十八日、道廳の補助下に設立することを許可せられた。そこで、非難の聲は先づこの補助に關して擧げられた。すなはち第一議會の衆議院に於いて、江橋厚氏は、豫算案歳出臨時部内務省部の審議に當つて（明治二十四年二月十六日）曰く、

「私ガ此處デ鄙見ヲ述ベマシテ諸君ノ清聴ヲ汚シ、諸君ニ御相談ヲ請ハウトスルモノハ外ノコトデハ御座リマセヌ、即北海道炭礦鐵道會社特別保護金ノ廢止ノ一條デ御座リマスル……」

「元來政府ガ保護ヲスルト云フ目的デアル、保護ト云フ事柄ニ就イテ云ヘバ、何事業デモ何ノ事柄デモ、政府ハ保護ヲシナケレバナラスト云フ話デハナイ、保護ヲスルノハ其ノ者ニ向ツテ保護ヲスルノデアリ、事業其ノモノニ向ツテ保護ヲスルノデアル、一ツノ事業ヲ起スニ當ツテ、政府ノ保護ヲ受ケナケレバ其ノ事業ノ發達ヲ望ムコトガ出來ナイ、其ノ事業ノ竣功ヲ見ルコトハ出來ナイ、又竣功ヲ望ミ其ノ事業ノ發達ヲ望ムト同時ニ、世ノ中ヲ利シ又多數ノ人々ノ利益ニナルト云フ事柄ニ就イテマナケレバ、徒ニ保護ヲスベキモノデアリ、然ルヲ政府ガ此ノ炭礦會社ニ向ツテ保護ヲシタノハ、果シテ此ノ特別保護ヲ致サナケレバナラナイト云フ事情ガ御座イマセウカ、私ハ斷ジテ云フ、斯ル會社ヘ向ツテ此ノ保護ヲ出サナクツテモ宜イト云フコト

ヲ斷言スル」(「官報」明治二十四年二月十七日號外、第一議會衆議院速記録第四五號、七二二頁)

第二議會に於いても亦炭礦鐵道の問題が取上げられた。田中正造氏より衆議院を通して提出せられた質問書がそれである。この質問は第三議會より第四議會に至るまで繰返されたものであるが、その要は『北海道幌内郁春別鐵道及炭礦ハ政府カ金百八十餘萬圓ヲ費シタル大事業ナルニモ拘ラズ曩キニ毎年金五千圓ツ、借用料トシテ上納ノ條件附ヲ以テ之ヲ……村田堤等ニ向テ拂下ケ』更に『其後政府ハ又之ヲ……炭坑鐵道會社ニ向テ金三十五萬圓十箇年賦拂下ヲ許可シ尋テ又利子一時上納ヲ許可』(「官報」明治二十四年十二月二十三日號外、第二議會衆議院速記録第二〇號、三一九頁)したことに關する各種の疑點を追及したものであつた。然るに第二議會は解散せられ、政府の答辯書は提出せられなかつたので、翌第三議會に田中正造氏は井上彦左衛門氏外三十名の賛成を得て(五月二十三日附、「官報」明治二十五年五月二十五日號外、第四議會衆議院速記録第九號、一六二頁)、又加藤淳造氏は森隆介外三十名の賛成を得て(同日附、同上、一六三頁)同一趣旨の質問を繰返した。これに對する松方正義内相の答辯書は、幌内鐵道は創設以後數年になるけれども收支償はず毎年七萬圓餘を補充してゐる有様であるから、貸下によつてこの補充の負擔を免れる一方貸下料五千圓の利益があり、更に新線建設を官に於いて行ふ必要を免れ得るので、貸下げたのであるが、後炭礦鐵道は室蘭空知太間及び夕張空知兩炭山に達する新線を敷設するを以て、これ等と管理を一にする爲め拂下げた

のである、と述べ、更にその價格は次の如くして計算したものであるとしてゐる(「官報」明治二十五年六月十四日號外、第三議會衆議院速記録第二六號、六〇〇頁)。

幌内炭礦——二十二年豫算の利益一〇、四三六圓八〇錢を年利一割にて換算

幌内鐵道——二十一年度實收益三四、四五一圓一九錢九厘より改良を要する經費二十七萬圓に對する七朱即

ち一九、〇九四圓一八錢を差引き残一五、三四七圓〇一錢九厘を一割にて換算

郁春別鐵道——二十一年度實收益九、四四八圓を一割にて換算

この答辯書は六月十三日すなはち議會閉會の前日に提出せられた。そこで田中正造氏外十名は中村彌六氏外七十四名の賛成を得て、翌第四議會に又も『北海道炭礦鐵道會社ニ關スル質問』を衆議院を通して政府に提出した(明治二十六年二月二十三日附)。その大部分は前述の趣旨を更に一層詳細に述べたものであるが(「官報」明治二十六年二月二十五日號外、第四議會衆議院速記録第四三號、九九一—九九四頁)、これに對する井上馨内務大臣の答辯書(二月二十八日附)も大體前記の趣旨を一層詳述したものであると云ふことが出来る(同二十六年三月一日號外、第四六號、一一〇一—一一〇二頁)。唯その中には一二の新しい論點があつた。その一つは同會社が無斷にてその計畫を變更したことである。

この點は實は第三議會に於いて既に河野廣中及び工藤行幹兩氏提出岡田孤鹿氏外三十一名賛成の質問書が觸れたものであつた。すなはちその中の『炭礦鐵道線路變更ノ件』に於いて曰く、

『炭礦鐵道會社毎年度政府ヨリ其資金ニ對シ五朱ノ利子ヲ補給セラレ從テ其工事ハ勿論一切ノ經營ハ總テ政府

ノ指揮監督ヲ受クヘキ管ナルニ該鐵道ニ屬スルヲ張支線中宇馬追ノ線路ヲ變更シ爲メニ十四哩故ラニ延長セシハ如何ナル理由ナルヤ

『此線路ノ變更ハ政府ノ許可ヲ得ス會社ハ爲メニスル所アリテ私ニ之ヲ爲シタルモノトセハ政府ハ之ニ對シテ如何ナル處置ヲナスヤ

『延長ノ爲メ徒費スル工業費ニ對シ政府ハ猶五朱ノ利子ヲ補給スル積ナルヤ』(『官報』明治二十五年五月十一日號外、第三議會衆議院速記録第三號、一八頁)

これに對し松方正義内相は『目下調査中ニ屬スルヲ以テ未タ答辯スルノ期ニ至ラス』と答へ、更に正當の理由を發見し得ざる時は『政府ハ認可ヲ與ヘサルハ勿論利子補給ヲ爲サルナリ』と明言してゐる(同二十五年六月十四日號外、第二六號、六〇〇頁)。田中氏等の第四議會に於ける質問はこの計畫無斷變更の事實を加へて問へるものである。これに對する黒田清隆遞相の答辯書(二十六年二月二十八日附)は、この變更は空知の新炭山發見と夕張線の經濟經路選擇によるものであるが、併し政府の認可を受けずに行つたものであるから『政府ハ該會社々長解免ノ處分ヲ爲シ而シテ該線路變更ノ事實ハ前述ノ如ク實際止コトヲ得サル適當ノ變更ナルヲ以テ明治二十五年九月二十八日之レカ追認可ヲ與ヘタリ』(『官報』明治二十六年三月一日號外、第四議會衆議院速記録第四六號、一一〇一頁)と述べてゐる。

併し乍ら事實は然かく簡單ではなかつたやうである。すなはちこれは北海道廳の前官堀基氏が

その舊地位及び派閥を利用しての横車であつた如くである。されば渡邊長官が堀社長を罷免したことを論じつつ『東京經濟雜誌』の社説『北海道病の破裂』(第六一七號、明治二十五年四月二日、及び第六一八號、四月九日)の如きは曰く、

『敢て問ふ、北海道病なるもの抑々如何なる疾患なる乎、渡邊氏の云ふ所を聞くに、炭礦鐵道會社々長罷免の源因は單に線路變更の一事に止まらず、……他に積弊の云ふに忍びざるものありと、……抑々長官か北海道に於ける弊害の一部なりと云ひたる、線路變更の事は果して容易の事なるや、曰く否な、炭礦鐵道會社は私立の會社なりと雖とも、金五百萬圓の資本に對する五朱の補助金を受け、之と同時に幾多の義務を負擔せり、即ち施政の方針に従ひ、拓地殖民の便利に應じ、軍事國防の都合に依りて其線路を布設せざるべからざる事等は即ち其權利に對する主要なる義務にして、政府は此の義務を會社に負はしむればこそ補助金下附の事も行はれしならん、……然るに何ぞや、會社は恣に自己の爲に布設工事の容易なる場所を撰み、一旦出願して許可を得たる線路と違ふたる方向に鐵道を布き且つ豫定線路より十哩を延長して毫も顧みる所なしと聞く、政府之を見て黙過する乎、國會之を聞いて黙諾する乎、……然かるを渡邊長官は單に之を以て積弊の一部なりといふ、吾人切に望む、其積弊の源因に遡ぼりて速かに其の病根を絶つの方劑なかるべからざるを、今日は則ち因循踴踏するの時にあらざるなり』(第六一七號、四四五―四四六頁)

併し議會に於いて問題となつたのはこの點だけではなかつた。すなはちそれは工藤行幹氏外二名を提出者とし小笠原定信氏外三十二名を賛成者とする明治二十五年十二月二十一日附の『北海道施政ノ方針ニ關スル質問書』の第三項である。曰く、

『北海道炭鐵道會社ナル者ハ其資本金六百五十拾萬圓ニシテ其内鐵道ノ資本金五百萬圓ニ對シ政府ヨリ其利益ヲ補助スルニヨリ該會社ハ炭鐵ニ限リ非常ノ廉價ニ運搬シテ他ノ炭鐵ト競争シ陸テ他ノ炭鐵ノ價格ヲ妨害シ而シテ運賃廉價ノ爲メニ生スル鐵道ノ損失ハ政府ノ補助金ヲ以テ之ヲ填充スルト云フ……果シテ然ルヤ否ヤ』(『官報』明治二十五年十二月二十二日號外、第四議會衆議院速記録第一八號、四〇五頁)

井上馨内務大臣はこれに答へて曰く(明治二十六年一月十二日附)、

『北海道炭鐵道會社ニ於テ石炭ヲ運搬スル賃金ハ鐵道經濟ニ於ケル一般物資ノ運賃ニ比例シ相當ノ收益ヲ得テ運搬スルモノニ付非常ノ廉價ト認ムルヲ得ス……殊ニ新設鐵道は客年八月全線相通シ石炭ノ運搬日尙ホ淺ク出炭極メテ少ナシ是迄各地ニ販賣セル石炭ノ運搬ハ率ネ補助金ニ關係ナキ既成鐵道ニ依ルモノナリ』(『官報』明治二十六年一月十五日號外、第四議會衆議院速記録第二七號、六六九頁)

前記田中正造氏等の第四議會質問書の新論點の一つもこれに關聯するものであつた。曰く、

『炭鐵道會社ハ資本總額六百五十萬圓ノ内百五十萬圓ヲ以テ採炭業ニ從事シ五百萬圓ヲ以テ鐵道ヲ布設スルノ目的ナリ而シテ政府ヨリ受クルノ補助利子ハ單ニ鐵道部ノミニ限リ決シテ之ヲ以テ炭鐵部ニ流用シ其損失ヲ補填スル等ヲ許サス然ルニ會社經濟ノ實際ニ於テハ常ニ鐵道部ノ利益僅少ナルカ如ク假裝シ以テ可成的多額ノ補助利子ヲ食リ之ヲ炭鐵部ニ流用シテ其損失ヲ補填シ一方ニ於テハ株式價格ヲ維持スルト同時ニ他方ニ於テハ石炭ノ濫費投賣ヲ試ミ以テ他ノ同業者ヲ壓倒センコトヲ計レリ』(『官報』明治二十六年二月二十五日號外、同第四三號、九九三頁)

これに對し井上内相は、命令書第七條が利子の濫給を嚴に防止してゐると述べ、『故ニ政府ハ會社ガ炭鐵道兩部ノ會計ヲ劃然區別シテ補助利子濫給ノ弊ナキヲ認メ且該事業ニ支障ナキ場合

ニ於テ其資金ノ幾分ヲ同一ノ事業ナル既成鐵道部ニ繰替會社事業ノ利達ヲ圖ル如キハ新設鐵道部ト炭鐵部トノ會計混同ノモノト認メス』(『官報』明治二十六年三月一日號外、同第四六號、一一〇二—一一〇三頁)と答へてゐる。

五

次に農業に關する岩村長官の新方針を見よう。氏が郡區長會議に於いて次の如く述べたことは既に之を述べた。

『渡航費ヲ給與シテ内地無賴ノ徒ヲ召募シ北海道ヲ以テ貧民ノ淵藪ト爲ス如キハ策ノ宜シキ者ニ非ス是レ昨年政府ニ上請シテ渡航規則廢止ノ發令アリタル所以ナリ自今以往ハ貧民ヲ植ニスシテ富民ヲ植エン是ヲ極言スレハ人民ノ移住ヲ求メスシテ資本ノ移住ヲ是レ求メント欲ス因リテ之ヲ獎勵ルタメ馬耕農業保護法ヲ設ケ……墾成後十箇年間利子ヲ下附スヘシ……馬耕農業ノ利益從前ノ慣習農業ニ超絶スルコトハ各位ノ熟知スル所ナルヘケレハ之ヲ贅セス』(『官報』第一一七一號、明治二十年五月二十七日、二六六頁)

又報告『北海道明治十九年功程』に曰く、

『明治十九年七月閣令第二十五號ヲ以テ移住民渡航規則ヲ廢セラレ從前無産ノ貧民カ保護ノ特典ヲ食リ移住未タ幾クナラス忽チ各地ニ離散シ曾テ拓地ノ實ナキノ弊ヲ除キタリ』(『官報』第一二六二號、明治二十年九月十日、八九—九〇頁)

然らば如何にして富民を植ふるかと云ふに、個人又は會社にして滿五年以内に二十町歩以上を開墾せるものには、段當七圓の割合を以て開墾費を見積り、これに十箇年間平均四%の利子を給與しようといふのである。更に右記の移住民渡航規則の廢止と共に明治十九年六月閣令第十六號を以て北海道土地拂下規則が定められ、北海道土地賣貸規則及びこれに關する開拓使諸布達が廢せられた。拂下規則の詳細な内容は省くが、要するに大規模の土地處分を簡易低廉に行はんとするものであり、すなはち一人當拂下面積の如きも一應は十萬坪を限度としたけれども目的確實なるものにはこの限度以上をも許可せんとしてゐる如きがその一例である。

在來政府の北海道拓殖政策に絶えず攻撃の鋒を向けてゐた『東京經濟雜誌』もこの擧には賛意を表した。すなはちその第三百二十三號(明治十九年七月三日)所載の社説『北海道土地拂下規則』は、依然として拓殖には人口が先づ重要なりとして、『之を要するに先づ人民の多く北海道に移住するに非ずんば之を如何ともす可からずして北海道の開拓上に施さんとする主義の何れに在るを問はず凡そ移住民に與へ得可きの利ハ之を與へて以て其移住の増加を促すより急なるは非ざるなり』(五頁)と書いた上、拂下に關する新制度は以前に比してその傾向が大であるとして、『此度の規則たる舊規則に比して大に優るあるを知るなり』(同上)と論じてゐる。

併し乍らこの新政策は、大口開墾の誘導となるよりは寧ろ大口拂下又は貸下の誘導となるの結

果となつた。而もその被拂下者は往々にして門閥の人であつた。例へば明治二十二年の『東京日日新聞』(十二月二十八日)には次の如き記事がある。

『華族菊亭修季侯が北海道上川地方雨龍開拓の業を計畫せられ、三條實美公及び蜂須賀茂韶侯等が之を贊成せられし事は曾て報道せしが、彌々三條公、蜂須賀、菊亭兩侯より雨龍の原野に於て一大農場を起し、一は本邦農業改良の模範を示し、一は確實なる財産を得て同族の資格を永遠に維持せんとて、北海道土地拂下規則に依り、原野一億五千萬坪貸下げの義を出願せられし處、去る十八日を以て願意許可せられし由に聞く。』(『明治編年史』同上、三五三頁)

これは有名なる雨龍農場の件であるが、これ程ではないとしても兎に角大口の處分が多かつたことだけは事實である。而もそれは屢々單に貸下に終つて開墾には達しなかつたのである。

されば岩村政策に對する一反動又はこれが是正者として登場した渡邊千秋長官は、その施政方針に關する訓示(北海道長官施政方針ニ關スル訓示内容)明治二十四年八月十六日に於いて土地の處分に觸れて曰く、

『其實況ヲ查察スレハ寔ニ寒心戰栗ニ堪ヘサルモノアリ……是レ近年一億五千萬坪ノ大地積即内地或一國ニ比スル方里ハ擧ケテ二三人ノ手中ニ歸シ青靑タル大沃野ヲシテ一犁ノ下ス事能ハサラシムルニ至ルノ實アリ其他試ニ或一面ヲ顧レハ之レヲ利用シ一人若クハ數人ニシテ千萬坪百萬坪以上ノ大地積ノ貸下ヲ請ヒ其許可ヲ得ルモノアリ退テ其形跡ヲ察スレハ事業ノ實ヲ擧クルモノ未タ太タ多カラス空シク四圍ニ標木ヲ立テ膏腴良好ノ地ヲ畫シ自家之レヲ墾闢セス他人ニ未耜ヲ乘ラシメサルモノ無シトセス』(二頁)

又曰く、

『嗚呼我本道沃野千里ノ地ハ之レヲ開發スルモノニ非ラスシテ閉鎖スルモノナリ之レヲ閉鎖スルノミナラス
官有ノ土地ヲ玩弄シ時機ニ投シ奇利ヲ射ルモノナリ如斯ノ弊害ヲ排斥セスシテ可ナランヤ』(三頁)

かくの如く一方に於いては排斥すべき獨占者があるのに、他方に於いては、勞苦して開拓を實
行せんとして渡來し、土地の貸下を求めても三年又は五年を経てなほ且つその許可を與へられず、
『遂ニ資金蕩盡シ妻兒離散シ身生テ郷國ニ皈ルヲ得ス坐シテ本道ニ衣食スル能ハス零丁孤苦無告
ノ窮民タルモノ少ナカラスト爲ス』(四頁) 然らばかかる事態は急速に是正せられなければならな
い。その爲めには何事が爲さるべきであらうか。

『今ニシテ之レヲ矯正セント欲スレハ現今北海道土地拂下規則ヲ實踐シ苟モ事業ノ成功セサルモノハ何等ノ
事情アルモ何等ノ物議アルモ敢テ返納處分ヲ斷行シ以テ本道拓地ノ實ヲ擧クヘキノミ』(五頁)

この『訓示』を見て例へば『東京經濟雜誌』の如きは歡呼の聲を擧げた。すなはちその第五百
八十八號(明治二十四年九月五日)の社説『渡邊北海道廳長官施政の方針を讀む』はこの『訓示』の内
容を且つは紹介し且つは批評したる後、『余輩は長官の赤心に感し其文の氣力あるに服す』(三五
頁)と述べてこれを賞讃し、最後に『北海道の施政果して此の如くなりしならんには國會議員も決
して傍觀すべきにあらず』(同上)と書いて、この問題に就いて議員も亦活動せんことを要求した。
(一八頁)

この要求は無駄ではなかつた。蓋し翌明治二十五年の第三議會では、河野廣中及び工藤行幹の
兩氏が北海道に關して提出した前記の質問書の中に於いて、『北海道土地貸附ノ件』に關し政府
は次の如く問はれてゐるからである。曰く、

『北海道拓殖ノ業ヲ擧ケント欲セハ土地ノ貸下ヲ便ニスルヨリ急務ナルハナシ然ルニ土地貸下願書ノ道廳ニ
堆積スルモノ數萬件ノ多キニ及ヒ甚シキハ三四箇年ニシテ猶未タ指令ヲ得サル者アリ之ニ反シテ或者ハ數百萬
坪以上ノ貸下ヲ出願シテ容易ニ許可ヲ得タリ』(官報)明治二十五年五月十一日號外、第三議會衆議院速記録第三號、
(一八頁)

その主なるものを擧げれば(同上)、

一五〇、〇〇〇、〇〇〇坪	三條 實 美 外二名
九、一七一、三九〇	鹿島 萬兵衛
一、八九九、四五七	摺口 文造
四〇〇、〇〇〇	山田 顯義
一、六〇〇、〇〇〇	菊池 武夫 外十七名
二、三〇〇、〇〇〇	森本 義賢
一、二七六、〇〇〇	瀧本 五郎
二〇、二五〇、〇〇〇	犬養 毅 外八名
三、〇〇三、一五〇	佐藤 昌介
一〇、〇〇〇、〇〇〇	岩谷 松平

かくの如く小なる出願は手間取り大なる出願は簡捷に許可せられるといふのであるが、これに對し松方正義内相はその答辯書に於いて、土地の貸下を爲すに當つては『現場ヲ踏驗シ地積ヲ丈量シ區域ヲ劃シ或ハ先願者ノ有無ヲ調査ス』(官報)明治二十五年六月十四日號外、第三議會衆議院速記録第二六號、五九九頁)等の煩雜な手續の必要があるのであるが、最近は『出願者逐年増加スルニ拘ラズ一方ニハ經費定額ニ制限アリ』(同上)かくて許可は所期に反して遅延するの止むなきに立至る實情にある。然るに、

『大地積ノ貸下ヲ出願シテ容易ニ其許可ヲ得タル所以ハ要スルニ左ノ理由ニ據ルモノトス

- 一 大地積貸下願ハ多クハ新選定地ニ於テ出願スルカ故ニ比隣ト交渉スルコトナク從テ其調査甚タ容易ナリ
- 二 明治二十年五月以降十萬坪以下土地貸下ノ件ハ之ヲ郡區所ヘ委任シ十萬坪ヲ超ユル分ハ本廳ニ於テ處分セシメタルカ故ニ自ラ其件數モ少ク從テ事迅速ニ運タルナリ
- 三 政府ハ成ルヘク北海道ニ多分ノ資本ヲ注入セシメ速ニ大地積ノ墾成ヲ遂クルコトヲ計リタルカ故ニ苟モ身元確實ニシテ成功ノ望アルモノハ躊躇セス其貸下ヲナシタリ
- 四 新選定地ニ大地積ノ貸下ヲ許シ大農場ヲ起サシムルトキハ將來開發ノ中心トナリ他開墾者ヲ誘導シ又以テ好ハ軀トラシムルノ利アリ』(同上)

更に同質問書が、單に轉賣の目的を以て出願せるものなきかを疑つて、『原地ノ儘他人ニ賣買讓渡セシモノアルヤ否ヤ』(同第三號、一八頁)と問へるに對しては、同答辯書は、再讓渡は未墾地既

墾地を含めての四十萬坪一口、未墾のまま讓渡せるもの、二〇四、五六八坪、二三〇、〇〇〇坪及び五六八、九六一坪の三口であると答へてゐる(同第二六號、六〇〇頁)。

同様のことは翌第四議會衆議院の加藤政之助氏外二名提出山本登外二十九名賛成の質問書(明治二十五年十一月三十日附)にも現れてゐる。曰く、

『現行ノ規則ニ依リ北海道廳ノ貸下又ハ拂下處分ヲ爲シタル土地ニシテ其貸下又ハ拂下ヲ受ケタルモノ規則ニ背キテ毫モ開墾ニ著手セス若クハ其一小部分ヲ開墾シタルノミニテ規則ニ背キテ荏苒歲月ヲ經過シ射利ヲ目的トシテ徒ニ之ヲ占領スルモノアルモ道廳ハ之ニ對シテ何等ノ處分ヲモ爲サスト……政府力此規則ニ背キタル者ヲシテ土地ヲ返附セシムルノ處置ヲ爲サ、ル何等ノ理由アルニ依ルカ』(官報)明治二十五年十二月一日號外、第四議會衆議院速記録第一號、一頁)

これに對する井上馨内相よりの答辯書(明治二十五年十二月十三日附)は次の如くである。

『現行ノ規則ニ據リ貸下ゲタル土地ニシテ豫定ノ如ク成功セサルモノヲ檢出セシトキハ其返納ノ處分ヲ施セリ又現行ノ規則ニ於テ土地ヲ拂下クルハ開墾成功ノモノニ限レリ故ニ規則ニ背キタルモノヲ處置セサルノ事實ナシ

『然リト雖モ貸下地ハ逐年多キヲ加ヘ之レニ應スルノ費用ト手數ヲ増加スルヲ以テ敏捷ノ整理ヲ爲シ難シ故ニ適當ノ方法ヲ設ケ以テ速ニ檢査ノ周到ヲ期セントス』(官報)明治二十五年十二月十六日號外、第四議會衆議院速記録第一三號、二七七頁)

又同議會の衆議院に於ける工藤行幹氏等よりの『現ニ即今出願中ノ者四萬七千餘通アルモ北海

道廳ハ未タ其處分ヲ爲サスト云フ』(同十二月二十二日號外、第一八號、四〇五頁)との質問に對しても、同内相は次の如く答へてゐる(明治二十六年一月十二日附)。

『北海道土地貸下拂下ノ出願ハ逐年多キヲ加ヘ客年九月底日ニ在リテハ參萬貳百七拾九筆ニ達シ爲メニ未タ其處分ヲ經サルモノ少カラスト雖モ之ニ對シテハ成規ノ順序ヲ踏ミ經費ノ許ス限リニ於テ著々處理シ來レリ將來一層敏捷ナル處理ヲ行ハントヲ期ス』(同二十六年一月十五日號外、第二七號、六七〇頁)

六

然るに北海道には、一般の移住とは些か異なる性質を有つ特殊の移住が行はれてゐた。それは屯田兵と囚人とである。これ等の制度は、先づ人口が必要とせられた際に、それが十分に得られないからこそ、行はれたものであつた。そして屯田兵は言ふ迄もなく農地開發に従事し、囚人は土木工事その他開發の基本的條件の造成に従事せしめられてゐた。然るにここに、北海道開發の爲めに先づ必要なるものは『人口か資本か』といふ問題が提出せられる域に達した。然らばこの際屯田兵や囚人移入の制度が同時に論議の俎上に乗せられるに至つたことは當然である。そこで吾等は最後にこれに關する論議を簡單に辿つて見よう。但しこれに就いてはこれ迄に隨所に觸れたことがあるから、ここでは唯見本程度に止めることとする。

先づこの種の特殊移住に關する論議としては、岩谷松平氏より第一議會の貴族院に提出せられた『開墾殖民及警備ノ爲囚徒ヲ北海道ニ移スノ請願』(明治二十四年二月二十四日日程)に關するものを擧げることが出来る。この請願は次の如きものである。

『第一 北海道ヲシテ現今ノ如ク政府カ冷淡視シ置カル、トキハ同道ノ利源ハ遠カラスシテ外人ノ掌握ニ歸シ延ヒテ我國ノ安危ニ一大關係ヲ及ホスモノタリ故ニ同道殖民開拓ノ事業ハ實ニ焦眉ノ急務ト云フベシ因テ全國囚人七萬人ノ内刑期二箇年以上ノモノ凡二萬人ヲ年々北海道ニ移シ就役セシメ一ハ利源ヲ我國ニ收メ一ハ同道ノ警備ヲ計ラントスル事

第二 重懲役輕懲役終身懲役及輕罪二箇年以上ノモノ、經費現今ノ如ク地方稅ヲ以テ支出スルヲ改メ無期有期徒囚囚ノ如ク國庫ノ支辨トスル事

第三 數多クノ囚人ヲ北海道ニ移シ事業ニ使役スルコト當局ニ於テ難事トセラレナバ松平自ラ之ヲ引受ケ自ラ其衝ニ當ルベシ然ル上ハ政費モ必ズ過半ヲ減ズベシ因テ先十箇年ヲ以テ一期ト定メ其制規ノ雇工錢ヲ給シ其外方法等ノ如キハ其筋ニ稟議シテ定ムベキ』(『官報』第二二九四號、明治二十四年二月二十五日、四六一頁)

この企ては要するに外國人が内地雜居の曉には直ちに北海道を手に入れようと用意してゐるから、豫め日本人によつて急速に開拓して占據して了つて置かうといふ考へに發するものである。この請願に對しては、在來の政府のやり方では到底急速には進まないが、凡そ『北海道ヲ拓クニハ第一ニ士族ノ移住第二ニ屯田兵第三ニハ囚徒ヲ移スト云フコトデアリマシテ』従つて『此請願

ハ誠ニ必要ナモノデアアル即チ政府へ送附スベキモノト信ジマス』(以上、同四六五頁)といふ松平信正子の賛成論もあつたけれども、『囚徒ヲ北海道ニ移スノハ國家ノタメニ我々ガ將來ニ向ツテ最モ望ヲ囑スル北海道ヲシテ罪惡不徳義ノ地ト爲ラシメントスルノ端緒ヲ啓クモノデアアル』のに加へて、『只囚徒二萬ヲ北海道ニ移スト云フニ止ツテ其移シマシタル以上ノ取締ノ方法ニ至ツテハ更ニ明記シテアリマセヌ』(以上、同四六四頁)といふ千家尊福男の反對論が勝を占めて、遂に不採擇となつた(四七〇頁)。

然るに明治二十五年ともなれば、囚人又は屯田兵による拓殖に眞正面から反對する著書が現れて來た。岩橋謹次郎氏の『北海道開拓新論』がそれである。

氏は先づ屯田兵制度を取上げて曰く、

『抑々屯田兵ハ兵備ト開拓ヲ兼ネタル者トハ申セバ實ハ其性質上正反對ナル生産不生産ノ兩業ヲ混同ナシタルモノニテ分業ノ道理ニ外レタル者ナリ今屯田兵ヲ論スルニ當リ便利ノ爲メ順序ヲ立テ第一ニ北海道ハ陸兵ヲ要スルヤ如何第二ニ屯田兵ハ北海道ヲ防禦スルニ足ルヘキヤ如何第三ニ屯田兵ハ北海道開拓上必要ナルヘキヤ如何トノ三問ヲ設クヘシ』(三三二—三三三頁)

先づこの第一の問題から見るに、『余輩ハ元來日本陸軍ノ過大ヲ感スルモノ』(三三三頁)であるから、當然に否定的に答へられなければならず、又第二の問題に關しては、『敵兵小樽ニ上陸シ大舉

札幌ヲ押スカ如キ場合アラバ屯田兵ハ幾千ノ功ヲ奏スヘキヤ甚タ功アリト信スヘカラザルナリ』(三三六頁)更に、

『第三問題ニ至テハ殆ト解釋ヲ下スニ足ラサル程明瞭ナル者ナリ此問題ノ趣意ハ屯田兵タルノ點ヨリ觀察ヲ下サシテ單ニ經濟上屯田兵ハ開拓ニ利益アリヤト云フニアリ凡ソ兼業ハ不經濟ニシテ分業ハ利益アリ類似ノ業ヲ兼ルハ時宜ニヨラハ尙ホ可ナリト雖モ兵役ト農作生産ト不生産正反對ノ業ヲ兼スルニ至テハ經濟ノ外ニ逸出シタルモノナリ』(三三六—三七七頁)

氏は次に囚人によつて拓殖を行はんとする趣旨に發する集治監の制度を取上げ、これを支持する論據としては、『北海道ニ於ケル工事ニ用ユル工銀ヲ減スルヲ得』『内地ニ罪徒惡漢ヲ減ス』(以上三八頁)『内地監獄近傍ノ良民ハ罪徒ト工銀ノ競争ヲ免ル』『北海道ニ人口ヲ増殖シ土地ヲ開墾ス』(以上三九頁)の四點が擧げられてゐるとして、これに就いて曰く、

『第一説ニ曰ク工銀廉ナリト是蓋シ一小部分ノ利益ヲ以テ全國民ノ費ヲ省ミサルモノナリ……則チ利益アリトシテ稱賛スルナラント思ハル、者ハ道廳ト炭礦鐵道會社釧路硫磺採掘者ノ如キ僅々ノ數ニシテ竊テ集治監ノ費用ヲ問ヘハ實ニ五十萬圓ヲ超過セリ』(三九頁)

『第二説ニ曰ク内地ニ罪徒惡漢ヲ減スト噫是レ何ト謂フコゾ之ヲ内地ニ減シテ之ヲ北海道ニ置クモ北海道内地共ニ日本ナリ果シテ何ノ異ナルコトカアル』(四二頁)

『第三説ニ曰ク内地監獄近傍ノ良民ハ囚徒ト工銀ノ競争ヲ免ルト是レ亦タ大小輕重ヲ失スルノ論ナリ工銀競争ノ弊ハ多少實際ニ於テ是アリ然レモ之ヲ以テ集治監ヲ北海道ニ置クノ理由トナスコトヲ得ス今ヤ我日本ハ人口

繁殖ノ度甚ク速カニシテ生産之ニ伴ハス日ニ月ニ困窮ノ境ニ近ケリ區々囚徒ト工銀競争ノ如キ一小弊ヲ除クモ豈ニ人民ノ困窮ヲ救フ得ベケンヤ』(四二頁)

『第四説ニ曰ク北海道ニ人口ヲ増殖シ土地ヲ開墾スト是レ無稽ノ説ナリ抑々國ナルモノハ男女アリテ初メテ成ルモノナリ夫婦アリ親子アリ兄弟アリ姉妹アリテ一家ヲ爲シ一家相集リテ一國ヲ爲スモノナリ今囚徒ナルモノハ自由ヲ奪ハレ家ヲ爲ス能ハサル者ナリ業ヲ營ミ利益ヲ圖ル能ハサルモノナリ人生ノ幸福ヲ享クル能ハサルモノナリ其形人ニ異ラスト雖モ人タルノ功ナキモノナリ如此人非人ナレハ如何程多數ヲ一處ニ集ルモ社會ヲナスモノニ非ス土地繁榮ナスヘキモノニ非ス』(四三頁)

かかる情勢の中に於いて議會に於いても亦屯田兵及び囚人による拓殖の是非が論議に上ることとなつた。すなはち前述の如く第四議會の衆議院には工藤行幹氏外二名より『北海道施政ノ方針ニ關スル質問書』が提出せられたが(明治二十五年十二月二十一日)、その中には屯田兵に關する部分がある。曰く、

『一 政府ガ北海道ニ屯田兵ヲ置カレシ所以ノ者ハ畢竟北海道ハ帝國北門ノ鎖鑰ナルヲ以テ屯田兵ノ制ヲ設ケ一面ハ北門ノ兵備ヲ嚴ニシ一面ハ拓殖ノ業ヲ爲サントスル外ナカルヘシ其豫望スル所美ナルカ如シト雖トモ今ヤ其結果タル殆ント反對ニ出テ屯田兵ノ效用ハ到底北海道ノ警備ヲ完フスルニ足ラサルノミナラス兵役滿期後ハ此樞要ノ地ヲ如何トスル乎又却テ移住民ノ拓殖ヲ妨クルノ實況アリト云フ然ルニモ拘ハラス政府ハ益屯田兵ヲ擴張シテ北門鎖鑰ノ警備ヲ全フシ併セテ拓殖ノ實效ヲ期スル見込ナルヤ或ハ更ニ警備ノ方法ヲ設クル見込ナルヤ』(官報「明治二十五年十二月二十二日號外、第四議會衆議院速記録第一八號、四〇五頁」)

この質問書に對し大山巖陸相は翌二十六年一月十三日附の書面を以て答辯した。(それによれば、屯田兵の制は北門警備の爲めと拓殖の爲めの二目的を以て設置されてゐるのであるが、その創設以來今日に至るまでに移住總戸數三、九〇五戸、人員現役一、八九二人、豫備役一、七七一七人、合計三、六〇九人であり、その地を拓すること五、七九七町七段二畝一七步に及び、『之レ北海道一般ノ事業ニ比シテ尤モ基礎アルモノニシテ之ヲ現今ノ屯田兵ノ力ニ比シ寧ロ效果アルモノト信ス』(官報「明治二十六年一月十五日號外、第四議會衆議院速記録第二七號、六七〇頁」)而も屯田兵は一般移住民の事業を妨害するが如きことなきは勿論、かへつてこれを誘導しつつある實情である。次に將來に就いては如何と云ふに、『若シ夫レ將來ニ在リテ人口ノ繁殖スルニ會ハバ漸次屯田ノ制ヲ改メ内地ノ制ニ基ツキ整然タル兵備ヲ建設シ又所要ノ港灣ニハ砲臺ヲ築造シ要塞砲兵ヲ設置セサルヘカラス』併し乍らかかることの實現するの時たるや『是レヲ既往ニ徵スル遠遠ニシテ何人ト雖モ未タ其津涯ヲ見サルヘシ』(同上)

従つて差當りのこととしては、――

『現今屯田兵移住ノ方法ハ明治二十年屯田兵ノ經費ヲ陸軍省ノ所管ニ移シタル當時ニ於テ企畫經營セシ所ヲ實行シツ、アルモノナリ而シテ今後モ尙ホ當初ノ方針ニ從ヒ進行セントスルモノニシテ目下他ニ擴張ノ計畫ヲ有セサルナリ』(同上)

工藤氏等の質問は更に集治監制度に對しても批判的であつた。すなはち曰く、

『一 北海道集治監ハ明治十四年ニ創置シ爾來益々之ヲ擴張ヲ計リ……今後政府ハ益々進ンデ北海道ニ集治監ヲ増設セントスル者ノ如シ然ラハ政府ハ北海道ニ囚徒ヲ移サル、ハ如何ナル理由ナルヤ且ツ飽迄集治監ノ囚徒ヲ以テ拓殖民ノ實效ヲ期スル見込ナルヤ又囚徒ノ出獄シテ北海道ニ業ヲ營ム者逐年増加スルモ將來ノ拓殖上ニ障害ナキ見込ナルヤ』(「官報」明治二十五年十二月二十二日號外、第四議會衆議院速記録第一八號、四〇五頁)

これに對する井上馨内相の答辯書(明治二十六年一月十二日附)は政府の態度を明示せず、單に次の如く述べるに過ぎなかつた。

『囚徒ヲ同道ニ發遣スルニ付行刑上ノ目的ノ外傍ラ拓殖ノ補助トナスノ得失如何及囚徒ノ出獄シテ北海道ニ土著スル者増加スルノ利害如何ニ至リテハ……今尙ホ審査中ニ屬セリ』(同二十六年一月十五日號外、同第二七號、六六九頁)

かくて屯田兵又は集治監の制度による拓殖論は次第にその力を失つて行つた。そして明治二十六年三月には、時の北海道長官北垣國道氏も集治監に關し井上内務大臣に次の如く意見を具申したのである。

『集治取縮ノ困難、且ツ放免囚徒ノ處分ニ於テハ、到底、適當ノ方法ヲ立ルノ見込ニ無シ。由テ、將來、益囚徒ノ増加ニ任カス時ハ、其害、拓殖事業ニ及ブコト涯リナシ。故ニ、今後、放免囚徒ハ盡ク本籍ニ復歸シ、其入監ハ補缺ノ數ニ限ル可シ。』(「北垣長官北海道開拓意見具申書」——北海道廳編「新撰北海道史」第六卷「史料」二、昭和十一年、六六五頁)

第六章 ハワイ出稼

第一節 出稼の理論的基礎

—

既に述べたる如くに、この時代に於ける移殖民問題の中心は、國內に就いては北海道移住の問題であり海外に就いてはハワイ出稼の問題であつた。これ等の二問題に關する論議を見るに、兩者の間には著しい相違が見られる。すなはち北海道に關する論議は、先づこれを開發するのは是非又はその必要から起つて、後次第に具體的細論へと發展したのであるが、ハワイに關してはこれと異り、先づハワイの地勢又は國情に關する報道的紹介が極めて多く、その中に移住に伴ふ具體的事實の論議が散見するといふ有様であつて、根本論に關する理論的展開は極めて少數である。これには勿論理由があることであり、一言以て云ふならば、北海道の場合には、何れかと云へば論議の後に事實があつたのであるが、ハワイの場合には論議の前に既に事實があつたのである。

ハワイへの渡航は所謂出稼の形の下に行はれた。換言すれば、期間を定めた労働契約に基いて労働者がその期間だけ移住するものであつた。従つて原則として永久的に定住することを豫定する北海道移住とは根本的に異なるものである。

ハワイへの出稼の最初は明治元年である。所謂『元年者』の『サントウキス島』(サンドウィッチ諸島)移住がそれである。この元年者の出稼に就いては種々の紛糾が生じ遂に一部は連戻るといふが如き事情が起り、それ以上の發展なくして終つて了つた。従つて本格的なハワイ出稼が始つたのは明治十八年以後の所謂『官約』移民の時であると考へて差支へないであらう。『官約』移民と稱せられても、明治十八年からこれに關する『官約』が結ばれてゐた譯ではない。寧ろハワイ國側としては最初からの『官約』を希望し、明治十四五年頃から日本政府に對し種々交渉したけれども、遂に所期の條約を締結することを得ず、唯一定の條件を以て出稼人を募集することのみ許可を得て、明治十八年一月のシテイ・オヴ・トゥキョウ號による第一回出稼人の出發となつたのであり、後この出稼人がハワイに於いて紛糾を惹起すに至り、遂に政府も放任することを得ずして、明治十九年一月に渡航條約を締結するに至つたのであつて、これ以後ハワイ出稼は初めて名實共に『官約』移民となつたのである。

所謂『官約』移民は明治十八年一月の第一回より明治二十七年六月の第二十六回に至る迄、約

十年間續いた。それは合計約三萬に及んだ。『官約』移民はこれを以て終るのであるが、ハワイへの出稼は勿論これを以て終つた譯ではない。併し明治二十六年一月のハワイ革命に續く一連の諸事件によつて、ハワイがアメリカ合衆國の一部となり、『官約』といふ形に於ける出稼はこれを以て終りを告げたのである。従つて大體吾々が本書に於いて取扱つてゐる時期に於けるハワイ出稼としては、『官約』移民に盡きると云ふことが出来る。

『官約』移民は前記の如く一定の労働期間を定めて爲す出稼であるが、この期間は三箇年であつた。そして契約はハワイ國政府の名を以て移住民事務局特派員が渡航者と結び、神奈川縣令の認可を要することとなつてゐた。出稼人はハワイに於いては甘蔗畑に於いて労働するものであつた。彼等はハワイに於いて屢々紛糾を惹起したが、それに関する論議は次節に於いて取扱ふこととする。

前記の如くに、ハワイ出稼に關して當時書かれたものは主として報道記事の類であつたが、その中には理論的主張が全然見られない譯ではない。その中出稼の理論的根據を論じたものとしては、志賀重昂氏の『南洋時事』(明治二十年)に於けるそれが最も纏つたものであると云ふことが出来る。

志賀氏によれば、ハワイ出稼に關しては各種の好ましくないことが傳へられてゐるが、それは

多くは事實に反するものであつて、事實は反對にこれは日本にとり利益あることである。その理由として四つの事情を擧げることを得るであらう。その第一は、日本に於いては人口が多いけれども事業が少い爲めに、下層階級の者は職業を得るのに屢々苦しむのであるが、ハワイ出稼は彼等に對して職業を與へることとなる。而もそれによる利益は單にその個人だけのものではない。先づ出稼人はハワイに於いて日本に於けるよりも高い勞賃を得ることが出来るが、彼の出稼以前に占めてゐた地位は何人かによつて代られることとなり、この代位者も亦利益を受ける。更に出稼人が高い勞賃を得て日本の物産を消費することとなれば、これを生産する者も亦利益を受けることとなるのであつて、結局『一人ノ移住者ハ三人ノ利益トナル』ものである。第二に、日本の勞働法は無秩序且つ不規則であるが、ハワイ出稼はこれに代へて秩序あり規則的な勞働法を輸入するであらう。蓋し、出稼は一定の勞働期間を限りとするものであるから、その期間を終了すれば出稼人は歸國し、新しい出稼人がこれに代り、かくて絶えざる人口の交流が行はれるからである。更に第三に、ハワイに出稼する者は、そこに於ける比較的高い勞賃を貯蓄し、これを送金し又は持歸ることとなる。而もその額たるや、在來の實例に徴すれば、決して少額ではない。かくて出稼によつてそれだけ日本の資本は増加するのである。最後に第四に、日本の下層階級は、海外進出の勇氣に乏しく、又海外の事情に關する知識に乏しいが、これを機縁に彼等の進取の氣は

養成せられその知識は向上するであらう。かくて以上の四つの事情あるにより、ハワイ出稼は獎勵せらるべきものである、といふのである。

これ等の點はハワイ出稼の理論的根據を論じた他の人によつても指摘せられた所である。殊に、日本に於ける人口増加は大であつて、これが過剩によつて貧困が発生する故に、その打開策として出稼を行ふべし、とする見解と、出稼人の貯蓄による送金又は持歸金が可成りの額に上る故に、これはそれだけ日本を富ますものであるとの見解とは、一般に採られた所である。ハワイ出稼開始の當時の外務卿井上馨伯の如きも、それは規則的な勞働法を日本に導入するといふことと共に、その貯蓄による日本の資本の増加といふ事實を以て、これに賛する論據としてゐたのである。

併し志賀氏によつては指摘せられずして他の者によつて擧げられたもう一つの出稼の論據がある。それは商權及び海權の振張の問題である。すなはちハワイは太平洋の中央に位置を占め、通商上及び軍事上樞要の地位を占めてゐるから、ここに足場を占めることが日本として必要である、といふのがそれである。このことを主張したものであるが最も代表的なるは外山義文氏の『日本と布哇(一名)革命前後の布哇』(明治二十七年)である。それによれば、ハワイは海上交通上極めて重要な位置を占めてゐるから、日本からここに石炭を送つて汽船に供給することとすれば、ここ

に寄港する凡ゆる汽船はこの石炭を買入れるであらう。然るに北海道は石炭を豊富に産するか
ら、往航にはこれをハワイに送り、復航には歐米の商品を積んでこれをロシア及びアジア諸國に
送ることとするならば、巨大な利益を得ることが出来る。従つてハワイこそは據つて以て二十世
紀の商權を争ふべきの地であり、従つてこれに確固たる足場を有つことが是非とも必要である、
といふのである。

二

明治十年代の終り頃から我國の著書、雑誌又は新聞紙の類でハワイのことを載せてゐるものが
極めて多い。又はいささか誇張して云へば、それは應接に暇なき程多數である。併しその大部分
は該地の住民、政體又は社會状態を紹介せるもの、又はその地勢乃至氣候を説明せるものである
か、然らずんばハワイに於ける各國人口統計、日本人のハワイ出稼人の出發數、出身地、出發
日時又は乗船名、出稼人の送金高に關する報道であり、その中に僅かにハワイ皇室の動勢、それ
と日本との交渉、條約に關する外交交渉等に關する報道が混じてゐるだけであつて、ハワイ出稼
又はこれに伴ふ參政權の問題に關する理論的論議に至つては誠に寥々として曉の星の如き有様で
ある。惟ふにこの事實は、特にその中出稼そのものに關する利害得失等に就いての論議が少い

は、出稼が最早論議の問題ではなく事實の問題であり、又は事實の方が先行して了つたのによ
るのであらうし、又參政權問題に關して同じ事實が見られるのは、未だに參政權獲得に關する國民
的實力と意欲とがそれに十分なまでに成熟して居らず、従つて一部にその要求が擧げられたとし
ても、政府及び國民の大部分は、例へばハワイ革命に當つて軍艦を派遣した際にも、それが出稼
者の生命と財産とを保護し得れば可なりと考へた如き態度に、由來するものと考へ得るであら
う。

かくの如くにハワイ出稼の問題は、その可否等の論議に先立つて先づ事實があつたのであり、
従つてこれが理論づけの如きは比較的その數が少いのであるが、問題としては極めて大きなもの
であつた。そして移植民論が眞に輿論の聲となつた時、ハワイ出稼は殆んど無批判的に是なるも
のとして前提されるのが常態であつた。併しそれにも拘らず、吾々は、當時の無數のハワイに關
する實録報道の堆積の中に、これを理論づけようと試みた極めて少數の論著を見出すことが出来
る。そしてその中で最も代表的なるものは、明治二十年に現れた志賀重昂氏の著『南洋時事』で
ある。

志賀氏の『南洋時事』は、氏の南海諸島周遊の記録であり、事實と論議との兩者を含み、その
中には又氏の北海道拓殖論も現れて來るのであるが、その中でハワイに關しても亦多數の頁が割

かれてゐる。

抑々ハワイ出稼に關しては、明治元年の所謂元年者の渡航の際から各種の風評があつたのであり、例へばハワイに於ける出稼人の地位はこの世乍らの生地獄であるといふ類の噂も可成り行はれてゐたのであつた。然るに明治十八年の第一回出稼人が到着後間もなく該地に於いて紛擾を起したので、世人の一部も、そして又志賀氏も、出稼人の虐待なるものを可成りに信じてゐたのであつた。然るに氏はハワイに着き、事實を見、又ハワイ總領事安藤太郎氏の報告を読んで、この見解を改めることとなつたのである。曰く、

『然レバ今日ノ情況ニテハ雇主ト被雇主トハ漸ク相調和スルノ傾向アリテ、深ク余輩ガ思慮ヲ煩ハスニ足ラザルモノニ似タリ。予輩ノ日本ニ在ルヤ、各新聞紙ヲ閱讀シテ日本ノ移民ガ布哇ニ在リテ虐使苛遇到ラザル無キヲ知リ心私ニ憤悶ニ禁ヘズ、一度布哇ニ到リテコレヲ檢覈センコトヲ思意セリ。而ルニ何ソノ圖ラン身親シク布哇ニ到リテ各移民地ノ現況ヲ見聞スレバ、一トナク二トナク悉ク豫想ノ外ニ出デ轉タ人ヲシテ一見百聞ニ若カズノ感アラシメタリ。蓋シ這般ノ誤聞虚報ハ移民中ノ書生演說者等ノ手ニ出デタルモノニシテ、這輩身軀懦弱、資性懶惰、文筆口舌ニ巧ニシテ勞働使役ニ堪ヘズ、時ニ或ハ監督者ノ呵責ヲ被フリ心私カニ不平ニ禁ヘズ竟ニ這般ノ造語ヲ以テ本邦ニ知告シタルモノナランカ。固ヨリ這般ト雖モ時ニ或ハ悉ク造語ニ非ラズシテ間々正確ノ報告アルナラント雖モ、要スルニ此輩ガ自己ノ不平ヲ訴ヘタルマデナレバ、予輩ハ敢テ之ニ信ヲ措カザルナリ。』(一八六一—一八七頁)

かくの如く氏はハワイ出稼に對する反對論を駁した。これによつて既に氏が出稼の賛成論者で

あることを知ることが出来る。然らば氏の賛成論は如何なる論據に立つものであるか。氏はこの論據として四つの事情を擧げてゐる。而もその第一に擧げられてゐることは、日本には人口過剰の事實が存在し、これによつて貧困が発生してゐるのであるが、出稼はこの貧困の打開策たるものである、といふことである。そして氏によれば、出稼は單に過剰なる分に對し生計の途を與へるに止まらず、進んで『一人ノ移住者ハ三人ノ利益トナル』といふのである。すなはち曰く、
『然レバ、人アリ若シ布哇ニ移住民ヲ遣出スルノ利害ヲ諮フ者アレバ、予輩ハ左ノ數件ヲ以テ其利益アルヲ獎說セントス。

『(第一)日本人民下等社會ガ其職業ニ就クヲ得ルコト。
『日本ニテハ人口多クシテ事業尠ク、隨テ下等社會ガ其職業ヲ得ルニ困ルコトアリ。然レバ、這輩ガ布哇ノ如キ勞力ノ賃銀高貴ナル箇處ニ移住シテ、其ノ衣食住ノ缺乏ヲ補充シ、漸ク其得利ヲ儲蓄シテ、新事業ヲ興起スルニ到レバ、日本國ノ爲メニハ直接間接ノ利益アルモノト云フ可シ。且甲去リテ布哇ニ移住スレバ、乙日本ニ在リテコレニ代リ甲ノ職業ヲ承ケ繼グコトナラン。且甲布哇ニ到リテ高貴ナル賃錢ヲ得テ漸ク生計上ニ餘緯ヲ生ジ、爲メニ本邦ノ物産ヲ取り寄セ盛ニ之レヲ注文スルコトナレバ、丙モ亦コレガ爲メニ新クニ職業ヲ得ルコトナラン。即チ一人ノ移住者ハ三人ノ利益トナル都合ナリ。是予輩ガ移住者ノ多カラシコトヲ獎說スル所因ナリ。』(一八七一—一八八頁)

次に、この出稼人はハワイに永住するものではなく、契約期限の終了後にはハワイを去るものであり、すなはち事實上はアメリカ大陸等へ轉住するものや又ハワイに居残るものもあつたけれ

ども原則的には日本に歸つて來るものである。それと共に又その交代者が後から繼續的に出稼に出かけることになつてゐる。換言すれば日本とハワイとの間に人の交流が出来る譯である。従つて氏はここに、ハワイに於ける勞働の規則性が日本に輸入せられるの利益があると考へたのである。すなはち曰く、

『(第二)日本下等社會ニ規律的ノ勞働法ヲ開導スルコト。』

『勞働法ニ規律無ク時間ノ價值ヲ辨知セザルハ日本農工商社會ノ通弊ナリ。』「モ一ニた疇しまつたら一服烟草をやらう—すか」トハ是レ日本農夫ノ套語ナリ。西洋勞働ノ法ハ然ラズ、規律ト時間トヲ確定シ肅トメ順序ヲ紊サズ烟草喫飯ハ各其制限ヲ定メ時間外ニコレヲ爲スヲ許サズ。然レバ日本ノ移住民ハ當初コレニ慣レズコレニ習ハズ、時ニ或ハコレガ爲メニ幾多ノ苦情ヲ醸シタリト雖モ、近時ハ漸クコレニ熟シコレニ慣レ西洋勞働ノ法ニモ亦通曉スルニ到レリト云フ。語ヲ易ヘテ謂ヘバ這輩ハ海外ニ到リテ西洋勞働法ヲ實地ニ演習シタルモノナリ。然レバ這般ノ西洋勞働法ヲ演習シタルモノノ役夫ガ三年ノ後漸ク其法ニ慣熟シテ本國ニ歸リ、日本在來ノ勞役社會ノ間ニ交リテ其業ニ就カバ、必ラズヤ這般勞役社會ニ絶大ニシテ、且有益ナル變動ヲ附與スルナラシ。且後日我國有爲ノ事業家ガ這輩ヲ使雇スルニ至レバ、自他ノ利益蓋シ尠ナラザル可シ。是レ予輩ガ布哇移住者ノ多カラントヲ獎說スル所因ナリ。』(一八八一—一九〇頁)

かくの如き人口交流に基く勞働方法の移入は、時の井上外相がハワイ出稼に期待した一目的であつたことは、後に之を述べるであらう。

次は出稼人の送金や持歸金によつて日本が富まされるといふ考であり、これ亦井上外相の目的

の一つ、而も極めて重要な目的であつた。志賀氏はこれを説明して曰く、

『(第三)日本國ノ資本ヲ増殖スルコト。』

『日本移住民ガ一昨十八年一月初メテ布哇ニ到リ各業務ニ服セシヨリ、爾來纔カニ二年ニ過キザルモ、本邦ニ送附セシ金額ハ業既ニ拾萬弗ニ上レリ。且這輩ガ日本總領事ノ手ヲ經テ布哇政府ニ附托シタル預金額モ亦數萬弗ニ到レリ。之ヲ要スルニ這般人民ハ日本國內ニテ衣服住ニ窮迫シ復タ止ム可カラザルヲ以テ、竟ニ布哇ニ移住シタルモノナリ。而ノ其利得スル處ヲ備置スルノ業既ニ斯クノ如シ。語ヲ易ヘテ謂ヘバ、這輩ハ日本ニテ博取ス可カラザル富貴ヲ布哇ニテ博取シタルモノニシテ、即チ日本ノ資本ヲ増殖シタルモノナリ。是レ亦予輩ガ布哇移住者ノ多カラントヲ獎說スル所因ナリ。』(一九〇頁)

次にその第四として曰く、

『(第四)日本下等人民ニ冒險進取ノ氣象ヲ涵養シ、兼テ其知識ヲ増殖スルコト。』

『一山一水ノ間ニ踰踏シテ海外移住ノ勇氣ニ乏ク、其膽略極メテ矮少ニシテ險ヲ冒カシ危ヲ蹈ムノ氣概無キモノハ日本人民ノ短處ナリ。然レバ此ノ短處ヲ矯正スルハ先ヅ海外遠征ノ氣象ヲ涵養スルニアリ。是レ亦予輩ガ布哇ニ移住民ヲ遣出スルノ議案ニ賛成スル所因ナリ。』

『日本人民ハ又極メテ海外ノ事情ニ暗ク、コレヲ知悉スルモノト特ニ尠シ。然レバ這輩ヲシテ海外ニ移住セシメ、廣ク世界ノ事物ニ通曉セシム可キハコレ今日ノ急務ナリ。コレ亦予輩ガ布哇移住者ノ多カラントヲ獎說スル所因ナリ。』(一九〇—一九一頁)

氏は以上の如くハワイ出稼の可なる所以を四箇條に纏めて論じてゐるのであるが、これ等四箇

條の中氏が最も重要視したのは、第一の理由すなはち人口過剰と貧困との打開策としての理由であつた。同時に又氏は移植民一般に賛したのであつて、ハワイ出稼のみが可にして他は不可であるといふのではなかつた。この間の事情を明かにしつつ氏は曰く、

『以上ニ於テ予輩ハ吾國人ガ單ニ布哇ニ移住遷徙センコトヲ獎說セシト雖モ、予輩ガ常ニ銳意熱心ニ我國人ハ海外移住ヲ獎說スルモノハ、獨リ布哇ノミニ限ルモノニ非ラザルナリ。我同胞ノ海外到ル處ニ移住遷徙センコトヲ切望スルモノナリ。願フニ我日本ノ人口ハ歲毎ニ四拾餘萬ヲ増殖シ、今ヨリ五十年ヲ經過セバ、轉チ二千餘萬ノ新蒼生ヲ産出スルコトナラン。獨リ二千餘萬ノミニ止ラズ、人類ハ猶利息算術ノ重利法ノ如クニ増殖スルヲ以テ、或ハ二千五百萬以上ノ大數ニ到ルヤモ知ル可カラズ。即チコレニ今日在來ノ人口ヲ加フレバ、無慮六千貳百萬ナラントス。是レ五拾年後ノ日本人口ナリ。然ルニ日本國土ノ面積ハ僅カニ貳萬五千方里ニ過ギザル可シ。此ノ蕞爾タル海島ヤ克ク六千貳百萬ノ蒼生ヲ衣食セシムルコトヲ得ンヤ。否コレヲ衣食セシムルニ足ル可シト雖モ、唯勞々役々トシテ朝三暮四ノ生計ヲ是レ營ムニ過ギザルコトナラン。曷ンゾ最大ノ快樂ト幸福トヲ博スルコトヲ得ンヤ。之ヲ要スルニ日本ノ海島ハ最大ノ民人が最大ノ幸福ヲ博スル能ハザルモノト斷言シテ可ナリ。是レ予輩ガ銳意熱心ニ我同胞ノ海外移住ヲ獎說スル所因ナリ。加之我同胞ガ海外到ル處ニ移住散在シテ生業ヲ營ミ農事ニ服シ食足リ衣厚ク漸クニシテ贏餘ノ生ズルアレバ、其日當任用スル處ノ物品ヲ本邦ニ文シ、コレガ供給ヲ本邦ニ仰ギ、兼テ本邦ト脈絡ヲ通ジ、身外國ニ在ルモ心内國ニ在ルガ如キモノニ到レバ、自他ノ利益スル處蓋シ尠ニアラザル可シ。』(一九一一年三月)

三

吾々は前項に於いて志賀重昂氏のハワイ出稼論の理論的根據を辿つたのであるが、これで唯一つの點を除くならば當時の該地出稼論の論據の全部は盡されてゐると云ふことが出来る。ここに氏が觸れなかつた唯一つの點とは商權、海權の問題であるが、これに就いては後に觸れることとする。

前記の如く志賀氏がその論據の第一に擧げたことは、人口過剰と貧困との點であつた。この點は他にも屢々觸れられてゐる點であり、又上述の如く當時の移植民論の共通の理論的基礎であつたと云ふことが出来る。ハワイ出稼だけに就いて見ても、例へばそのことを行はれるの報を入れ、て直ちに書かれた『東京經濟雜誌』第二百五十號(明治十八年一月三十一日)の社説『明治十七年間の大事記』中の『布哇移住の事』に於いては、ハワイ出稼を以て永住的植民と誤認し、これと日本の貧困とを關聯せしめ、これに多大の賛意を表してゐるのが見られる。すなはち、

『此國の人口に就ては吾人未だ詳かにせざる所ありと雖も其面積に比して人口の寡少なるは世に隠れなきの事實なりとすされは同國政府は從來頻りに意を人口播殖の事に注ぎ多少の獎勵を與へて他國人の來住を促かせりと雖も事善く其圖に當らず特に支那人の如きは同國に渡航する者甚だ多しと雖も大概ね皆な單身獨行にして妻子を伴はず數年間勞働して蓄積を營み囊中少く暖かなるに至れば悉く之を携へて本國に歸航するを常とし其來住する者如何ほど夥しきも更に同國の人口を増殖するの益なきを以て昨年同國政府は令を發して全く支那人の來住を謝絶するに至りたり尋て同國より我國へ派遣せし總領事アルウケン氏は渡來の後頻りに邦人

を移住せしめんことを計畫せられ十月下旬頃に及び我政府の承認を得て同國政府と隨意渡航人との間に取り結ぶべき約定書の草案も出來し移住人事務取扱所を置いて公然渡航人を募集せらるゝの抄びに至りたり」(一二七頁)

これによつて同誌の誤解は全く明かである。ここに支那人の弊として指摘せられたものを兩國政府間に諒解せられた日本人出稼の性質なのであり、又その後の日本人出稼人の實情なのである。併しそれは兎も角、同誌はハワイ移住をこの形で理解した。換言すれば日本人はそれだけ行き切りになつて減少するものと考へた。そしてかかるものとしての日本人の海外進出に大いに賛意を表したのである。曰く、

「從來邦人の私かに外國に出稼するもの一二之れなきに非らずと雖も内外政府の幫助を得て公然外國に移住する今回の如きハ我國古來曾て其例を見ず而して移住の多き今回の如きも亦曾て見ざる所なり若し他日明治史を修むる者あらば「邦人多勢外國に移住するハ蓋此時より始まる」と特書して可なり」(同上)

同誌はかくの如くこの舉に賛した。そしてこれが極めて多數者の申込を得たることを貧困と關聯せしめつつ曰く、

「之を聞く一千八百四十六年愛爾蘭に於て馬鈴薯の收穫に大缺乏を告ぐるや同國人始めて大いに米國に移住せり又日耳曼人の大いに米洲に移住するに至りたるハ一千八百十六年同十七年の兩年該國に於て大飢饉起りし時より生まれりと今ま我國の布哇移住人に於けるも亦幾分か其事情を同うせるものなき乎」(一二七—一二八頁)

併し乍らこれに比して遙かに決定的なる過剰人口と貧困への言及は、その第五百十四號(明治二十三年三月二十九日)への鳥居飽田氏の寄書『移住論』に現れてゐる。これは前に簡単に紹介したが、要するに氏は人口過剰の點より移植民の必然を主張したのであつて、それが行はるべき場所としては、先づ國內からすなはち北海道から始むべきであるが、併しそれだけに止るべきでなく、海外にも赴くべきであり、そして海外の移植民地としては第一にハワイを含んでの熱帶諸國である、と主張したのである。すなはち氏は先づ各國の人口密度を見、人口一人當りの國土面積を各國に就いて比較して、それが日本に於いては極めて小であることを指摘すると共に、他方人口の増加を見るに、日本はそれが極めて大であることを述べて、従つて日本は既に人口密度が極めて高いのに而も人口増加は極めて大であるから、結局この點に就いて何事かが爲されなければならぬのであるが、さればと云つて結婚の抑制といふが如きことは人情の上から云つて到底行はるべきでないかと考へ、結局移植民といふ結論に達せざるを得なかつたのである。而も氏はこの移植民たるや、如何にその必要が大であるとしても、國家の強力的手段によつて行はるべきではなく、間接的保護に止むべきであると主張した。その點に於いて、氏によれば、ハワイ出稼に對する政府の政策は極めて妥當なるものである。すなはち氏は曰く、

「夫れ世界は廣し、萬國は多し、寒暖其度に適し地質其の宜きを得たる國にして猶未開不毛の地枚擧に遑あら

ず、若し此等の地方に移住殖民を計り、能く其權衡を保たば猶數百年の間は其處分に困むとなかるべし、是れ吾人か移住を主張して止む能はざる所以なり」(三九九頁)

「唯政府の當に保護すべきは布哇出稼人に於るか如く消極的に止むべし、故に吾人は是非とも英國の移住協會に於るか如く民間——華族富豪の協力を以て一大殖民會社の設立を望まざるを得ず」(四〇二頁)

渡邊教行氏の筆になる『布哇國案内』(明治二十七年)も亦全く同一の趣旨になるものである。本書は専らハワイ出稼に出かけるもの自身を對象として書かれたものであり、出稼が日本にとり如何に止むを得ないことであるか、又如何に有益なことであるかを、説くと共に、該地到着後墮落生活に陥らざるやうに奨めた所の、キリスト教の書であり、大阪の福音社から發賣せられたものである。そして本書に盛られたハワイ移住に關する理論的見解は、全く日本に於ける人口過剩論の一本であつた。すなはち日本の人口増加は極めて大であり従つて貧困の發生は止むを得ないものであるが、併し國外出稼が行はれるならば、それだけの者は國外に去ると共に他方それが送附し又は持歸る金によつて國內に残るものも亦安易に生活することが出来ることとなる故に、出稼は單に自分だけのことではなく、同時に國の爲めになることである、といふのである。本書は宣傳書であることの當然の結果であるが、行文の平易と設例の平俗とをその特徴とするものである。本書は先づ開卷直ちに曰く、

「人情として吾が愛する國を去り遠き他國の空に生活を求むることハ誰れしも好んで爲すことハありませぬが熟ら今日吾が日本國の有様を考へて見ますれば實に止むとなき次第であります、それハ如何なる道理と尋ねれば日本に於て毎年人口の殖るゝが三拾萬より四拾萬の大數に上り僅か六七年前までハ日本全胞三千五百萬と唱へ來りましたものが今でハ其數ゾツト殖へて日本同胞四千萬と云ふことになりました、簡様に人口が年々増すとハ實に喜ぶ可きことでありませぬれども亦一方より考へますれば吾等ハ此の人口の増すことによりて大に苦痛を受けねばなりません」(一一二頁)

かくの如くに移植民必然論は最初から日本に於ける人口の増加の點に求められてゐる。然るに著者はその説明に當つて俄然個人的な設例に入つてゐる。曰く、

「今此れを説き明かす爲めに此にひとりの年若き人ありて妻を迎ふると致しましてよふ成程其人が妻を迎ふるとハ實に目出度き事でありませぬが其妻を養ふ爲めにハ其人ハ妻無き時よりも多くの働き多くの苦痛を爲さねばならぬ事でありませぬ又こゝに間もなく嬰兒が生れることとなりますれば之も實に喜ぶ可き事でありませぬれども其子を養ふ爲めにハ親たるものハ猶一層に働きを加へねばならぬ事となります簡様な理由にて一家に於ても人數の殖ゆれば殖ゆる程諸事萬端の入費が多くなり従て其入費を作り出す働きも又増さねばならぬ道理であります然るに若し其人數のみが殖へて入費を仕拂ふ財産が殖へなければ俗に所謂「貧乏所帯に子澤山」にて人數の殖へるとハ却而一家の禍となります」(一二三頁)

著者はこの個人的設例が國に對して當てはまるものと考へた。そして日本は國土は狭小であり食物は限りがあるから、上記の如き人口の増加があつたからと云つて、食物がそれだけ増加する

ものではなく、遂に増加せるものは貧困に陥らざるを得ないとして、曰く、

「今日我日本の有様を考へますれば少しく之れに似たるところがあります一年に三拾萬或ハ四拾萬の人数が殖へるとハ實に宜敷ありますが之れと共に日本に食物がそれだけ多くなり又金が多くなるかと尋ねますれば之れハ少しく覺束なき次第であります全體日本國ハ外の國々に較ぶれば甚だ小さき島國でありまして之より生ずる五穀其他の産物にハ限りがありますから毎年人口が増しますれば遂に日本に生ずる食物丈でハ其人々を養ふ事が出来ぬ様に成り行くことハ尤も明かなる道理であります」(三一四頁)

されば當然に誰かが移植民の擧に出なければならぬのであるが、併しそれは決して單に個人的な擧ではなく、『日本全體の利益』となるのである、と論じて曰く、

「されば吾が四千萬の同胞の内にて誰れかゞ是非共北海道の様なる未開の土地に行きて食物を求め又たハ布哇の如き外國にまでも行きて金儲けを爲すの必要が起るのであります即ち或人々が北海道の開拓に出掛又諸君が布哇に行のも全じ道理で之れハ日本に取りてハ一家の人減らしをする様なものであつて國に残れる人々ハ之れに依りて大に利益を得ることであります加之諸君が布哇にて儲けし金を貯へて故郷の父母妻子に送り又た歸國の際之れを持ち來らば日本ハそれだけ國が富むこととなります、さすれば諸君が布哇に行くハ只に自分の爲めのみな益計りでなく實に日本全體の利益となる譯であります斯くの如くに自分が布哇に行くハ只に自分の爲めのみならず父母の爲め又國の爲めであると思へば暫く吾が父母妻子に別れるも何かあらん雲井に聳ゆる富士の高根を暫らく仰がざるも亦何かあらん、たゞしハ亦布哇の島の荒蕪に骨を晒らすも恨みるところでハありません、諸君ハ國の爲めに働きに行くのでありますから」(四一五頁)

四

併し乍ら、日本の人口増加が大であつて、その爲めに人口過剰による貧困が生ずるといふことは、日本として移植民を行はなければならぬ理由とはなつても、それがハワイ出稼でなければならぬことの理由にはなるものではない。そしてこの點に就いては、前記の如く志賀重昂氏は、ハワイ移住は出稼といふ人口交流の形をとる結果規則的な労働法を輸入し得るといふことと、出稼人の送金又は持歸金によつて日本の資本が増加するといふこととの、二つを擧げたのであるが、この論據は尙他の者によつても採られたと共に、これに加へて又ハワイの地理的位置から云つてそこへの進出は商權及び海權の伸張上好都合であるといふ論據も指摘せられた。

右に述べたことを順次簡單に辿つて見るに、藤田敬郎氏の記す所によれば（『海外在勤四半世紀の回顧』昭和六年）、ハワイ出稼の擧の決定した當時の外務卿井上馨伯がこれに賛したのも、規則的労働法の輸入と貯金との二つの理由によるものであつた。すなはち藤田氏はこれに就いて曰く、

「井上伯遂に……三年間の契約にて我農民を送り、歐米式農業法を實習し、秩序的労働法を覺へ、且相應の貯蓄を携へ歸國せしめ、更らに代員を送る事とせば、十數年の後には我農村の労働方法大に改良せらるべしと思惟し、先づ伯の郷里長防二州竝に廣島熊本縣下に於て、出稼人を募集せしめらる。伯は常に人に向て新陳代

謝法を以て農民を布哇に送るは國利民福を増進する所以なりと陳べられ……」(一一二頁)
更に又曰く、

「井上伯は布哇出稼人の貯蓄に熱心にして、我領事館をして之が取扱の任に膺らしめ、布哇政府と契約して、各雇主より出稼人の給料の二割五分を、毎月末領事館に送付する事となしたり。従て貯金を取扱ふ館員を要する次第にて、伯は時の東京商業學校長矢野二郎氏を招き、候補者を出すべきを委嘱せらる。矢野氏は余を適任者となし、余に急速上京を命ぜらる。」(一二三頁)

すなはち藤田氏はこれが爲めに民間勤務を捨ててハワイに渡り、ここに氏の『海外在勤四半世紀』が始るのであるが、それは兎に角として、當時の井上外務卿の意向はこれによつて十分に知ることが出来る。

『東京經濟雜誌』も亦その第四百九十九號(明治二十二年十二月七日)に『布哇國出稼人の景況』を載せて次の如く述べてゐる。曰く、

「神奈川縣廳の報告に據れば、本邦より布哇國へ渡航せる出稼人は同國に於て益す信用を得るの實跡あり、既に昨廿一年中第五、第六、第七の三回を以て、三千二百八十七人の出稼人を渡航せしめたり、而して第一回の渡航に係る者の内、約定満期にて歸朝せしもの五六百人ありしか、廿一年末月に於て現に同國に在留就業する者は、合計五千四百三十九人あり、又神奈川縣廳の手を経て、各々其の郷里へ回送せし金額は著しく増加し、殆んど十萬圓に達せり、是れ前年下半年に於て出稼人より依托せし金員の本期に至りて一時に到達せしに依る、今ま當初よりの金員を通算せば二十萬圓餘にして、之を現在労働者大約五千四百人に割當れば、一

人に付き四十四圓餘なり、其の前年下半年の平均額より減少せしは、第六第七兩回の出稼人二千二百餘人の未だ送金せざるか爲めに於て、若し此の人員を控除して計算せば、一人に付き平均七十五圓に當り、却て増加の實あるを見るべし、其の他今回の歸朝者に就きて調査するに、各々多少の金員を儲蓄し、中には數百圓の多きを携帯し來たるものあり、尙ほ他に我が政府への貯金及び時々送金を併算せば、出稼人等が節儉して得たる収益は蓋し尠なからざるべしとなり、抑も衣食を辨したる上に一年七十餘圓の貨幣を得るは少なからざる収益なり余輩は全國各地の遊民に向ひ、布哇國出稼を勸告せざるを得ず」(七五六頁)

かくの如くに同誌は出稼人の貯金を高く評價し、これあるが故に『布哇國出稼を勸告』してゐるのである。

前記の如くに板垣退助氏は『殖民協會報告』の第三十號(明治二十八年十月)に『殖民政略』を載せてゐるのであるが、氏も亦その中に於いてハワイ出稼人による貯蓄に觸れてゐる。氏によれば、凡そ移植民には二種類があるのであり、その一は定住移民であつて、『子孫永住ノ目的ヲ定メ海外ノ地方ニ移住シテ開墾殖産ニ從事スル者』(一頁)であり、又その二は定期移民であつて、『其國ノ貧民カ内ト外人トヲ問ハス有力者ノ資本ニ依頼シ労働ノ期限ヲ約定シ出稼移住スル者』(同上)である。在來の各國の實例を見るに、英國は主として前者をとり、支那は後者を主としてゐる。人は屢々前者のみを推奨して、後者はそれ程に評價してゐないけれども、併し後者と雖も少からざる利益を齎らすものである。蓋し出稼人はその所得を貯蓄してこれを送金し又持歸るからであ

る。——氏はかくの如く論じたる後、後者の一例たるハワイ出稼の場合を擧げて曰く、

『我國ハ唯タ定期移民ノミヲ以テ自ラ安ンスヘキニ非ラスト雖モ、此業ノ起リテヨリ我國ニ得タル利益ハ少カラス昨明治廿七年十二月迄既往十ヶ年ノ經驗ニ徴スルニ布哇出稼人カ貯蓄セシ金額ハ總計凡二百六十四萬八千弗ニシテ其人員ハ二萬人トスレハ一人ニ付百三十二弗ノ金銭ヲ貯蓄スル者ナリ、是レ男女小兒ヲ合算シタル者ニシテ其中男女ハ一萬六千六百餘人ニ過キスト云フ、斯ノ如ク多クノ貧民カ海外ニ職ヲ得テ剩サヘ斯ノ如ク多クノ貯蓄金ヲ爲スハ實ニ我國ノ利益モ亦ク大ナリトス』(一一二頁)

更に又海外からの送金等だけでなく、又出稼人が國産品を需要する爲めにそれだけ輸出も増加する。

『若シ大ニ茲ニ殖民ノ業ヲ起サハ海外ニ在ル我國無數ノ移民カ、自國ノ産物ヲ需要スルカ爲メニ大ニ輸出ノ額ヲ増スノミナラス、其他出稼貯金等ノ爲メニ我國ヲ利シ富國タラシムルニ至ルハ決シテ難キニ非ラサルヲ信スルナリ』(三頁)

最後に、商權、海權の振張といふ立場からハワイ出稼を基礎づけようとしたものの中には、前に擧げた『東京經濟雜誌』第五百六十五號(明治二十四年三月二十八日)の社説『大に力を海外に伸ぶるの策を行ふべし、商利國防勉めずして成る』の如きを數へることが出来る。本社説の内容はその題名から自ら明かであるが、要するに砲臺を造つたり軍艦を造つたりした所でそれが直ちに眞の意味の海防になるものではなく、その爲めには先づ國民全體が航海術に習熟し、全世界各地に植

民地を有つ必要があるものであり、これ等の條件が満たされる限り、商權及び海權の伸張は期して待つべし、といふにある。従つて日本としても、商權、海權の伸張の爲めには、手近な所から植民事業を始め、これによつて植民地を得ると共に、その間を往來する商船隊を有ち、かくて航海術に習熟するといふことにならなければならぬ。すなはち、必要なることは『先づ日本人民が海事航海に慣熟すること、我が同胞を東洋南洋の諸群島に植付くこと是れなり』(四二頁)すなはちハワイ出稼の如きは、直接的には個人的動機に基いて行はれてゐるが、併し日本全體に對してかくの如き貢獻をしてゐるのであり、『該移民の成績は一個人の身上にも、一國の經濟上にも俱に利するもの少からざるを疑はざるなり』(同上)

更に瀬谷正二氏は、その著『布哇』(明治二十五年)に於いて、ハワイの通商軍事上の地の利を強調して、日本人がこれを確保するの必要あることを強調した。例へば氏は曰く、

『夫れ布哇は東西の關門なり南北の咽喉なり兵戰商戰の上にて據るべき要塞なり侮る可らざる砲臺なり邦人此の要塞より驅逐せられ勞働者此砲臺を守る能はずんば我邦の不利蓋し甚だ大なるものあらん予は予の此斷言をして杞憂たらしめんと欲する者なり而して又世人の之を杞憂視するを欲せざる者なり』(附録、三三頁)

併し乍ら外山義文氏の『日本と布哇(一名)革命前後の布哇』(明治二十七年)に現れたる見所はこれと同一の要旨であつて而も遙かにより詳細であり具體的である。すなはち氏はハワイの地理と

それを占めることにより得られる商業上の利益を挙げ、同時に日本に就いて『來ルヘキ國民過殖ノ難』を指摘しつつ曰く、

『想フニ若シ日本ノ國民ニシテ夙ニ布哇ニ移殖セラレタランニハ布哇ハ十九世紀ノ前半期ニ於テ已ニ大勢力アル一國ト化成セシヤ疑ヒナシ將來「ニカラグワ」運河開通シテ太平洋西兩洋ヲ結合シ西ノ方遙カニ浦潮港ト聯絡スルノ日我國ニシテ一ノ石炭大販賣所ヲ布哇ニ有センカ各國商船ノ此港ニ寄泊スルモノ必ス我ニ由テ石炭ヲ購求セン而シテ我ハ北海道其他ニ巨額ノ石炭ヲ産ス特ニ石炭輸出會社ヲ興シテ盛ンニ此業ニ從事セハ測ル可カラサルノ巨利アラン又往航ニハ石炭ヲ搭載シ歸航ニハ南北米及ヒ歐洲ノ產物ヲ搭載シテ更ニ之ヲ露西亞支那印度ニ轉送セハ是レ亦巨額ノ利ヲ收ムルヲ得ン必竟何レノ點ヨリ之ヲ見ルモ布哇ニ據リテ以テ二十世紀ノ商權ヲ爭フハ我カ國ノ最大利益ナリ今ヤ大ニ國民ヲ海外ニ放排シテ日本ノ版圖ヲ擴張シ以テ將來必ラス來ルヘキ國民過殖ノ難ニ備ヘントスルハ國民上下ノ輿論ナリ政府カ議會ニ向テ殖民地探檢費ヲ請求スルカ如キ民間ニ東方協會殖民協會等對外的運動ヲ以テ目的トスル諸協會ノ興起スルカ如キ一以テ天下ノ輿論ヲ見ルニ足ル可シ輿論已ニ斯ノ如シ而シテ民間ニ諸協會ノ起ル已ニ可ナリ政府ノ海外探檢ノ業ヲ以テ之ヲ民間諸協會ニ托スル更ニ可ナリ今一步ヲ進メテ其未タ殖民アラサル濠洲墨斯奇ノ地ヲ探檢スルト同時ニ二萬四千有餘ノ同胞カ已ニ不知不識ノ間ニ殖民地ノ實ヲ形成セル布哇ニ向テ周到ノ保護ヲ加ヘ已ニ布島ニ貯蓄シ來レル數千百萬弗ノ財産ヲシテ益々増殖セシムルノ方策ヲ取ラハ力ヲ用ユルヲ多カラスシテ利ヲ收ムルヲ大ニ輸ヲ冒スヲ少クシテ功ヲ立ツルヲ大ナラン今ニシテ布哇ヲ度外視セハ數年ヲ出テスシテ必ス騰ヲ噬ムノ悔アラン』(五一―六頁)

なほ最後に一言附記して置かなければならないことがある。それは、移民の必要といふ點に至つては當時の輿論は略々一致してゐたと云ふことが出来るけれども、明治二十年代も進み、一

方では資本制生産の基礎が次第に成長して行くと共に、他方では北海道の拓殖が進行し、かくて資本主義的植民地としての北海道の意義が増大して行くにつれて、移民を實行すべき場所としては先づ北海道であるべきであり、その爲めには海外に手を延ばすの餘裕がないといふ意見も現れて來たといふ事實である。これと共に、又吾々は、海外移住又は海外出稼なるものが主として労働者のそれであつて、資本の進出ではなかつたといふ事實も、考慮に入れるべきであらう。併し兎に角この意味に於ける海外移住の反省が一部の方面から叫ばれて來るに至つたことは、當然注目に値することである。もとよりこれは一部の聲であつて、ハワイ官約移民なるものの中止もこの意見が勝を占めたからといふ譯では決してなく、又榎本子等のメキシコ移住計畫もこれからのことであり、更に合衆國移住の如きもこれから漸く本格的になるのであるから、これが全部の聲でなかつたことは確かであり、一般の空氣としては寧ろ何處にあれ移民は總て是なりといふ態度が採られたのであるが、併し一部に北海道拓殖との關聯に於いてかかる海外移住反省論があつたことだけは、ここに明かに附記して置かなければならぬ。

吾々は既に濱田健次郎氏が、明治二十四年十月十一日の専修學校理財學會に於いて試みたる演説『植民論』に於いて、海外移植民論に對する疑問を表明し、海外に赴くよりは寧ろ『北海道に人口を移すのが日本の爲めに效用が多いだらうと考へる』(『東京經濟雜誌』第六〇〇號、明治二十四年十一

月二十八日、七九四頁と述べたこと、又第四議會の衆議院に於いて柏田盛文氏が『北海道ニ向ッテハ拓殖ノコトヲ遣ラナケレバナラヌト云フコトハ益々急ニナツテ居ル、……シテ見レバ外ニ向ッテ人民ヲバ強壯ナル人間ヲ驅出スタメニ金ヲ費シ其力ヲバ國內ニ用ヒ一方デハ國防上ノ事ヲ完全ニシテ往クト云フコトヲ考ヘル所ノ者デアル』(『官報』明治二十六年一月十一日號外、第四議會衆議院速記録第二三號、五六九頁)として海外移植民の爲めに國費を費すことに反對したことを述べた(本書、第三章第一節第三項及び第四章第一節第五項参照)。従つてここでは唯一つを擧げるに止めよう。例へば第四議會の貴族院に上程せられた『北海道調査完成ヲ要スル建議案』(明治二十六年二月二十八日上程)に對する賛成論の中で、田中芳男議員は曰く、

『近頃ハ我國ニ餘ツク人間ヲ布哇へ遣ルトカ或ハ墨西哥へ遣ルトカ云フコトハ是ハ本員ハ甚ダ不満足ニ思ヒマス、我版圖ノ中ニ北海道ト云フモノガアルニアカノ他人ノ墨西哥ナドへ遣ツテ開墾ヲサセルト云フハ甚ク間違ッタコトト考ヘマス、實ニ墨西哥ノ土地タルヤ今日マデ宜イ所ノ様ニ言ツテ世人ヲ瞞著シクヤウニ考ヘマシガ、アチラノ土地ノ有様ヲ問テ見マスルト雨ガ降ラヌ所ダサウデアリマス、此雨ノ降ラナイ様ナ國ニ雨ノ澤山降ル所ノ者ヲ遣ルノハ實ニタマラナイ、又植物ノ繁殖モ餘程違ツテ居ル所デアリマスカラ直グニ困ルコトデアラウト考ヘマス、其様ナ所ニ人民ヲ誘導スル様ナ人間ガアツテ我國ノ北海道ヲ棄置タト云フノハ間違ッタコトト考ヘマス、夫故ニ本員ハ少シデモ北海道ニ移シテ北海道ノ物産ヲ興シテ貫ヒタイト云フ考ヘデアリマスカラ本員ハ十分ニ賛成致シマス』(『官報』同年三月一日號外、第四議會貴族院速記録第四一號、五七二頁)

尙又ハワイ出稼人の出稼以前の地位を考慮することなくして渡航せしめることに反對し、眞に日本人種の海外發展の爲めには、獨立心なき小作人を送るべきではなく、『獨立獨行の商工農』のみを選んで送らなければならぬと説いたものあつたことも、ここに附記して置かう。例へば『東京經濟雜誌』の社説『居留地制度と内地雜居』(第六六八號、明治二十六年四月一日、以下連載)がそれである。すなはちその中に於いて曰く、

『要するに我日本人種は技藝に於ても、學術に於ても、工業農業等に於ても、決してアリヤン人種を恐るゝ所以なし、故に今日に當りて、我日本人種の宜く執るべき策は進取的に我同族を世界に蔓延せしむるにあるなり、我日本人種の中にも地方の小作人等は古昔の土人の血脈を存するもの實に多し、故に之を布哇若くは其他に移植して以て開墾に従事せしむるは、以て我日本人種の品位を海外に發揚する方法にあらず、之を發揚する方法は唯々我獨立獨行の商工農をして海外に移住せしむるの一策にあるのみ』(第六六八號、四四九頁)

第二節 出稼人の實況

一

前節に於いて吾々は全體ハワイ出稼に對して與へられた理論的基礎を辿つた。すなはちハワイ出稼の一般的基礎は、日本に於ける人口はその密度も増加も共に大であり、従つて當然多くの者

が貧困に陥る故に、この貧困の打開策として、多きに過ぎる人口を國外に移さなければならぬといふことである。この場合に於いては、前に移植民論の論據として挙げた所と同一である。蓋しこれは、日本から人口が出て行かなければならない必要に關するものであり、それがハワイへ行かなければならぬ必要に關するものではないからである。然らば日本人がハワイへ出稼すべき特殊の論據は何であるかと云ふに、論者の擧げてゐることは、それがハワイに於いて行はれてゐる優秀なる勞働法を輸入すると共に、又ハワイ出稼の條件たる二割五分貯金（後に一割五分貯金となる）その他によつて資金の流入を惹起することとなり、更にハワイは太平洋の中央に位置を占めてゐるから、大量の移住によつてこの地に日本の勢力が十分に及ぶやうになれば、それは日本の商權及び海權の伸張に寄與する所極めて大であらう、といふことであつた。然らば事實に於いてハワイ出稼はかかる論據を裏附けるものであつたであらうか。又は事實はこの期待を充足したであらうか。その答は今日に於いてすら何人の眼にも極めて明かである。今日それが合衆國の重要な通商上並びに軍事上の基地となつてゐることが、この問題に對し疑問の餘地なき答を與へてゐる、と云ふことが出来る。又當時の個々の具體的事實を辿つて見ても、出稼日本人はハワイの職場に於いて各國人中最も低い地位しか占めて居らず、疾病は多く死亡率は高く、而も賭博、飲酒、性道徳、何れの方面に關しても香しくない事實に満ち、而もその當初に於いては當然期待せられ得た

公民權への道は間もなく封ぜられ、參政權獲得の機會は奪はれて了つた。これが個人的には貧困の打開となり、社會的には日本を富ますこととなり、延いては日本の商權及び海權の伸張に至るべきものと期待せられたハワイ出稼の、現實的歸結であつた。かかる事實は當然に當時の人々の口に上り筆にせられた所である。本節ではこの意味に於ける『ハワイ出稼人の實況』に關するものを取扱ふのであるが、従つてここでは事實の記述が目的ではなく、この事實に關して當時如何なることが論議せられたかを辿るのが目的である。

前述の如くに、この時代に於いては、新聞や雑誌や著書の類でハワイ出稼に觸れたものは實に汗牛充棟も管ならぬものがあるのであるが、併しその中では、ハワイの地勢乃至國情の紹介や、出稼人の數や乗船名や出帆期日や、出稼に關する手續の紹介や、出稼人の送金額の統計の類が、殆んど大部分を占めてゐるのであつて、吾々の本節に於ける目的に合致するものは極めて少い。そして寧ろこれ等のものが多きに過ぎ、眞に批判的な記事が少かつたといふことが、ハワイ出稼賛成論があれだけの力を得た一つの理由であると考へられぬこともないであらう。併し山の如くに累積する手放しの樂觀論的報道記事の中に、極めて着實な地味な批判的觀察に基く若干の記録がある。これは主としてハワイにあつた日本外交官の手になるものであり、それは屢々『官報』に公けにせられてゐるけれども、併し『官報』は大衆にとつて決して良き報道機關ではない。併

し兎に角これ等の外交官の手になる公的報告は、ハワイ出稼なるものが、日本にとつて、安價な樂觀や賛成を許さざる問題を含むものであることを、最も端的に述べてゐるのである。吾々はかくの如きものとしては、安藤總領事、藤井總領事、清水領事官補、新國書記生等が外務省宛に提出した若干の報告、及び日本人附醫師岩井禎三氏が内務省宛に提出した若干の報告を、擧げることが出来る。これ等は何れも、出稼日本人の勞働條件の劣悪なること、風儀の頽廢せること、體位健康のよからぬこと等を、事實を以て示し、安價な出稼賛成論に對する痛烈な批判をなしてゐるのである。

もとより一般世論としても出稼問題に賛意を表してゐた譯ではない。併しそれは根本に於いては出稼の必要を認め、唯具體的問題としてハワイ國政府の態度がよくないといふ程度の反對であつたに過ぎない。而もこの反對は決して輕からぬものであつた。併しその初期のものは、第一回出稼人中に含まれてゐた文筆の士の如きがハワイに於いて初めて農業勞働に従事せしめられて擧げるに至つた不滿の聲を直ちに該地に於ける酷使虐遇言語に絶すといふ風にとつたものが多かつた。併し明治二十年七月にハワイの憲法が改正せられ、日本人を含んでのアジア人一般が參政權を封ぜられるに及んで、漸くにして世論は出稼問題を改めて見直さざるを得なくなつたのである。

併し參政權問題にしても、世論は問題が起ると共に直ちに取上げられたのではなかつた。政府すら暫くの間はこれを見送つてゐた。そして二十二年の頃に至つても、世論も未だ熟せず、政府も之を取上げたとはいひながら決して腰を入れてゐた譯ではなく、結局その實を結ばずして終つた。そしてこの問題ですら、眞に根本的に取上げられたのは、布哇國政府内務官移住民局監督官として實際出稼に關する事務を掌つてゐた瀨谷正二氏によつてである。すなはち氏は明治二十五年に『布哇』を著し、又翌二十六年に『布哇國移住民始末』を著して、出稼問題に關する世論の喚起に努めた。氏は出稼に關する一切の事柄に就いてハワイ政府當局の非と認め得ることを列擧して、これを非難したのであるが、就中氏の論點は參政權問題であつた。

瀨谷氏の努力は無駄ではなかつた。氏の全論點は直ちに取上げられて議會に於ける問題となつた。すなはち折田兼至氏は第四議會に於いて、瀨谷氏の指摘した全論點を擧げて『布哇國移住民ニ關スル質問』を政府に對して試みた。政府は中々これに答へなかつたが、氏に督促せられて漸く約二箇月近くを経てこれに答へた。併しその内容は要するにハワイ政府に非行なしといふに歸するものであつた。

然らば他方ハワイの側に於いては如何と云ふに、既に前に支那人の出稼人に就いて苦杯をなめた同國としては、日本人の出稼人が次第にその數を増して行くことに就いて、次第に危惧の念を

増して来た。同國は王政によつてゐたが併し權力は合衆國系資本家階級の手にあつた。従つて國王の手による民族的革命が勃發するや、資本家階級は直ちに反革命を起し、國王に退位を迫つて遂に民主制の樹立に成功した。そして今や何者にも顧慮する所なく、日本人出稼の問題を政治的觀點から再検討し始めたのであつた。

この革命及び反革命、すなはち通常『布哇革命』の名を以て總稱せられる事件の報道は、相次いで日本に達した。さらでだにハワイに就いては報道記事を事としてゐた日本の新聞雜誌は、この報を入れても尙その報道的埒内に籠り、僅かにこれを機に參政權問題を論ずるものが増加したが、それと雖もなほ報道的範圍をそれ程出るものではなかつた。従つて在留日本人はこれに機に參政權獲得の爲めに立ち、又これを應援する爲めに在米日本人が渡布應援するものがあるといふのに、日本に於いては多くの新聞雜誌は參政權問題の前途に關するハワイの動向に關する明暗交々の報道の入る毎に文字通り一喜一憂してゐたに過ぎない状態であつた。そして論者によれば商權及び海權の海外伸張の花形たるべかりしハワイ出稼人の地位を最終的に決定すべき合衆國合併への日が、遂に到來することとなつたのである。

二

本節に於いてはハワイ出稼人の該地に於ける生産生活及び私生活、並びに出稼労働全般に關する諸問題に關して、當時書かれたるものの代表的なるもの若干を取扱つて見ようと思ふ。然るにかかるものの中には、公的報告に屬するものが少くない。そしてその中特に代表的なるものは左の如くである。

一、『布哇總領事安藤太郎氏が外務大臣閣下ニ具狀シタル報告書』の中の『各耕地我が労働者就業上の優劣如何』の部分として、志賀重昂氏著『南洋時事』一七八—一八六頁に引用せられたるもの。報告日附は不明なれども、志賀氏の著が明治二十年なること及びその内容より見れば、概ね第一回乃至第三回の初期の出稼人に關するものであることを知ることが出来る。

二、日本人附醫師岩井禎三氏より内務省宛の報告『出稼日本人衛生第二回半年報』（『官報』第一三〇六號、明治二十年十一月四日所載）。これは明治十九年度後半の半年報であるが、前半に關する數字も附記してあるから、十九年度全體に就いて知ることが出来る。

三、同岩井氏より内務省宛の報告『布哇出稼日本人衛生年報』（『官報』第一五七二號、明治二十一年九月二十四日、及び第一五七三號、同二十五日所載）。これは明治二十年度に關する報告と併せて明治十八年二月乃至二十一年二月に關する數字も載せられてゐる。

四、ホノルル總領事藤井三郎氏より外務省宛の報告『在布哇本邦移住民景況』明治二十六年七

月二十一日附〔官報〕第三〇六二—三〇六三號、同年九月十一日及び十二日所載。

五、ホノルル總領事館事務代理領事官補清水精三郎氏より外務省宛の報告、明治二十八年八月三日附〔官報〕第三六五八號、明治二十八年九月六日。

六、同領事官補の外務省宛報告『布哇國農商況及本邦出稼人ノ状態』明治二十八年八月七日附〔官報〕第三六七九號、同年十月二日、第三六八一號、同四日、第三六八二號、同五日所載。

七、ホノルル領事館書記生新國千代吉氏の手になる右記第六の續報を清水領事官補が外務省に送附せる『布哇國農商況及本邦出稼人状態續報』〔官報〕第三六八八號、明治二十八年十月十二日所載。

八、清水領事官補より外務省宛の報告『既往十年間布哇出稼本邦人ノ出產死亡數』〔官報〕第三七〇〇號、明治二十八年十月二十八日所載。

右の中その第一乃至第三は出稼初期に關するものであり、第四以下は『官約』移民の比較的終期に關するものである。吾々は先づ本項及び次項に於いては概ね右資料により、又更に他の資料を顧みつつ、出稼人の生産生活又は勞働生活が當時如何に見られてゐたかを辿つて見ようと思ふ。

先づその問題に入る前に、ハワイ約定出稼なるものが幾何の數に上るものかを顧みる必要がある。これに關しては各種の公的報告の數字が必ずしも一致しないので、正確には知ることを得な

る。が、總領事藤井三郎氏は第一回乃至第二十二回の出稼人ハワイ來著數を次の如く報告してゐる。〔官報〕第三〇六三號、明治二十六年九月十二日、一〇七頁。但し、表中年月日とあるはハワイ來著の時である。

約定出稼人員表

回数	男	女	小兒	計	年月日
第一回	六七六	一五八	一一〇	九四四	明治十八年二月八日
第二回	九三九	三五	一四	九八八	同十八年六月十七日
第三回	六九三	二三〇	四	九二七	同十九年二月十四日
第四回	一、一五三	二八八	六	一、四四七	同二十年十二月十一日
第五回	八六五	一九八	一	一、〇六三	同二十一年六月一日
第六回	八七八	二〇三	一	一、〇八一	同二十一年十一月十四日
第七回	九四〇	二〇三	一	一、一四三	同二十一年十二月二十六日
第八回	八二〇	一三七	一	九五七	同二十二年三月二日
第九回	七九九	一九八	一	九九七	同二十二年十月一日
第十回	八四二	二〇六	二	一、〇五〇	同二十二年十一月二十一日
第十一回	八六四	二〇〇	一	一、〇六四	同二十三年一月九日
第十二回	八五七	二一〇	四	一、〇七一	同二十三年四月二日
第十三回	八七八	一九〇	一	一、〇六八	同二十三年五月二十二日
第十四回	四六二	一三四	一	五九六	同二十三年六月十七日

第二節 出稼人の實況

第六章 ハワイ出稼

第十五回	七八三	三一〇	一、〇九三	明治二十四年三月十一日
第十六回	八〇〇	二八一	一、〇八一	同 二十四年三月三十日
第十七回	八〇一	二九〇	一、〇九一	同 二十四年四月二十八日
第十八回	一、一〇三	三八五	一、四八八	同 二十四年五月二十九日
第十九回	八一五	二八六	一、一〇一	同 二十四年六月十八日
第二十回	一、〇九八	一	一、〇九八	同 二十五年一月九日
第二十一回	八八三	二四一	一、一二四	同 二十五年六月二十五日
第二十二回	七九七	一九一	九八九	同 二十五年十一月二十八日
計	一八、七四六	四、五七四	二二、三、四六一	

四七二

右の數字は明治二十五年の第二十二回を以て終つてゐるが、これより後に至つて領事官補清水精三郎氏が前記の報告をなすに當つて採用せる數字も、右記の領事館記録をそのまま——但し男女及び小兒別を詳記せず——取ると共に、これを最終回迄延長してゐる（『官報』第三七〇〇號、明治二十八年十月二十八日、四一七頁）。すなはち、

第二十三回	七二九	明治二十六年三月六日
第二十四回	一、七五七	同 二十六年六月六日
第二十五回	一、六三一	同 二十六年十月九日
第二十六回	一、四九一	同 二十七年六月十五日
合計	二九、〇六九	

すなはち約二萬九千人といふことになるが、併しこれだけの人口がハワイに一時に在住した譯ではない。既に出生及び死亡があるだけではなく、これは元來定期的出稼人なのであるから、満期後は在留したものもあつたが又歸國したり又は北米に赴いたものもあつた。そこで『官報』移民の終期に於いて幾何の日本人がハワイに在住してゐたかと云ふに、これに就いて領事官補清水精三郎氏は次の如く述べてゐる。

『當國ノ人口ハ無慮十萬ニシテ其内土人ノ數最モ多ク日本人之ニ次ク昨明治二十七年七月一日現在數概算左ノ如シ』

土 人	三四、四三六	葡 國 人	七、〇一一
日 本 人	二二、二〇九	米、英、獨其他白人等	二一、五四一
支 那 人	一五、一七七	合 計	一〇〇、三七四

（『官報』第三六七九號、明治二十八年十月二日、三三頁）

以上によつて大體ハワイ出稼の概況を知り得るであらう。

そこで次に初期の出稼人の生産生活又は勞働生活を中心として見るに、初期のもの就中第一回のもものは、ハワイに於ける待遇に満足せず、到る所に於いて紛議百出、喧々囂々たる問題を惹起した。これに就いては、『殖民協會報告』第四十二號（明治二十九年十月）に於ける『布哇移民歴史（千八百九十六年布哇年報ヨリ摘譯ス）』の中に次の如く述べてある。

第二節 出稼人の實況

四七三

『初度ノ移民ハ……一千八百八十五年二月五日……着セリ……同年六月井上氏ハ特派委員トシテ中山氏ハ監督官トシテ第二次ノ移民ト共ニ來航セリ爾後四ヶ月間ニ此等移民ト其雇主トノ間ニ無數ノ不和ヲ生シケレハ之ニ關シギブソン氏言ヘラク「布哇ニ來リ職業ニ從事スル唯七百二十人ノ一小群ヨリ起レル不平ノ數及ヒ性質ハ布哇政府カ是迄處理セシ三萬人ノ他種族ヨリ起レル全弊ノ不平ニ超絶ス」ト

『日本政府ハ於是數月間其移民ヲ見合セタリ同時ニ特別監督官ハ不和調停ノ助力トシテ派セラレ終ニ日本人ハ其布哇移住間ハ同國ノ法律ノ下ニ同國ノ裁判ヲ受クヘキコトニ決セリ是ヨリ日本人ト雇主トノ間ニ親密ヲ生スルニ至レリ』(同誌、四二號、一二頁)

併し乍ら、安藤總領事の見る所によれば、日本人出稼人の全部がかかる紛糾に責任を有するものではなく、比較的都會地方面の出身者がその待遇に不満であつて、純農の出身者は決して不満ではないのである。すなはち曰く、

『移住民中今日猶怠惰放縱ヲ以テ嫌惡セラレ、者ハ、千葉、東京、神奈川ノ如キ都會ニ接近セル地方ノ縣民ナリ。(此等ハ悉ク第一回渡航人ニ屬シテ人選最モ疎漏ナル分。)此ノ間ニハ新聞記者ト自稱スルアリ、演舌家アリ、劍客ノ落魄者アリ、兵士アリテ就業以來虐使ノ苦情絶期ナク、而シテ其ノ訴狀ノ文章字體共ニ看ルニ足ルベキ者往々之アリ。此輩ニシテ當耕地ノ對遇働作ヲ甘ンスベキ謂ナキニヨリ其ノ苦情決シテ無理ナラズト信ス。故ニ移住民タル者ハ僻村ノ純農ニシテ白米ハ一歲中祝日、祭時ノ外食セザル如キ輩ニ限ルベシ。此ノ如キ農夫ナルハ當地ノ労働ヲ以テ決シテ難事トハ看做サマルナリ。』(『南洋時事』一七九—一八〇頁)

従つて待遇に關する不満の起ると否とは渡航前の地位による、といふのである。

然らば次に純農出身者の立場から見ると、出稼地の労働は如何、これに就いて氏は曰く、

『本官巡回ノ際、第一回渡航ノ一農夫ニ就キ其ノ職業ノ難易ヲ質問セシニ答テ曰ク、耕地ノ働作ハ概シテ日本ヨリ容易ナリ。今其ノ一二ノ證據ヲ掲ゲンニ、第一肥料ヲ用キズ、(各耕地共甘蔗ノ培養ハ多ク澆水ノ一法ニ由ル。)第二肩背ヲ勞セズ(耕地ノ運搬到處牛馬ヲ使用ス。)第三日曜日ノ休業アリ、第四夜業ナキ等はナリ。然レモ蔗葉ヲ剝去スルト、労働定時間内休息スル能ハザルノ二事ハ當初不慣ノ輩ニ於テ言ベカラサルノ困難ヲ覺ユルナリ。蔗葉葦ノ如ク兩邊銳利ニシテ之ヲ剝去スル時指掌ヲ刺傷スル甚シキヲ以テ、凡一月餘ハ兩手腫痛シテ用ニ堪ヘザルヲ常トス。又故郷ニ在リテ労働ノ定時ナク隨意ニ日間ニ休息シ、喫烟或ハ雜談セシ風習ヲ直チニ一變セラレハ、其苦辛又手痛ヨリモ甚シキ者アリ云々ト。蔗葉剝却ノ一事ハ暫ク置キ、我役夫ノ定時間内間斷ナク働作スルニ苦シムノ一點ハ本官其ノ語ノ至極着實ナルニ感嘆セリ。』(一八〇—一八一頁)

更に紛擾に就いては次の如くも記してゐる。

『本官赴任後各耕地移住民一般ノ狀況ヲ通察スルニ、苦情今猶存シテ雇者被雇者ノ間兎角ニ協和セザルモノアルハ第一回ノ渡航人ニシテ、即チ前條ニ記載スル如キ純農ニ非ザルノ輩ナリ。其ノ他第二回、第三回ノ渡航者ニ至リテハ、一般ニ善ク其業ニ從事シ目下先ヅ事情平穩ナリト謂フ可シ抑モ當初労働者ノ苦情起因スル所ヲ概言センニ、其ノ間千姿萬狀ノ情實アリト雖モ、要スルニ第一ハ我が人民海外ノ生活ニ暗ク、次ニ風土ニ怛レズ又事業ニ熟セザル等ヨリ當初ハ事々物々艱難ナラザルハナク、殊ニ言語ニ通曉セザレハ主僕ノ間情意隨ヒテ壅塞シ、雇主ハ妄ニ不順怠惰ト唱へ、被雇者一概ニ殘虐無法ト訴フルニ至レリ。又各耕地ノ地主若クハ支配人ナル者ヲ見ルニ其労働者ヲ使役スルニ寛アリ、猛アリ、巧アリ、拙アリ、又其ノ地ニ氣候ノ溫和ナルアリ、嚴烈ナルアリ、便ナルアリ、不便ナルアリ。而シテ第一回渡航人ノ内遊惰ニシテ虛弱ノ徒、不幸ニモ猛ニシテ拙

ナル雇主ニ就キ、氣候嚴烈ニシテ不便ナル地方ニ分送セラレタルモノ少カラス。是又苦情ノ一大原因タリシト篤信セリ。耕地ノ所有主ニシテ巨大ノ金額ヲ費シ雇入タル労働者ノ事ナレバ、其ノ辨償ニ十分ナル使役ヲ爲スハ當然ノ理ニシテ、保護法律ノ如何ニヨリテハ中間使役者ノ形迹ヲ顯ハス者アルモ決シテ、怪ムニ足ラサルヘシ。然ルニ今日ニ至リテハ我が移住民漸ク風土ニ慣レ事業ニ熟シ言語モ幾許カ通曉セシヨリ隨ヒテ主僕ノ間逐次ニ調和、加フルニ新條約締結以來ハ我が通辯、醫師ノ各地ニ分遣セラレシヲ以テ、彼等ノ便宜廣大ナル又昔日ノ比ニ非ストス。蓋シ各耕地ニ労働スル移住民各種ノ中今日我が人民ノ如ク保護ノ周到ナルハ、當地ニ於テ未曾有ト云フモ敢テ過言ニハ非サル可シ。』(一八二—一八四頁)

これは日本側より見ての出稼人に關することである。然らばハワイ側より見たらそれは如何であらうか。この點に就いては、前記『殖民協會報告』の第四十二號に摘譯掲載せられた一八九六年ハワイ年報に、次の如く記されてゐる。

『日本人ノ特有癖ハ世人ノ熟知スル如シ日本労働者ハ他國人トハ異リ瑣少ノ激怒ヨリ直チニ黨ヲ結ヒ易ク輕薄ニシテ打撃ヲ始ムルノ傾向アルカ故ニ白色商人及職工カ日本人ト競争上危險ナルハ其支那人ト競争上危險ナルヨリ更ニ甚シ又日本人ハ變心シ易シケレトモ新方法ヲ習フニ至テハ銳敏ニシテ神速ナリ然レトモ日本人程國牀ヲ尊重スルニ頑固ノ種族ハアラサルナリ又日本人程本國政府ニ對シ忠義心ニ富ミ且ツ布哇人ト同化シ兼ヌル種族ハアラサルナリ』(前掲、一三頁)

右の譯文は極度に悪く、例へば第一回出稼人が『東京街ニ着セリ』といふ類の(シテイ・オヴ・トウキョウ)は同出稼人の乗船名誤譯が多く、右の譯文に於いても『輕薄ニシテ打撃ヲ始ムル、云々』と

いふが如き不可解の語句があるが(容易に罷業の擧に出でる、といふ原意?)、併し大體の調子から云つて、日本人出稼人がハワイに於いて如何に見られてゐたかといふ點だけは、これによつて想像することが出来る。

右には日本人の長所として『新方法ヲ習フニ至テハ銳敏ニシテ神速ナリ』といふ點のみ擧げられてゐるが、併しここにその缺點なるかの如く指摘されてゐる愛國心の高きことは、實はハワイの雇傭主側にとつても亦利益があるものであつた。又は少くとも彼等はこの愛國心又は愛郷心を自己の利益となるやうに利用することを忘れなかつた。例へばこの點に就いて安藤總領事は次の如く書してゐる。

『一方ニ向ヒテ二三ノ縣民雜居スル一耕地ニ於テ其ノ狀況ヲ觀ルニ、働作上甲縣ハ乙縣ト競ヒ、二回ノ新來ハ一回ノ先進ト争ヒ、以テ雇主ノ満足ヲ博セントスルアリ。此等ハ決シテ他邦人ニ未曾見ノ異質ナリト雇主等モ贊稱セリ。殊ニ彼等支那人ト一耕地ニ働作スルトキハ、習日ノ疲勞ヲモ顧ミズ非常ノ勉力ヲ奮フニヨリ、或ル耕地ノ如キハ單ニ多數ノ支那人獎勵ノ爲ニ日本人ヲ傭使スルアルニ至レリ。布哇使曰ク、奮進ノ異質ヲ有シ耕事ニ機敏ナル日本人ニシテ加フルニ連續労働ノ習慣ヲ以テセバ、世界無比ノ農夫タルベキニ惜哉ト。此ノ語頗ル過稱ニ似タリト雖モ、又其實ナキニ非ザル可シ。』(前掲、一八一頁)

なほ最後に志賀重昂氏のこの點に關して書いてゐる所を引用しよう。それは次の如くである。

『今日ノ情況ニテハ、雇者ト被雇者トハ漸ク相調和スルノ傾向アリテ、深ク余輩ガ思慮ヲ煩ハスニ足ラザルモノ

ニ似タリ。予輩ノ日本ニ在ルヤ、各新聞紙ヲ閱讀シテ日本ノ移住民ガ布哇ニ在リテ虚使苛遇到ラザル無キヲ知リ心私ニ憤悶ニ禁ヘズ、一度布哇ニ到リテコレヲ檢覈センコトヲ思意セリ。而ルニ何ソノ圖ラン身親シク布哇ニ到リテ各移住民地ノ現況ヲ見聞スレバ、一トナク二トナク悉ク豫想ノ外ニ出デ轉タ人ヲシテ一見百聞ニ若カズノ感アラシメタリ。蓋シ這般ノ誤聞虚報ハ移住民中ノ書生演説者等ノ手ニ出デタルモノニシテ、這輩身體懦弱、資性懶惰、文筆口舌ニ巧ニシテ勞働使役ニ堪ヘズ、時ニ或ハ監督者ノ呵責ヲ被フリ心私カニ不平ニ禁ヘズ竟ニ這般ノ造語ヲ以テ本邦ニ知告シタルモノナランカ。固ヨリ這般ト雖モ時ニ或ハ悉ク造語ニ非ラズシテ間々正確ノ報告アルナラント雖モ、要スルニ此輩ガ自己ノ不平ヲ訴ヘタルマデナレバ、予輩ハ敢テ之ニ信ヲ措カザルナリ。』(「南洋時事」一八六一一八七頁)

三

次に『官約』移民の比較的後期に於ける勞働生活に關し述べられてゐる所を辿つて見よう。清水領事官補はこれに就いて曰く、

『在留日本人ノ員數ヲ推算スルニ昨年(明治二十七年)六月三十日ノ現在數ハ二萬二千二百九人其内製糖業ニ備役セラルル者一萬三千八百八十四人、差引八千三百餘人ハ被備若クハ獨立シテ商業、米作、咖啡作、野菜作、漁夫其他雜業又ハ僕婢等ニ從事シ若クハ右等ノ子女等ナリ』(「官報」第三六八一號、明治二十八年十月四日、六一頁)

かくの如くに日本人の大部分は製糖業に従事するものであるが、その勞賃が幾何であり、又日

本人以外の勞働者に比してそれが如何であるかを、同領事官補の述べる所によつて摘記作表すると次の如くである。

オアフ島(「官報」第三六八二號、七八頁)		ワイルア耕地		カフク製糖會社		ヒイア農業會社	
契約勞働者	日本人 月給 二・五〇	日本人 日給 〇・五〇	月平均 二・五〇	日本人 月給 二・五〇乃至三・〇〇	月平均 二・〇〇	日本人 月給 二・五〇乃至三・〇〇	月平均 二・五〇
日傭勞働者	支那人 月給 一・五〇乃至三・〇〇	土人 月給 一・五〇乃至三・〇〇	月平均 一・八〇	支那人 月給 一・七〇乃至一・八〇	月給 二・〇〇乃至三・〇〇	支那人 月給 一・六〇乃至一・七〇	月平均 一・四〇
熟練勞働者	日本人 月給 一・六〇乃至一・七〇	支那人 月給 一・六〇乃至一・七〇	月平均 一・三〇	日本人 月給 一・六〇乃至一・七〇	月給 一・六〇乃至一・七〇	支那人 月給 一・六〇乃至一・七〇	月平均 一・三〇
カワイ島(同上)	日本人 月給 一・六〇乃至一・八〇	土人 月給 一・六〇乃至一・八〇	月平均 一・七〇	日本人 月給 一・六〇乃至一・八〇	月給 一・六〇乃至一・八〇	土人 月給 一・六〇乃至一・八〇	月平均 一・七〇
布哇製糖會社	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 二・二五	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	月給 二・〇〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 一・七五
マキイ製糖會社	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 二・二五	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	月給 二・〇〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 一・七五
キラウエア製糖會社	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 二・二五	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	月給 二・〇〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 一・七五
リフエ外五社	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 二・二五	日本人 月給 二・〇〇乃至二・三〇	月給 二・〇〇	支那人 月給 一・五〇	月平均 一・七五

日傭 労働者	日本人	月平均	一三・〇〇	月給	一四・〇〇乃至二五・〇〇	月給	一三・〇〇乃至二五・〇〇	月給	二四・〇〇乃至二七・〇〇
	支那人	月平均	同右	月給	一四・〇〇	月給	一四・〇〇	月給	一五・〇〇
熟練 労働者	日本人	日給	三〇・〇〇	日給	一・〇〇	月給	二六・〇〇乃至四〇・〇〇	月給	四〇・〇〇
	支那人	日給	一・〇〇	日給	一・二五	月給	二六・〇〇乃至四〇・〇〇	月給	四〇・〇〇
契約 労働者	日本人	月平均	二・〇〇	月給	二二・五〇乃至二五・〇〇	月給	二二・五〇乃至二五・〇〇	月給	二二・五〇
	支那人	月平均	一七・九〇	月給	一六・〇〇	月給	一六・〇〇	月給	不詳
日傭 労働者	日本人	月平均	一〇・〇〇	月給	同右	月給	一〇・〇〇乃至一三・〇〇	月給	一三・〇〇乃至一五・〇〇
	支那人	月平均	九・九〇	月給	同右	月給	同右	月給	二二・〇〇乃至二五・〇〇
熟練 労働者	日本人	月平均	一六・〇七	月給	一六・〇〇	月給	一五・〇〇乃至一七・〇〇	月給	不詳
	支那人	月平均	三・四〇	月給	一三・〇〇	月給	一三・〇〇	月給	一三・〇〇乃至一五・〇〇
労働者	日本人	日給	一・〇〇乃至一・二五	月給	二六・〇〇	月給	三〇・〇〇乃至四五・〇〇	月給	一六・〇〇
	支那人	日給	四〇・〇〇	月給	同右	月給	同右	月給	同右

更に新國書記生の述べる所によれば――

オアフ島(官報)第三六八八號、一七〇頁)

契約労働者	日本人	月平均	一三・〇〇	月給	一六・〇〇乃至一八・〇〇	月給	一六・〇〇乃至一八・〇〇
	支那人	月平均	一八・〇〇	月給	(無約定)	月給	(無約定)
日傭労働者	日本人	月平均	一四・〇〇	月給	同右	月給	同右
	支那人	月平均	一三・〇〇	月給	同右	月給	同右
熟練労働者	日本人	日給	一・〇〇乃至一・二五	日給	一・〇〇乃至一・二五	日給	一・〇〇
	支那人	日給	一・〇〇	日給	一・〇〇	日給	一・〇〇

以上の諸表の示す所を要約して見よう。先づ日本人出稼人の最大部分を占める契約労働者の賃から見ると、それはオアフ島に於いて日本人が最低であり、カワイ島に於いては支那人が日本人と等しい場合が一件あるだけで、他は何れも日本人以外の方が高く、マウイ島に於いてハワイ土人が日本人に稍劣る一件を見るだけで、他は何れも他國人の方が高い。自由労働者の場合に於いてはオアフ島に於いては支那人が日本人に劣る場合が一件、両者が同一の場合が二件、日本

人とハワイ土人とが同一の場合が一件あるのを別とすれば、日本人が最低であり、カワイ島に於いては日本人と支那人が大體同列にある外は總て日本人以上であり、マウイ島に於いては、支那人が日本人と同列にあるか又は稍々劣り又ハワイ土人が日本人と同一なる場合が一件あるのを別とすれば、これ亦日本人が最低である。最後に熟練労働者に就いては、これは作業の種類及び熟練の程度によつて異なることであり、且つ又その數も極めて少いのであるから、比較をして見ても無用であらう。かくてこれを要するに不熟練労働者としての日本人はハワイに於いては大體に於いて最も低廉なる労働力の供給者であつたといふことになるのである。

以上は勞賃のみのことであるが、その他の勞働條件に就いては如何と云ふに、清水領事官補はこれに就いて次の如く述べてゐる。

『製糖業ニ備役セラルル労働者男子ノ賃銀收入月額八十弗内外ヨリ三十四弗ノ間ニ出入スルヲ常トス(契約労働者ノ賃銀八月額十二弗五十仙若クハ十三弗ノ定ナルモ事故アリテ休業シ又ハ増時間ノ働ヲ爲ス者アルニ依リ收入高一様ナラス)而シテ住所薪材ハ僱主ヨリ無料給與スルヲ以テ必要ノ費用ハ飲食物著用品及小遣錢等ナリ食物ハ米飯ヲ主トシ……其食費四五弗ノ間ニ上下スルヲ常トス著用品ハ……四五弗ニテ購得ヘシ小遣錢ハ……一弗以上二弗以下ニテ必要費ヲ辨スルヲ得ヘシ故ニ無病ニテ就業スル者八月々三四弗ノ貯蓄ヲ爲スハ容易ノ事ナリトス……』

『婦人ノ賃錢ハ通常月八弗乃至十弗ノ定ニテ野ニ在リテハ草取り下葉摘ミ、製造所ニテハ砂糖袋押印、口縫

等輕易ノ仕事ニ用フルヲ常トス……』

『勞働時間ハ野ニ在リテハ十時間、製造所内ニテハ十二時間孰モ三十分以上ノ増働ニハ相當ノ増賃ヲ與フルノ定ニテ……時刻ヲ守ラシムルコト頗ル嚴密ナリ又場所ニ依リテハ有給ノ賄方ヲ付シテ各労働者ノ食物ヲ用意セシメ其代ニ一時間ノ増働ヲ爲サシムル所モアリ』

『野働ニハ二三十人乃至四五十人ヲ一組ト爲シ之ニ監督一人ヲ付スルヲ常トス此監督ヲ稱シテ「ルナ」ト云フ白人、葡國人、土人等ヲ以テ之ニ充ツ……日本人中……労働者中漸ク頭角ヲ顯シ「ルナ」其他好地位ヲ占ムルニ至ル者モ往々アリテ殊ニ鍛冶職、大工等特別ノ技能ヲ有シ又ハ製糖所内ニテ特別ノ經驗ヲ積ミタル者ハ月給三四十弗ヲ得ル者少カラス』(『官報』第三六八一號、六一頁)

『月給若クハ日給ニテ働ク者成ルヘク勞ヲ避ケ逸ヲ食ラントスルハ人情ノ免レサル所……依テ僱主ノ内ニハ利益分割制又ハ請負仕事ノ方法ヲ立テ之ヲ實施スル者モ往々アリ利益分割制トハ甘蔗植附後成熟マテ給水、草取り、下葉摘ミ等一切ノ仕事ヲ任セ一壺ニ附キ若干ノ金額ヲ給シ又ハ成熟後甘蔗ノ斤數ニ應シテ金額ヲ給シ若クハ製糖斤數ニ應シテ金額ヲ給スルナリ又請負仕事トハ刈取若クハ汽車積込斤數ニ應シテ金額ヲ給スルヲ云フ此二者ノ成績ハ僱者、被僱者雙方ニ益アルヲ以テ追々擴張ノ模様アリ』

『各耕地ニハ夫々規則アリテ違犯者ニハ減給ノ制裁ヲ加フルヲ常トス例セハ假病就業セサル者、出勤遅刻ノ者、交付セラレタル諸道具類ヲ紛失セル者、指揮ニ背キテ配水ヲ怠ル者ノ類ハ每犯一定ノ減給ヲ受ク労働者之ヲ稱シテ罰金ト云フ尤モ其違法ヲ訴フル者モ問ミアリ然レトモ當國ノ法律ニ據レハ右等ノ所爲ニハ孰モ罰則アリテ法廷ニ出訴セラル、トキハ審問裁判ノタメ日子ヲ消費スルノミナラス罰金ノ高モ耕地ノ規定ニ比スレハ多額ナルニ依リ労働者ノ多數ハ甘シテ僱主ノ制裁ニ服セリ』(同上、六一―六二頁)

扱て次に製糖業以外に従事するものは如何と云ふに、清水領事官補によれば、『商業ニ従事ス

ル者ノ外咖啡作、野菜作、米作、家僕婢（料理人、庭師等ヲモ合稱ス）等ヲ重ナルモノトス』（第三六八二號、六二頁）るのであるが、先づ商業から見れば、その中心はホノルルであり、明治二十八年六月に於いて二十五店に上つてゐる。その卸賣業は『直接本邦ヨリ輸入シ各島諸耕地小賣店（重ニ日本商店）ニ販賣ス』るのであるから、結局日本人商店は卸小賣とも主として日本品を扱つてゐたことになる。従つてその盛衰はホノルル税關報告輸入額によつて示されるが、一八九一年及び九二年にはそれは大體六萬弗であつたが、九三年には一三九、四三八・八四弗となり、九四年には一八三、八六七・五二弗となつた。同領事官補はこれを説明して曰く、

『即チ千八百九十三年（明治二十六年）以降其進歩ノ著シキヲ見ルヘシ今其事由ヲ按スルニ明治二十五年頃マテハ日本ヨリノ輸入品ハ重ニ流行品、裝飾品其他當市販賣品ニ止リシニ同年中ヨリ各島耕地ノ労働者へ醬油、乾物其他食料品、綿布、下著其他衣製品、日用諸品、下駄、草履、齒磨粉、鼻紙ノ類ニ至ルマテ日本製品ヲ日本商店ヨリ供給ノ道漸ク開ケ其商店ノ數モ漸次相加リ昨今ニ至リテハ各島耕地ニシテ二三百人以上ノ在留者アル處ニハ日本商店ナキ場所ハ極テ稀ニテ場所ニ依リテハ一耕地中數軒ノ日本商店相競ヒテ賣品ノ價格ヲ低クシ遠海孤島ノ耕地ニテモ本邦製ノ飲食、衣服其他日用品ニ不自由ヲ感スルコト少キニ至レリ』（第三六八二號、六二頁）

かくの如くに日本人の商業は盛大に趨いて來たのであるが、併しその經濟的地位は必ずしも安定せるものではなかつた。その理由は次の如きものである。

『當地日本商店ノ取引ヲ觀察スルニ利益ノ割合決シテ薄キニアラス販賣高モ敢テ浮動アルニアラス然ルニ取引上金融困難ノ色アル者多キハ他ニアラス當島ノ商賈薄資ノ人多ク在留者ヨリ預リ金ノ利子ハ年二三割ニ及フモノアリテ支那人ノ資力強クシテ薄利ニ安スルニ及ハサルコト一ナリ顧客中單身ノ人多ク自由労働者ノ去就ハ極テ容易ナレハ賣掛代金ノ徵收ニ苦ム場合少カラサルコト二ナリ』（同上）

次に米作は如何と云ふに、『當國ノ農産ハ砂糖ノ外殆ト云フニ足ラサレトモ兎ニ角其次ニ位スルモノハ米作ナリ』（第三六七九號、三四頁）これは小作の形に於いて行はれた。同領事官補は曰く、

『實業家ニ就キ其談スル所ヲ聞クニ右等ノ農業ハ孰モ眼前相應ノ需要アリテ其價格モ卑シカラス計算上頗ル好利ノ業ナリトス然レトモ日本人ノ當業者ハ概ネ薄資ノ人ニシテ自ラ住所農舍ノ建築、農具及牛馬ノ買入、開墾ノ費用等ヲ辨スルノ力ナク之ヲ地主其他ヨリ借入レ其利子頗ル高キ（一割ヨリ三割以上ニ及フ）ヲ以テ其事業ヲ擴張又ハ保續シテ剩利ヲ他年ニ期スルカ如キハ頗ル難シトスル所支那人ノ資力裕ニシテ而久ノ力強キニ及ハサルハ頗ル憾ムヘキノ事ナリトス』（第三六八一號、六二頁）

野菜栽培や珈琲作は差したることはないから、最後に家僕婢その他に就いて見よう。同領事官補は曰く、

『家僕婢トシテ働キ居ル在留者ノ數モ亦頗ル多カルヘシ當市中ハ勿論各島諸耕地ニ至リテモ中等以上ノ生計ヲ營ム者ハ家ニ日本料理人又ハ僕婢ヲ傭使スル者多シ其ノ給金ハ賄附ニテ月々十弗乃至二十弗ヲ常トス』（第三六八一號、六二頁）

『又婦人ハ裁縫洗濯、麵包焼、煎餅屋、湯屋、豆腐屋等ノ業ヲ營ミ男子ニ優ル收入ヲ得ル者モ往々アリ』（同

上、六一頁)

以上論者の云ふ所によれば、ハワイ出稼日本人の労働條件は決して香しいものではなかつた。然るに比較的後期に至ると彼等は最早紛擾を殆んど起さなくなつて了つた。例へば清水領事官補はこれに就いて次の如く書いてゐる。

『本邦ヨリ當布哇國へ契約労働者移入ノ創始ヨリ一兩年前マテハ傭者、被傭者間ノ紛議葛藤時々處々ニ差起リ……然ルニ今回巡廻中或ハ支配人ニ就キ又ハ在留者ニ會ヒ其事情ヲ視察スルニ傭者、被傭者トモ多年ノ經驗ニ依リ待遇ノ方法又ハ寄ルヘキノ本分ヲ曉知シ紛争ノ兩者ニ不利ナルヲ覺リ多少互ニ相讓ル所アリテ漸ク平和ノ色相加ハルモノ、如シ數年前マテハ領事館員諸島巡廻ノ節ハ一同學テ休業愁訴歎願ノ場所少カラサル趣アリシニ今回小官ノ巡廻セル三島二十耕地中右ノ如キ景況ヲ呈シタルハ只二箇所ニ止レリ而シテ其所爲口頭ノ愁訴ニシテ毫モ粗暴ノ舉動ヲ見ス……日本労働者其威勢ヲ頼ミ相團結シテ同盟罷工等ヲ爲シ以テ傭主ヲ苦ムト云ヘル一條ハ當國非日本労働者派ノ一論據ナルニ前記ノ通葛藤ノ減少スルハ頗ル賀スヘキノ慶事ナリトス』(第三六八一號、六二頁)

併しその理由は清水氏の述べてゐるやうなもののみではなかつたやうである。例へば新國書記生は曰く、

『出稼人ノ狀況ハ到ル處平穩ニシテ苦情ヲ訴フル者ナク耕主ニ於テモ頗ル満足ノ意ヲ表セリ要スルニ近來我出稼人苦情ノ減少シタルハ各耕主多年ノ經驗ニ於テ彼等ノ氣質ヲ會得シ漸次其待遇ヲ改メタルニ因ルヘシト雖モ一ハ輓近自由労働人ノ陸續渡來シテ能ク低廉ナル賃銀ニ甘シ鞠躬勉勵以テ先著ノ労働者ニ頡頏セントスル傾

向アルニ至リタルヲ以テ契約出稼人等モ自ら警戒スル所アリシニ因ルモノナリ』(第三六八八號、一七〇頁) 何れにしても紛議が減少するに至つたことだけは間違ひのないことである。

なほここに最後に附記すべきは、彼等の労働は、論者が屢々高く評價した『貯蓄』にどれだけ の寄與をしたかといふ點である。これに關しては藤井總領事はその送金額のみに就いて次の如く 報告してゐる(第三〇六三號、一〇七頁)。

自明治二十二年 至明治二十五年 四箇年間日本へ送金表

年	人員	金額	年	人員	金額
明治二十二年	四、八五一	一五九、七〇九・三〇	明治二十五年	九、三九五	三三八、四五六・四五
同二十三年	七、三六一	二二三、九六〇・二〇	計	三〇、三八〇	一、〇三〇、五五一・五〇
同二十四年	八、七七三	二九八、四二五・五五			

併しこれは『約定出稼人並ニ其他在留日本人ヨリ本館移住民局及横濱正金銀行出張所ヲ經テ日本へ廻送セシ金員』に過ぎぬものであつて、『當府「ビショップ」銀行及「スプレツクルス」銀行ヲ經テ本邦へ廻送シタルモノハ知ルニ由ナシ』とある(同上)。そこで右の數字だけで計算して 見ると、一箇年一人當りの送金額は三十四弗見當といふことになる。

なほ福岡縣の發表せる第一回同縣出稼人に關する次の如き收支計算があるが、これは所謂『貯

「蓄」額なるものを反対側から推知せしめるものである(「官報」第一七二六號、明治二十二年四月五日、四五頁「布哇國出稼人滿期歸朝者收入金額」)。

年 月 日	業 解 月 日	出稼中 收入金額	出稼中 旅費	純 益	姓 名
一八、七、二八	二一、七、二八	六一・二三二	二四七・五三二	三六三・七〇〇	袋原宗助
一八、七、二八	二一、五、三一	五二・八二〇	一七八・〇七一	三四四・七四九	濫田丈四郎
一八、七、二八	二一、五、三〇	三五八・八三八	一四七・五〇〇	二一一・三三八	同人妻 ハツ
一八、七、二七	二一、五、二七	三七三・八九〇	二三六・四〇〇	一三七・四九〇	木村彌右衛門
一八、七、二八	二一、七、二八	四三九・三〇〇	一七七・三〇〇	二六二・〇〇〇	井上巳之吉
一八、七、二八	二一、六、一	五〇〇・〇〇〇	二四〇・〇〇〇	二六〇・〇〇〇	高山紋太郎
一八、七、二八	二一、六、一	四一〇・〇〇〇	二二〇・〇〇〇	一九〇・〇〇〇	平田勝次郎
一八、七、二八	二一、六、一	三八〇・〇〇〇	二〇五・〇〇〇	一七五・〇〇〇	中原喜市
一八、七、二八	二一、六、一	六五〇・〇〇〇	三三〇・〇〇〇	三二〇・〇〇〇	森 源太郎
一八、七、二八	二一、七、二五	六〇一・七〇〇	二〇九・〇〇〇	三九二・七〇〇	田 中 末吉
一八、七、二九	二一、六、九	五七〇・一四〇	一七一・三〇〇	三九八・八四〇	池田才吉
一八、七、二九	二一、六、九	四六七・〇〇〇	一六七・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	原田清七
一八、七、二九	二一、七、七	四七九・四四〇	二四七・四四〇	二三二・〇〇〇	田 中 兵助
一八、八、三	二一、七、三一	七九五・六四五	三四六・〇七七	四四九・五六八	生田治助
一八、八、三	二一、七、三一	六二一・五七二	二四八・一〇〇	三七三・四七二	同人妻 トヨ

一八、八、一	二一、八、一	五四〇・〇〇〇	五九七・〇〇〇	三二〇・〇〇〇	高橋喜代藏
一八、八、一	二一、二、	三七七・〇〇〇			同人妻 トメ
一八、八、三	二一、七、三〇	六〇〇・〇〇〇	二一三・一〇〇	三八六・九〇〇	片山勝平
一八、八、三	二一、七、三〇	四〇〇・〇〇〇	一五六・九〇〇	二四三・一〇〇	同人妻 ミツ
一八、七、二八	二一、七、二二	八二九・二五〇	四五五・一五〇	五三四・六〇〇	石原半助
一八、七、二八	二一、七、二二	一六〇・五〇〇			同人妻 ツキ

結局總所得一〇、六八八・三二七圓に對し純所得が五、九一二・四五七圓であり、すなはち後者の男女込一人當り一箇年の金額は九十四圓見當といふことになる。

併しかかる金額ですら、當時の人の眼には異常な多額と見えたのであつた。例へば明治二十三年三月二十八日の『郵便報知』は曰く、

『山口縣より出稼に係る分のみにて、神奈川縣廳に托し昨年迄故郷に送りたる金額は、實に十萬七千三百七十四圓九十一錢七厘に及べりと。』(『明治編年史』第七卷、四一頁)

ここに『のみにても』とか『實に』とかあるのを注意すべきである。而もこの金額たるや明治十八年より二十二年に至る五年間の額なのである。

四

以上は大體出稼人の勞働生活に關するものであるが、次に吾々は彼等のそれ以外の私生活に就

いて書かれてゐるものを辿つて見よう。それは大體に於いて彼等の保健、道德、犯罪等に關するものである。

先づ彼等の保健状態に關する所論を見るに、日本人附醫師岩井禎三氏は、彼等の死亡率は一見した所それ程高くないやうに見えるが、實際は極めて高いものであることを指摘して曰く、

『第一回渡航者ノ死亡總數ハ五十五人ニシテ一箇年ノ死亡比例千分一八、二ニ當リ第二回渡航者ノ死亡總數ハ七十六人ニシテ一箇年ノ比例千分二五、〇〇ニ當ル之ヲ平均スレハ一箇年千分二一、六〇ノ比例トナル此ノ如キ比例ハ世間普通ノ死數ナルカ如シト雖モ彼等ノ中ニハ死亡ノ最多數ヲ領スヘキ小兒ノ數極テ少シ是現小兒ノ數少キニ隨ヘルモノナリ爰ニ其報ヲ算スルニ其本國ヨリ携ヘ來リシモノト此國ニ於テ出生セシモノトヲ合シテ僅ニ百八十人ニ過キス之ヲ第一第二回ノ成人(概ネ二十歳以上四十歳以下)千八百十人ニ對比スルニ百分九、九四ニ當ル其他五十歳以上ノ老人ハ絶テ之アルコトナシ故ニ若シ之ニ老人小兒ノ適當數ヲ含マシメシナラハ必ス高度ノ比例ヲ現出スルヤ推知スヘキナリ』(官報「第一五七三號、明治二十一年九月二十五日、二五二頁」)

言ふ迄もなく最大の死因は疾病であるが、然らば出稼人の疾病は如何といふに、これに就いて岩井氏の云ふ所を見るに極めて顯著なる事實が見られる。すなはち明治十九年四月一日—九月三十日に於ける總疾病數一、四六一の中、流行病七四八、消化器病二七三が群を抜き、又同年十月一日—二十年三月三十一日に於ける總疾病數一、〇〇〇の同じく上記の二病がそれぞれ三二〇及び二五三を占めて群を抜いて居り(第一三〇六號、三三—三四頁)、又明治二十年四月一日—二十一年

三月三十一日に於いても總疾病一、九四二の中上記二病がこれ亦それぞれ八五八及び四一三を占めて群を抜いてゐる(第一五七二號、二四〇頁)。かくの如く流行病なるものが極めて多數を占めてゐるが、その大部分は脚氣であつたのであり、その數字は明治十九年度の上半期及び下半期に於いてそれぞれ五〇九及び二七六を示し、二十年度に於いては五九八を示してゐる(第一三〇六號、三三頁及び第一五七二號、二四〇頁)。脚氣はかくの如く初期の出稼人の間に猛威を振つたのであり、従つて死因統計を見るも、その比率はそれ程ではないとしても、矢張り死因の主たるものをなしてゐる。例へば明治十九年下半期に於ける總死亡は、變死一、不詳五を含んで二二であるのに、その中脚氣は二を占め、二十年度に於いては同じく變死四、不詳二を含んで四二の中脚氣は一を占めてゐる(第一三〇六號、三四頁、第一五七二號、二四〇—二四一頁)。かくて脚氣の猛威が恐るべきものであつたといふことになるのであるが、これは結局粗食と過勞とを物語るに外ならないものである。右は比較的初期の事實に關することであるが、後期に關するものとしては先づ藤井總領事が明治二十五年の事實に關し述べてゐるものがある。曰く、

『本年中死亡者ノ數ハ男百五十一人、女四十人、小兒十六人、合計二百七名ニシテ之ヲ總數一萬八千百九十一人ニ比較スレハ百人ニ附一人強ノ割合ニ當レリ而シテ之ヲ前年ノ二百五十七人ニ比スレハ本年ノ前年ヨリ減スルコト五十人ナリ此ノ如ク減少セル所以ハ種々ナルヘキモ要スルニ氣候ニ慣レタルト最初ハ徒ラニ貯蓄ヲ主

トシ粗食ヲ爲シ衛生ノ何物タルハ毫モ之ヲ念頭ニ懸ケサリシモ在留愈々久シキニ涉ルニ及ヒ漸ク多少ノ美食ニ赴クノ傾アルト又右出稼人選擇ノ際身體検査ノ益ニ緻密ニ爲リタルニ外ナラサルヘシ』(「官報」第三〇六二號、九四頁)

併しそれでもなほ脚氣による死亡は可成りの數を占めてゐた。すなはち變死五、火傷二、未詳八二を含んでの死亡總數二〇七の中、腸窒扶斯二三、マラリヤ、チブス一五、熱病一六、脚氣九、赤痢八の如きがその主たる死因別死亡であつた。

更に又清水領事官補は曰く、

『明治十八年ヨリ同二十七年ニ至ル十年間我約定出稼人死亡數千七百七十三人、内男子千四百五十人、女子三百二十三人ニシテ平均一箇年ノ死亡者七十七人強ナリ……』

『出稼人死亡届書中ニハ其病因ヲ記載セサルモノ往々アリ故ニ輒ク死亡病因ヲ區別シタル統計ヲ掲載スルコト能ハス但シ本邦出稼人重ニ患フル所ハ熱病ニシテ脚氣之ニ亞キ其他重ナル病症ハ肺病、腸膜炎、腦病、赤痢、貧血、腸胃加答兒、心臟病、瘍瘡、勞症、破風傷、微毒、癩麻質私、痲疾等ノ如シ又患者中神速ニ全治ノ目途ナキ者ハ醫師ノ診斷ニ依リ最近便船ヲ以テ歸朝セシ者亦尠カラス毎船兩三名ノ病人歸朝セサルコト稀ナリ醫師ノ言ニ據レハ當國ニ渡航シタル本邦出稼人ハ募集ノ際體格検査ヲ受ケ果シテ身體強壯ナル者ニ限り採用セリ然ルニ二萬九千人ノ壯年輩十年間ニ千七百七十餘人ノ死亡者ヲ出シタル原因ハ種々アルヘシト雖モ要スルニ土地固有ノ熱病ハ共一大原因ナリト斷定セサルヘカラス云々』

『今死亡者ノ年月ヲ閱スルニ最初ノ一二年ニ死亡セシ者割合ニ多ク在留久シキニ及ヒテ死亡セル者鮮少ナリ』

最初氣候ニ慣ル、マテハ熱病ニ罹リ易ク若シ之ニ罹リタルトキハ死亡スル者多シト雖モ漸ク氣候ニ慣ル、ニ及ヒ該病ニ罹リ斃ル、者比較上鮮少ナルモノ、如シ

『定約出稼人ノ診察料並ニ藥價ノ如キハ契約書ノ明文ニ據リ無論雇主ニ於テ支辨スルカ故ニ約定中ハ之ヲ支辨スルヲ要セスト雖モ滿朝解約ノ曉ニ至リテハ右診察料及藥價等ハ自辨セサルヲ得ス故ニ自後疾病ニ罹リタル者ハ容易ニ醫師ノ診察ヲ受ケス又服藥セス唯米粥ヲ以テ最上ノ良醫藥ト爲シ疾ノ重症ト爲ルニ及ヒテハ賣藥ヲ服用スルモノ、如シ是レ本邦ヨリ輸入賣藥ノ尠少ナラサル所以ナリトス』(第三七〇號、四一七頁)

日本人のかかる状態と對比すべきものは、日本人が比較的少く而も全ハワイの人口の四分の一を占めてゐたホノルルの状況である。すなはち瀨谷正二氏の『布哇』(明治二十五年)によれば、一八九〇年の同地の死亡率は僅かに千分の三・二一であり、災害その他二三、不詳二三を含んでの死亡總數六九二の中脚氣は僅かに一三に過ぎず、すなはち死亡總數の中僅かに一・八八%を占めるに過ぎないのである(四一四―四一五頁)。もつともこれに對しては或ひは出稼人の一般的状態に就き『在留人ノ衛生ヲ通覽スルニ傳染病又ハ流行病等至テ稀有ニテ間々脚氣、風邪、腸胃病等アリ住居ハ各地優劣一ナラスト雖モ其劣レルモノ概シテ衛生ヲ害スルニ至ラス』(清水領事官補の報告、「官報」第三六八一號、六一頁)と云ひ、又或ひは『エワ』及び『ワイアナエ』兩耕地に就き『衛生ニ關シテハ兩耕地共ニ流行性又ハ傳染病ノ患者アルヲ聞カス出稼人ハ一般ニ健全ナリ』(新國書記生の報告、第三六八八號、一七〇頁)と云ふが如き反對論もある。併しこれに就いては、數字的根據を有する論議

の方が有力である、と評し得るであらう。
次に出稼人の道德及び犯罪等に關するものを見るに、賭博、飲酒の流行、性道德の頹廢といふのが一般に記されてゐる所である。例へば初期の出稼人に就いて安藤總領事は次の如く書いてゐる。

『博奕ハ其ノ毒一般ニ蔓延シテ、各耕地之ナキハ殆ト稀ナリ。唯其ノ耽溺ノ淺深ニ由リテ妨害ノ自他ニ及ボスト、然ラサルトアルノミ。又熊本、福岡ノ者ニ至リテハ一般ノ比較上其勉強節儉ヨリ山口、廣嶋二縣ノ下ニ出ヅト雖モ、概シテ純粹ノ農夫ナルガ故ニ博奕ノ一事ヲ除ケバ、平生就業上ニ於テ雇主ヨリ苦情ヲ蒙ルコト先ヅ稀少ナリト謂フベシ。耕地博奕ノ甚シキニ至リテハ彼等連宵不眠身體疲勞スルヲ以テ尋常ノ動作ニモ堪ユル能ハズ、遂ニ疾病ニ陥ル者往々之アリ。且此ノ輩其ノ博友タラザル者ヲ敵視シ、害ヲ他人ニ加フル小少ナラズトス。』〔南洋時事〕一七八—一七九頁〕

又明治二十一年に岩井醫師は性道德に就いて次の如く書いてゐる。

『余ノ實驗ニ據レハ此國ニ在リテハ婦女ノ妊娠スルコト本邦ヨリモ頗ル容易ナルカ如シ然レトモ……所謂假夫婦ナルモノアリテ其間ニ小兒ノ産スルヲ厭ヒ或ハ正當ノ夫婦ニアリテモ一兒ヲ擧クルトキハ其母、業ニ就クコト能ハサルヲ以テ均シク妊娠ヲ嫌フト云フ蓋シ此等ニ因リテ生スル所ノ弊アリテ大ニ其産兒ノ數ヲ減少スルモノナランカ』〔官報〕第一五七三號、二五二頁〕

これは産兒制限又は墮胎の風習を指摘せるものである。

稍々下つては明治二十三年乃至二十五年の日本人の犯罪に關し藤井總領事が記してゐるものが

ある。曰く、

『二十五年中ノ布哇全國ニ於ケル既決日本犯罪人ノ數ハ六百七十人ニシテ之ヲ二十四年中ノ五百七十三人ニ比スレハ九十七人ヲ増加セリ尙ホ之ヲ二十三年中ノ三百三十一人ニ比スレハ三百三十九人ヲ増加セリ本年ニ於テ著シク増加シタルモノハ賭博、賭博宿、酒類密賣及酒類取扱規則違反並ニ日曜規則違反等ナリトス本年度ニ於テ斯ノ如ク増加シタル事由ハ種々ナルヘシト雖モ之ヲ要スルニ我移民ノ數漸ク増加スルニ隨テ漸ク犯罪人ノ數ヲモ増加シタルモノニシテ之レ數ノ然ラシムル所ナリ換言スレハ新來者ノ數ハ増加スルモ歸國人ノ如キハ割合ニ少ナキ故ニ居留人ノ數愈々増加シ隨テ犯罪人ノ數ヲ増加セリ是レ自然ノ勢ト云フヘシ』〔第三〇六三號、一〇七頁〕

すなはち明治二十四年及び二十五年に於ける犯罪總件數それぞれ五七三及び六七〇の中、賭博二三四及び二八〇、賭博宿二及び三六、酒類密賣及び酒類取扱規則違反一八及び五八、醉蕩七四及び二四、日曜規則違反九及び四五を示してゐる(同上)。

又清水領事官補も亦、明治二十八年に、男女間の風儀、飲酒、賭博に就いて次の如く報告してゐる。

『日本人ノ當地ニ出稼スル者ハ在留中德義ノ程度退却スル者多シ男女間ノ關係ニ於テ特ニ然リト云フ畢竟壯年ノ男子單身渡來スル者多ク妻ヲ携帯スル者ハ全體ノ二割五分ニ過キス既ニ家居團樂ノ樂ナク又父母畏友ノ其薄徳ヲ戒ムル者アルニアラス酒類、戲牌ハ之ヲ求ムルニ易シ德義ノ修ルヲ望ム豈ニ難カラスヤ之ヲ改良スルノ道ハ蓋シ正當結婚ノ夫婦渡航者ヲ獎勵スルヨリ善キハナカルヘシ』〔第三六八一號、六二頁〕

又同報告は、カワイ島の状態に就いても『賭博飲酒ヨリ起ル弊害ハ屢々聞知シタル所ナリ』とも書いて居る(第三六八二號、七八頁)。

かくの如くに清水領事官補は女子の渡航の少數なることに男女關係の頹廢の原因を求めた。然るに女子の少いといふ事實は他の見地からも注意せられてゐたのである。すなはち瀬谷正二氏はその著『布哇』(明治二十五年)に於いて曰く、

『支那人が布哇及歐米各國に於て痛く擯斥せらるゝは其原因種々ありと雖も一は該國民に限りて一般に妻子を同伴せざるが爲めなり而して布哇に於ける各國人民中婦女の比例最も尠きは支那人にして之に次ぐは日本人なり實に是れ本邦人の注意を要する處ならん』(二二頁)

併し一般には矢張りこの點よりも、男子が單身にて渡航することが道德低下の原因であるといふことの方が、より多く指摘せられた。例へば外山義文氏もその著『日本ト布哇』(明治二十七年)に於いて同様の趣旨より女子の渡航を推奨して曰く、

『日本人中男女ノ間ニ醜行アルモノハ速ニ之ヲ其根源ヨリ除去セサル可カラス布哇政府ノ日本人ヲ募集スルヤ身體ノ強壯ナルモノ、ミヲ是擇フ是ニ於テ夫婦ノ中夫健ニシテ婦健ナラサルモノアリ婦健ニシテ夫健ナラサルモノアリ然ルニ強テ其募ニ應セント欲スルモノハ他人ノ婦ヲ稱シテ己レノ妻ト爲シ甚タシキニ至テハ己レノ女ヲ妻ナリト詐稱シテ之ヲ伴フモノアリ此輩布哇ニ上陸シテ果シテ如何ナル關係ヲカ保ツ余輩ハ之ヲ知ラス又之ヲ知ランコトヲ欲セスト雖トモ是ノ如キノ亡狀在布日本勞働者ノ品行ヲ亂シ名譽ヲ傷クルノ一大原因ナルコトハ疑フ可カラサルナリ而シテ日本ノ男子ト女子トハ其數甚シキ懸隔アリ明治二十三年ノ調査ニ依リテ之ヲ比較スルニ男子一萬〇〇七十九人ニ女子二千二百八十一人アリ是ノ如キ事情モ亦タ我勞働者ノ品行ヲ紊ル一原因タルヤ疑フヘカラス在布哇同胞ノ品行ヲ根原ヨリ矯正セント欲セハ是等ノ事實ヲ覈査シテ適宜ノ方法ヲ定メサル可カラス今ニシテ日本ノ將來ヲ想フニ國民ヲシテ資産ヲ海外ニ得セシメンコトヲ勉メサル可カラス故ニ一方ニハ布哇ノ移住民ヲ獎勵シテ永住ノ根據ヲ定メシメンカ爲ニ又一方ニハ品行ヲ矯正シテ外國ニ向テ日本ノ國威ヲ傷ケサラシメンカ爲ニ大ニ女子ヲ獎勵シ布哇ニ渡航セシムヘシ是レ亦一策ナリ』(二八―二九頁)

同時に又氏は出稼人の道德状態を改善する爲めには宗教も有用であると考へた。曰く、

『在布同胞ノ行爲ヲ矯正スルニ宗教ノ力ヲ假ランコト一舉兩得ノ策ナリ然ルニ在布二萬四千ノ日本人中宗教ヲ説クモノ佛教ニ一人基督教ニ數人ノミ而シテ兩教共ニ未タ充分ノ成績ヲ擧クルニ至ラス宜シク今ニ於テ之ヲ懲進スヘシ是レ更ニ風俗矯正ノ一策ナリ』(二九―三〇頁)

なほ前に觸れた渡邊教行氏『布哇國案内』(明治二十七年)はかかる意味を以て書かれた出稼人目標のキリスト教傳道書である。

五

最後に見るべきは出稼人に關しての政治的問題に關する論議、就中所謂參政權問題に關する論議である。

抑々日本がハワイに第一回の出稼人を送つたのは明治十八年であり、渡航條約を締結したのは翌十九年のことであつた。然るに當時の同國憲法は參政權に關し次の如く規定してゐた。

一、風癩白痴ニアラサル男性臣民ニシテ年齢二十一歳ニ滿テ文字ヲ讀ミ且ツ之ヲ書シ兼テ算數ヲ知り三ヶ年間國內ニ住居シ并ニ實價五百弗已上ノ不動産ヲ有シ若シクハ二百五十弗已上ノ歳入アル者ハ代議士ニ選舉セラ

ル、ノ資格ヲ有ス(舊憲法第六十一條)

二、風癩白痴ニアラサル男性臣民ニシテ租稅ヲ納メ年齢二十一歳ニ達シ選舉日ニ接シテ一ヶ年間國內ニ住居シ並ニ實價五十弗以上ノ不動産ヲ有シ若シクハ毎年七十五弗ノ所得アツテ文字ヲ讀ミ之ヲ書シ得ルモノハ代議士ヲ選舉スルノ資格ヲ有ス(舊憲法第六十二條)(外山義文著「日本ト布哇」明治二十七年、七頁による。)

更に又若しハワイに歸化しようと思へば、民法第四二八條の「二ヶ年已上國內ニ住居シ貧窮ニアラス又海外裁判所宣告ノ執行ヲ遁レタル罪人ニアラサル」云々といふ條件を満たす限り請願して歸化することも出来れば、又民法第四三三條による半歸化によつて公民たることは容易であり、すなはち出稼人の如く最初に嚴重な身體検査を受けたもので、而も癲狂白痴でなく一箇月十五弗一箇年百八十弗の所得を有するものは、三年の勞働契約滿期後は歸化又は半歸化によつて參政權を得ることが出来たのである。然るにハワイ政府は明治二十年七月憲法を改正し、第六十一條は次の如く改められた。

布哇國ノ臣民ニシテ年齢廿一歳ニ達シ布哇語、英吉利語、若シクハ他ノ歐羅巴語ヲ讀ミ且ツ書キ算數ヲ會得

シ少クモ三ヶ年間國內ニ住居シ并ニ五百弗已上ノ財産ヲ國內ニ所有シ若シクハ一ヶ年ニ少クモ二百五十弗ノ所得アル布哇、亞米利加、若シクハ歐羅巴人種タル男子ニアラサレハ代議士ニ選舉セラレ、コトヲ得ス又その第六十二條も左の如く改められた。

布哇國ニ住居スル布哇、亞米利加、若シクハ歐羅巴人種ノ男子ニシテ國法遵守ヲ誓言國稅ヲ收メ、年齢廿一歳ニ達シ選舉日ニ接シ一ヶ年間國內ニ住居シ布哇語、英吉利語若シクハ他ノ歐羅巴語ヲ讀ミ且ツ書キ并ニ法律ノ規定スル所ニ從テ選舉人名簿ニ其氏名ヲ登錄セラレタル者ハ代議士ヲ選舉スルノ權ヲ有ス(以上同上、九頁による。)

これによつて日本人は參政權を封ぜられた結果となつた。これに對しては、日本の政府も直ちには有效な措置を採らず、又輿論も最初の中はそれ程これを重大視しなかつた。併しハワイ出稼のことに通曉し、『布哇國政府内務官移住民局監督官』たりし瀬谷正二氏はこれを默視することが出来なかつた。すなはち氏は先づ明治二十五年に『布哇』を著し、その中でこの問題に觸れ、上記の憲法改正と日本人及び支那人との關係に就いて、『是れ兩國の臣民に對する布哇國の政策は全く同一轍に出て其政策方針の爲めには我訂盟國たるにも拘らず特別の條約も國際上の禮法も更に之を顧みざる者なるを證するに足らん』(三一—三三頁)と書いた後曰く、

『吁、朝野當局の人士先づ之を千種の關係に稽へ萬狀の現象に察し精思熟慮以て講究する所あれ苟しくも然らずして尙ほ頭夢を貪るあらば彼れ布哇の立法院は本年再び憲法追加案を可決し今後の農事出稼人は之を特別監

視に付し併せて其在留年期と營業の種類とを制限するに至るべく隨て我出稼人も亦た支那人と一般其束縛を免れざるに至らん天れ布哇は東西の關門なり南北の咽喉なり兵戰商戰の上に於て據るべき要塞なり侮る可らざる砲臺なり邦人此の要塞より驅逐せられ労働者此砲臺を守る能はずんば我邦の不利蓋し甚だ大なるものあらん予は予の此斷言をして杞憂たらしめんと欲する者なり而して又世人の之を杞憂視するを欲せざる者なり」(三三三頁)

併し『布哇』は何れかと云へば同國の國情を紹介せんが爲めの書である。然るにそれに續いて翌二十六年に現れた同氏著『布哇國移住民始末』こそは、眞正面から出稼に關する同國の態度を攻撃せるものであつた。すなはち本書の内容は次の如きものであつて、これによつてその全卷が同政府の攻撃に充てられてゐることを知ることが出来る。

第一項 條約違背ノ件(四頁以下)

第一條 移住民渡航費ノ事(同上)

第二條 監督人通辨人及醫師ニ係ル給料ノ事(五頁以下)

第二項 公民權ノ件(七頁以下)

第一條 憲法改定ノ一舉ハ布哇國自ら其憲法ニ違背シ居ル事(同上)

第二條 本邦人が參政權ノ剝奪ヲ受ケシ顛末(一〇頁以下)

すなはち第一項第一條に於いては條約違反たる渡航費に關する不正が多いと考へられることを數字を擧げて説明し(四―五頁)、次に第二條に於いては、これ等はハワイ政府の支辨といつて置き

乍ら渡航者に割賦したことを指摘してゐるが(五―七頁)、その詳細は參政權の問題と共に、後述の折田兼至氏等の議會質問に殆んどそのまま現れて來るから、ここではこれを省略しよう。第二項第一條に就いては氏は曰く、

『我移住民ガ三箇年ノ労働契約滿期ノ後布哇ニ歸化若クハ半歸化シテ公民タルハ資格ヲ得一歩尙進ンテ參政ノ權ヲ享有スルハ毫モ難キニアラザリシノミナラズ眞ニ最モ容易ノ業タリシノミ』(九頁)

かくて氏は同政府の憲法改正の擧の不信を責めてゐるのである。

右記の折田兼至氏の議會質問は明治二十六年の第四議會衆議院に於いて行はれた。併し同氏はこの質問の前に、既に同年一月十日の外務省臨時費第二款移民地探檢費に關する質問(官報)明治二十六年一月十一日號外、第四議會衆議院速記録第二三號)に當つてこの問題に觸れてゐる。曰く、

『……夫ノ明治十九年ニ於キマシテ我政府ハ布哇國ノ要求ニ依リマシテ多クノ移住民ヲ出スコトニナリ、當時ニ於テ相當ノ條約書ト云フモノガ兩陛下ノ間ニ定メラレテゴザイマスルガ、其當時ニ於キマシテハ我日本人ガ夫ノ布哇ニ移住シタ上ニ於テハ、布哇國ノ憲法若クハ法律ニ依ツテ相當ノ待遇ヲ受ケサセルト云フコトノ條約ガ致シテアルノデゴザイマス、然ルニ當時ノ憲法デ見マスルト、他國カラ布哇國ニ參リマシタ者ガ相當ノ財産ヲ有スル場合ニ於テハ、夫ノ在來ノ布哇島人ト同等ノ權利ヲ有スルト云フコトガ規定シテアツタノデゴザイマス、……然ルニ其後布哇國ノ政府ガ布哇國ノ憲法ヲ改正致シマシテ、我日本人ハ亞細亞人種ノ一種ト致シマシテ、將來布哇國ニ於テ參政ノ權利ヲ與ヘナイト云フコトヲ憲法ニ規定致シマシタノデゴザイマス(中略)』
『若シ政府ガ斯様ナ事ガアツテモ、ソレヲ不問ニ置クヤウナコトデゴザイマスレバ、移住民探檢費ト云フモ

ノヲ設ケテ、移住民地ヲ探檢シテ人民ヲ移住サセルノハ甚ダ不得策デゴザリマス……」(五六六頁)
 併しこの問題に關する氏の活動はこれに止まらなかつた。すなはち翌二月十七日には柴四朗氏
 外三十四名の賛成者を得て中村彌六氏と共にこれに關する正式の質問書を提出した(「官報」明治二
 十六年二月十八日號外、第四議會衆議院速記録第三七號)。その主文の全文は次の如くである。

「布哇國移住民ニ關スル質問

- 『第一 明治十九年一月我日本政府ト布哇政府ノ間ニ締結シタル渡航條約ハ有效ナルヤ否ヤ
 - 『第二 若シ有效ノモノトセハ第四回以後第十五回迄ノ渡航者ニ向ツテ雜費ノ名義ヲ以テ渡航費ヲ徵收シタ
ルハ同條約第五條ニ背戾スルコトナキヤ如何
 - 『第三 渡航條約第六條及第七條ニ據レバ布哇政府ハ移住民監督人通辯人及醫師ヲ備入ルノ義務アルコト明
ナリ然ルニ同政府カ其給料ヲ負擔セサルモノハ定款ニ背戾スルコトナキヤ如何
 - 『第四 渡航條約ニヨレハ布哇政府ハ憲法法律ニ遵ヒ最モ完全且有效ノ保護ヲ與フヘキコトヲ約シタリ而テ
當時ノ憲法第六十一條第六十二條ニ於テハ其何人種タルヲ問ハス皆參政ノ權利ヲ得可リシナリ然ルニ同國政府
ハ條約締結ノ後突然憲法ヲ改正シ布哇亞米利加若クハ歐羅巴人種ニアラサレハ此權利ヲ與ヘサル事トナシ終ニ
我移住民ヲシテ參政權ヲ得ルノ期ナキニ至ラシメタリ之レ同條約ノ主旨ニ背戾スルコトナキヤ如何
 - 『第五 橫濱ヨリほのゝマテノ船賃ハ郵船會社ノ收入シタル金額男女各一人ニ付銀貨二十五圓ナリシニ之
ヲ移民ニ徵收シタルハ平均金貨七十五弗内外ナリト云フ然ラハ其殘金ハ何等ノ費用ナリシヤ
 - 『第六 右數項ニ關シ布哇政府ニ談判シタルコトアラハ其結果如何若シナシトセハ其理由ヲ問」(八三一頁)
- 質問は右の如く六箇條に互つてゐるが、その中心は言ふ迄もなくその第四である。折田氏はこ

れを説明するに當つて曰く、

『若シモ初メカラ布哇國ノ憲法ニ於テ、日本人種ガ參政ノ權利ガナカツタト致シマシタラバ、我政府ハ假
 令如何ニ彼ヨリ請求致シマスルモ、移住ノ策ヲ講ズルコトハナカツタト考ヘマス、然ルニ遂ニ彼ノ請ヲ容レテ、
 我政府ガ移住ノコトヲ決定致シマシタノハ、將來參政ノ權利ヲ得ルノ道ガアリマシテ、安全ニ其土地ニ居住ス
 ルノ目的ガゴザイマシタカラ、遂ニ彼ノ請ヲ容レテ移住ヲ爲スノ策ヲ決定シタモノト考ヘマス、且ツ此邊ハ大
 ニ懸念スル所ガアリマシタカタメニ、夫ノ渡航條約ニ於キマシテモ、完全ナル且ツ有效ナル保護ヲ與ヘルコト
 モ記載サレテアルト思ヒマス、然ルニ彼レ政府ハ其後ニ至ツテ憲法ヲ改正シ、我日本人ノ如キハ遂ニ參政ノ權
 ヲ得ルノ時機ナキニ至ラシムルト云フコトニ立至リマシタノハ取モ直サズ此條約ノ趣旨ニ違反スルモノデハナ
 イカト云フコトヲ、私ハ甚ダ疑フ者デアリマス』(同上、八三三頁)

然るに何故か政府は中々この質問に答へなかつた。そこで二月二十五日に至り折田氏はその答
 辯を督促したので(「官報」二月二十六日號外、同第四四號、一〇一九頁參照)、政府は漸く二月二十八日附を
 以て答へた(「官報」三月一日號外、同第四六號)。すなはち陸奥宗光外務大臣の答辯書に曰く、

「衆議院議員折田兼至君中村彌六君提出布哇國移住民ニ關スル質問ニ對スル答辯書

- 『第一 明治十九年一月二十八日調印日本國布哇國移住民條約ハ現在有效ノ條約ナリ
- 『第二 移住民第四回ニ七十五弗第五回ニ五十五弗第六回以後第十四回ニ至ルマテ六十五弗ヲ必要ノ諸費ト
シテ移住民ニ於テ名儀上前借セシコトハ事實ナリ然レトモ是レ移住民條約第五條ニ違背シタルモノニアラス何
トナレハ同條ニハ橫濱ヨリ「ホノル、」迄無賃ニテ渡航セシムルコトヲ掲クト雖トモ其他何等ノ規定ナキニ依
リ移住民ニ於テ其負擔ヲ諾シテ布哇國移住民事務局ト契約スルニ於テハ條約ニ抵觸スルコトナケレハナリ

『第三 布哇國政府ハ移住民條約第六條及第七條ニ掲クル監督人通辯人及ヒ醫師ノ給料ヲ負擔セサリシコトナシ』

『第四 移住民條約ニハ布哇國皇帝陛下ハ布哇國ノ憲法法律ニ遵ヒ最モ完全且ツ有效ノ保護ヲ與ヘントノ希望ヲ有シテ條約ヲ締結スル旨ヲ記載スト雖モ同條約ニハ勿論布哇國憲法及法律ニモ我移住民ニ參政權ヲ許與シタルモノナシ故ニ其後布哇國憲法ヲ改正アリテ亞細亞人種ニ參政ノ權ヲ許サスト雖トモ是レ固ヨリ同國ノ主權ニ屬シ他國ノ干渉スヘキモノニ非ラス』

『第五 横濱ヨリ「ホノル、」ニ至ルマテ郵船會社ノ收入シタル金額及其支拂殘額ニ關シテハ布哇國移住民事務局ト郵船會社トノ契約ニ外ナラサルニ依リ政府ハ之ニ關シテ答辯スヘキ理由ナシ』

『第六 布哇國政府ト談判シタル結果ハ前項ニ掲クル所ノ如シ』(一〇七六一—一〇七七頁)

この答辯は日本政府の答辯たるよりはいささかハワイ政府の答辯たるの臭がないでもない。されば『東京經濟雜誌』第六百八十二號(明治二十六年七月八日)の社説『布哇國に於ける日本人參政權問題』の如きも、外相の答辯を特に『第四』の全文を引いて、これを排撃して曰く、

『蓋し主權は神聖なり、他國の之に干渉すべからざるや論を俟たずと雖も、布哇政府に向ひて一回の要求だも試みず、空しく之を看過せるを以て當然なりと論するに至りては決して正當の見解なりと謂ふべからず、何となれば是れ人民の權利を伸張し國威を發揚する所以にあらざればなり、試みに布哇政府は亞細亞人に參政權を與へ、而して歐米人には之を與へざりしと假定せよ、歐米諸國政府の之を看過せざるべきは炳焉として火を視るよりも明なるべし』(四二頁)

そして政府の對策としては『今や大に時機を失したりと雖も』直ちに外交交渉を開いてこれが

解決を圖るべきであり、『若し聽かずんば出稼人を引上ぐべし』(同上)と主張してゐる。

これに續いて現れた外山義文氏の著『日本ト布哇(一名)革命前後之布哇』(明治二十七年)も専らハワイ出稼人の參政權問題を取扱へるものである。氏は先づ出稼人が參政權を封ぜられるに至つた経過を述べ、然らばこれに對處するには如何なる策を以てすべきかといふに、それには二つの策があるのであつて、一は『表面之策』であり、すなはち『整々堂々萬國公法ノ手續ヲ履ミ外交的機略ニ由テ直接ニ行フヘキモノ』(一六頁)であり、二は『裏面ノ策』であつて、すなはちこれは『殖民政策ニシテ國民上下相一致シテ其政權ヲ得ルト得サルトニ係ラス間接ニ在布同胞ノ實力ヲ養成スルニ在リ』(一七頁)としたる後曰く、

『此兩策ヲ實行スルニ要スル條件ハ左ノ如クナルヘシ』

『第一 談判ノ爲ニ全權大使并ニ軍艦ヲ派遣スヘシ』(一七頁)

『第二 軍艦ヲシテ常ニ「ホノル、」港ニ碇泊セシム可シ』(一九頁)

『第三 移民監督法ヲ改良シテ周到ニ在布日本移住民ヲ保護スヘシ』(二〇頁)

『第四 現行ノ契約労働ハ漸次ニ之ヲ改良シ竟ニ之ヲ廢止ス可シ』(二二頁)

『第五 日本移民ノ布哇永住ヲ獎勵ス可シ』(二五頁)

『第六 日本ノ移住民ヲ改良振作スルノ計畫ヲ爲ス可シ』(二六頁)

今その説明の若干を見るに、その第四に就いて云へば、今日の出稼人は契約に縛られて意思の

自由を有つてゐない。従つて『日本ハ國民ヲ海外ニ送出シテ故ラニ乞丐ヲ學ハシムルノ誹謗ヲ解クニ辭ナカラン』(二三頁)従つて彼等をこの労働契約の束縛から解放し、『此等幾萬可憐ノ労働者ヲシテ同盟罷工ヲ企テ得ル程ノ度合迄獨立ノ氣象ト斷行ノ實力ヲ養ハシム』(二四頁)ることが必要なのである。次に第五に就いては、出稼人は何れも故郷に戀々としてゐるが、眞の問題は『小愛國心ヲ變シテ大愛國心タラシメ故郷ヲ懷フノ心ヲ移シテ布哇ニ第二ノ故郷ヲ作ラシムルノ策ヲ講スルニ在リ』(二六頁)又第六に就いては『在布同胞ノ品行見聞スルニ忍ヒサルモノ一ニシテ足ラズ』(二七頁)就中甚だしいのは男女關係である。これは主として、女子の渡航者數があまりに少數に過ぎるのによるのであらうから、これを増加することも一策であらうし、又宗教の力に頼るのも一策であらうといふのである。

實はこの頃には既にハワイ革命は成り、それは事實上ハワイの合衆國併合への第一段階たるものであつたが、一見した所日本人はこれを機に參政權を得て一つの社會的勢力となり得るかに見えた時期であつた。従つて在留日本人は參政權獲得に奔走し、在米日本人にして態々ハワイに渡つてこれを應援するものがあり、日本の新聞雜誌は殆んど連日革命及び共和國政府の動向を報道して、本問題に關して一喜一憂の態であつたと評してもよい有様であつた。吾々はこの無數の一喜一憂的報道記事をここに紹介する必要を認めない。ここでは唯本問題の根柢に觸れる極めて注

目すべき清水領事官補の報告を引用するに止めよう。氏の見解の詳細は、明治二十八年八月七日附の『布哇國農商況及本邦出稼人ノ状態』中の『労働問題ノ現況』に現れてゐるのであるが、その直前の八月三日附を以て氏は既に同一趣旨の報告を爲してゐるから、先づこれを紹介しよう。氏は本報告に於いて、本問題の根本に横はる基礎的事實に觸れて曰く、

『當國內ノ輿論ハ日本人ノ員數比較上多キニ過キ其勢力漸ク増長シ今ニシテ之ヲ抑制セサレハ其意ニ滿タサルコトアルニ乘シ同盟罷工等ヲ起シ之ヲ制御スヘカラサルニ至ルハ勿論遂ニハ商工業ノ勢力モ相加ハリ白人ヲ苦ムルニ至ルヘシトテ竟ニ日本移民制限論ノ出ツルニ至レリ抑々日本移民ハ労働者トシテ遙ニ支那人ニ優リ又賃銀ノ割合ニ比較スレハ葡國人ニ比シ優ルコトアルモ劣ルコトナシト云ヘル事實ハ孰モ之ヲ是認スルニ拘ラス暫ク日本人ノ數ヲ減シ葡支兩國人ヲ以テ之ヲ補ハントスルノ意アルコト蓋シ疑ナカルヘシ』

『然レトモ製糖家中眼ヲ經濟ノ一點ニ著クル者ハ明ニ日本労働者ノ優點ヲ認ムルヲ以テ當國ノ政治上ニ於テ之ヲ抑制スルコトナクンハ當國內ニ於ケル日本労働者ノ前途ハ強テ不可ナカルヘシ』(『官報』第三六五八號、明治二十八年九月六日、六七頁)

八月七日附のものに於いては一層詳細明瞭である。すなはち氏によれば、ハワイの労働問題特に日本人労働者問題を論ずる者の中『重キヲ經濟ニ置ク人ト國家的ノ政治ヲ主トスル人トハ自ら其説ヲ異ニ』(『官報』第三六八二號、明治二十八年十月五日、七七頁)してゐるのであつて、前説は『重ニ製糖業ト關係アリテ賃銀低廉ニ依リテ直接ノ利益ヲ蒙ル人』が、又後説は『政治家中合衆國合併若ク

ハ聯合ヲ主張スル者及労働者若クハ營業上東洋人ノ競争を嫌厭スル者』が、これを支持してゐる。これを各別に略説すれば次の如くである。

『甲説ニ曰ク當國唯一ノ重要産業タル製糖業ハ耕作及製造トモ極テ多數ノ労働者ヲ要シ現在被傭者ノ數ニ萬以上ニ及ヘリ而シテ契約滿期其他ノ事故ニテ當國ヲ去ル者年々數千人ナルヲ以テ常ニ補足ノ計ヲ爲サ、ルヘカラス況ヤ近々大ニ勃興ノ見込アル咖啡栽培業ノタメ労働市場漸ク多數ノ需要ヲ生スルニ至ラントスルニ於テオヤ故ニ東洋ヨリ低賃労働力供給ノ道ヲ碍クヘカラス今ヤ糖價頗ル低廉ニシテ製糖業ノ利至テ薄ク咖啡栽培業ノ利益計算モ殆ト試験ノ時期ニ屬セリ此時ニ當リ合衆國合併又ハ其他ノ政變ヲ以テ契約労働者ノ誘入ヲ絶タンカ製糖ノ業ハ漸ク倒レ新事業ノ勃興ヲモ妨遏スルニ至ルヘシ』

『乙ラ多年ノ經驗ニ徴シ比較的ニ其優劣ヲ概論スレハ日本労働者ヲ以テ第一ニ推サ、ルヲ得ス勿論偏ニ日本勞力ノミニ頼ラントスレハ團結ノ力強キニ過キ時ニ同盟罷工等ノ恐アルニ依リ葡國人、支那人等ヲ混用スルヲ可トスレトモ葡國人ハ渡航費高キニ過キ給金モ日本人ニ比スレハ月額四五弗方高ク家族多クシテ住所ノ手廣キヲ要シ其働振リニ至リテハ強力ヲ要スル仕事ヲ除ケハ日本人ニ比シ劣ルアルモ優ル所ヲ見ス支那人ハ横著ニシテ且ツ去就著實ナラサル者多シ故ニ此兩人種ハ日本人ト混用シ日本人ヲシテ放肆ニ流レシメサルノ具ト爲スニ止メ日本勞力ヲ以テ主眼ト爲サ、ルヲ得ス云々』

『乙説ニ曰ク布哇諸島ハ合衆國ニ合併若クハ聯合シテ列星條ノ旗下ニ立ツマテハ決シテ政治上ノ安固ヲ期スヘカラス故ニ吾人ハ合併若クハ聯合ヲ以テ絶對ノ目的トセサルヘカラス然ルニ當國內多數ナル東洋労働者ノ現存ハ既ニ斯大目的ノ成功ヲ妨害スルモノ、一タリ故ニ成ルヘク其誘入ヲ避ケサルヘカラス殊ニ日本人ハ生活ノ程度及賃銀低キノミナラス競争ノ力頗ル強ク労働市場ハ勿論商業取引上ニモ漸ク白人ヲ苦シメントスルノ實績

アリ今ニシテ日本人ノ増加ヲ止ムルノ策ヲ講セサレハ其勢力漸ク増進シ管ニ政治上ノ大目的ヲ達スル妨ト爲ルノミナラス當國內米國風ノ文明制度ヲ蹂躪スルノ恐アリ且ツヤ日本人ノ此國ニ來ル其目的タル只貯金ニ在リテ當國政治上及社交上ノ要素タルヘキ永住ノ家族ヲ増加スルノ方便ト爲スニ足ラス故ニ當國拓地植民ノ目的ヨリ立言スルモ米國又ハ歐洲ヨリノ移民ヲ獎勵セサルヘカラス云々』(同上)

然るに周知の如くハワイは間もなく『列星條ノ旗下ニ立ツ』に至つた。従つて『ハワイ國』の參政權を獲得せんとする問題は當然それと共に消滅した。そしてハワイ出稼なるものの有つ政治的性質は當然これを境として一大轉換を遂げざるを得ないこととなつたのである。

結語

吾々は以上に於いて大體明治初三十年間又は日清戦争以前の日本人口論の發展を、専ら直接に原資料に基いて辿つた。その内容は既にその各々の場所に於いて詳しいのであるから、吾々はこの『結語』に於いては、その各々をもう一度取纏めて繰返して見ようとは思はない。ここでは唯以上全部を論じ來つて茲に至り、その全部を振返つて見ると、如何なる感を懷かせられるかを、一言してみようといふだけである。

何より第一に氣がつくことは、この時代に於いて人口論を取扱つたものを見ると、これを單に人口理論として、すなはちそれを一つの一般的抽象的理論の範囲内のみで、取扱つたものは極めて稀であるといふことである。勿論中には一般的理論の演述のみを以て終つたものもある。併しそれは主として教科書的な著書に多い所であり、就中經濟學に關する教科書にしてその中に人口論なる章又は節を收めざるを得ないといふ所から收めたといふ貌のものが大部分である。然らざればそれは外國書の翻譯の形で行はれてゐるのであり、すなはち外國經濟書を翻譯するに當りその書には偶々人口論も含まれてゐたから翻譯にも勢ひ人口論がある、といふ程度に過ぎない。中

には成程大島貞益氏の『馬爾丟斯人口論要略全』の如きがないではないが、これは全くの例外をなすものである。

事情かくの如くであるから、翻譯書や教科書の如き類の著書に於いて人口論が扱はれるにしても、——前者は翻譯たるの當然の性質によるのであるが、——それには日本の諸論者が自己自身の體系を演述するといふことは少しも見られず、要するに歐米人の所説を羅列するに過ぎなかつた。すなはちそこには歐米の人口論者の名と共にその所説が紹介せられ、時に精々の所著者がこれに對し若干の附言的批評を加へるに止まつて、これを咀嚼し又はこれから獨立に、自己自身の人口に關する一般理論の體系を樹立せんとする試みは、全く見られないのである。

併し乍らこれは人口に關する一般的抽象的なる理論的體系に關することである。反對に若し、個別的具體的論議としての日本人口論といふことになれば、上來見來つた所によつて明かなる如くに、實に汗牛充棟も嘗ならざる程存在する。そしてそれ等は、如何に問題の對象が具體的個別的問題であつたにしろ、論者にあつて既に一つの一般的體系がない限りこれが論述は不可能な筈である。すなはちこの場合に於いては、いさなり一般的體系の結論に當るものが前提せられるか、又は具體的論述の行間にかかる體系がにじみ出てゐるのであつて、吾々はこの意味に於いては當時の諸論者の懷いてゐた人口に關する一般的體系はこれを捕捉するに難くはないのである。

かかる意味に於ける當時の人口に關する一般的抽象的體系を見るに、吾々はここに差當り二つの特徴を發見することが出来る。その一はマルサスの名又はその所説が至る所に引用される程取入れられてゐるといふことであり、その二は全體としてナショナリズムの色彩が極めて濃いついふことである。

先づ第一の點に就いて見るに、これを極めて通俗的に云ふならば、マルサスの人口論は當時の一般通説であつたと云つてもよい。人口を論ずる際には殆んど常に、マルサスの名は最も信頼するに足る典據として引用せられて居り、そして一步立入つて人口に關する一般的理論の構成を見るに、それは殆んど普く人口と食物との對比から出發するものであり、そして優位をその前者に認めるの結果として、人口の過剰は必至となり、従つて貧困の發生も必然であると主張してゐる。これは殆んど總ての論者を擧げての傾向である。従つて吾々は極めて通俗的な意味に於いては當時の日本人口論界はマルサス一色に塗りつぶされてゐたと云ふことも出来よう。

併しこれは言ふ迄もなく通俗的乃至は論者の主觀から云つてのことに過ぎない。これを嚴密に云ふならば、當時の人口論はマルサスのそれと形こそ似てゐるが、本質的には全く異なるものである。當時の人口論によれば、日本は人口密度も人口増加も大であるから従つて人口過剰となる、といふのであつた。然るにマルサスにあつては人口増加力は食物増加力よりも大であるが、併し

前者の實現は後者によつて規制せられる故に、人口増加は食物の限界に止まらざるを得ず、若し前者が後者の限界以上になるとすれば、それは何等かの例外的な原因による場合に限る、といふのであつた。換言すれば日本人口論は食物よりも大なる人口増加を主張したが、マルサスがかかものは原則的には否定したのであつた。そして食物よりも大なる増加力がこれと等しい増加とならざるを得ないこと、換言すれば日本人口論の云ふが如きより大なる増加を否定することこそが、マルサス説の中心點を爲してゐるのである。同時に又、マルサスにあつては、移植民は根本的には人口の過剰に對する對策としては無價値なものである。それは彼にあつては單なる問題の移轉であつて、決して問題の解決ではない。唯特定の非常の時に於いてのみ一時的救済策たり得るに過ぎないものであつた。然るに日本人口論にあつては、移住民こそが人口過剰に對する殆んど唯一又は最大の救済策たるものである。従つて日本人口論は、これを嚴密に理論的に云ふならば、根本理論に於いても又演繹的系論に於いても、マルサス人口論とは全然似而非なるものであつたと云はざるを得ない。

第二の點に就いて云ふならば、當時の人口論は國家主義的色彩が極めて濃厚であることを、もう一つの特徴としてゐる。例へば移植民論が當時の人口論の殆んど全部を占めてゐたことは、上來述べ來つた所であるが、この移植民の理論的根據は、上述せる人口過剰論と、もう一つは國家

主義であつた。すなはち海外植民の必要なることの論據は、それが國內の過剰人口と貧困との對策であると共に、又我國の國權の海外進出の手段でもあるといふ事實に求められ、又北海道拓殖の論據も亦、過剰人口論と共に又北門鎖鑰論すなはち國防の必要に求められてゐるのである。晉にそれだけではない。過剰人口論そのものが國家主義的色彩を有つてゐる。すなはちその場合に於いて問題とされてゐるものは單なる人間としての人口ではなく國家組織の中にある國民なのであり、又單なる土地ではなく國土なのである。従つて問題は單に人口とこれを養ふべき土地との關係にあるのではなく、日本人は自らを支へるに足る程の經濟的地盤を國土として有つてゐるかといふにある。況んや、日本に於いては人口過剰はなほ將來の問題であるけれども、この時迄無爲に過す時には移植民すべき地はすべて他國の有に歸するであらうから、今にして既に海外に進出すべきである、といふが如き所論に至つては、その國家主義的性格はそのまま一目瞭然である。

かくの如く見來る時には、吾々は當時の日本人口論に一貫して底流する一つの共通的性格を發見することが出来る。それは『人口増加の擁護』である。

例へばマルサスにあつては、人口増加力乃至は人口増加の傾向は、過剰人口と貧困とへ導くべきものであつた。従つて人口の増加は決して無條件的に歓迎し擁護せらるべきものではなく、こ

れは寧ろ何等かの賢明なる策によつて對處壓伏せらるべきものであつた。蓋し彼にあつてはこの増加せる人口を支ふべき經濟的基礎は限られたものであるからである。然るに當時の日本人口論にあつては反對である。それにあつても亦過剰人口と貧困とへの危機は明かに認められてゐる。そしてその理由も亦、この人口を支ふべき經濟的基礎の有限なることに求められてゐる。併し乍ら日本人口論にあつては、人口はこれを支ふべき資料が有限なるを以てその増加の傾向の實現が抑止せらるべきものではなく、反對に、この資料が有限なればこそ過剰人口と貧困とに達するものであるから、この資料を擴大することによつて過剰人口と貧困とを回避すべきものなのである。すなはちここでは人口増加は初めから無條件に擁護せらるべきものであることが前提せられてゐるのである。

日本人口論の國家主義的側面に於いては、人口増加の擁護は寧ろ最初から當然のことである。日本が地理的な膨脹を遂げ又は國防の安きを圖るといふことの裏には、當然に人口の増加が含意されてゐる。すなはちこの場合に於いて、人口増加の要求は、人口論の結論たるよりは寧ろその前提たるものである。

かかる人口論の一般的體系の性格の問題を去つて、日本人口論をその具體的個別的性格に基いて見るならば、ここでも亦吾々は一二の點に注目しなければならぬ。それは第一に出發點に於

いては所謂人口問題であるかの貌を以て説かれたるものが、論理的に又歴史的に發展を遂げたる後には、それは通常人口問題と觀念せられるものからは可成りに遠いものに歸着してゐるといふことである。例へば過剰人口の處理策であつた筈の北海道拓殖論が遂に減稅論に歸着したり國庫補助論に到達したりして、結局は資本主義的生産の國家による培養助長論に外ならぬことを示すが如きがそれである。かかる性質は、論議の展開により、又時の経過により、次第に明白にされて來るのであるが、併しよく考へて見るならば、かかる性質は實はその最初から根柢的なものであつた。すなはちその最初に於いては、所謂單なる人口ではなく、然らざる各種の歴史的性質を帯びたる經濟的事象が、一應人口といふ形で取上げられてゐるに過ぎないのであつて、この實質が論理と時との發展によつて次第に露呈せられて行つたのに外ならない。これは實に本書の第三章以下の全記述を通じて看取せられる所であつて、吾々はこの事實によつて、少くとも明治初頭三十年間に關しては、吾々が本書の最初に觸れた『人口學』の要求の問題に對し、一應確然たる立言を爲すことを得る筈である。

具體的論議を通じて看取し得るもう一つのことは、當時に於いては經濟に對する國家の保護干渉は寧ろ當然の事實として、一般には殆んど初めから疑問すら浮べ得ないことであつたといふことである。これも亦實に徹底的な傾向であつて、當時に於いては如何なる種類の又は如何なる程

度の保護が行はるべきかに關して問題があり得たに過ぎず、保護そのものに關しては殆んど問題はなかつたのである。成程それには例外があつた。而もそれは可成りに強力な例外であつた。田口卯吉氏等の『東京經濟雜誌』を中心とする經濟的自由主義運動がそれであつた。その理論は極めて整然たるものであり、その意味に於いて吾々は理論家としての田口氏の活動はこれを極めて高く評價しなければならぬのであるが、併し一つの社會的存在物としての自由主義は決して支配的たり得なかつた。そして吾々としては寧ろ、田口氏等の自由主義の理論的強味を認めればこそ、それによつてすらなほ倒れなかつた保護主義の社會的強力性を、明確に認めざるを得ないのである。

要するに當時の人口論を全體として見るならば、それは一般的理論としては決して重大なる發展を遂げる餘裕を有たなかつた。それは單に人口論のみと云はず全般的に日本が古い衣を脱して新しい飛躍への第一歩を踏出した時代であつた。そしてその間を通じて生起する新たな性質を帯びたる問題を、新たな着眼によつて實踐的に相次いで處理し解決しなければならぬ時代であつた。従つて經濟學の理論の範圍に於いては、一般にリカードウが歡迎されずアダム・スミスが専ら讀まれたと評せられた時代であつた。然らば時代の具體的問題の解決の急務に追はれて、一般的理論の展開樹立に對し十分な餘裕を有たなかつたのは、單に人口論だけのことではない。一

言以て云へばこれは『日本人口論の黎明』であつた。併しこれは人口論の開花を見る前に必ずや一度は通過しなければならぬ黎明であつた。そしてこの黎明期と次の成長期との間には、日本が経済的に又國家的に一つの飛躍を成就する所の一大事件が介入する。日清戦争がこれである。これは経済及び國家に於ける飛躍點であるが、同時に又思想的理論的分野に於ける飛躍點でもあつた。然らばこの飛躍は日本人口論の上に何ものを齎らしたか、——この解答を求めめるのが本書續篇の課題である。

著者名索引

(一)順序は發音主義による五十音順による
 (二)収録せるものは本文中に直接引用あるものに限る

あ 行

章館項

- あけぼの新聞、樺太問題に関する「無名氏」の「投書」
 明治八年一月二十日〔新聞集成明治編年史〕第二卷、昭和十年に収録)……………四II 2
- 安藤太郎、ハワイ出稼人に關する外相宛報告書(志賀重昂著「南洋時事」明治二十年、に引用)……………II 2
- 石田隈治郎編輯、周遊散人原著「來れ日本人、一名桑港旅案内」明治二十年……………三I 2
- 板垣退助、「殖民政略」〔殖民協會報告〕第三〇號、明治二十八年十月)……………三I 5
- ……………六I 4

著者名索引

板野與石衛門、「海外渡航者ノ義ニ付上申」、明治二十年九月十一日……………三II 4

垣滿次郎演說速記、「南洋長征談」明治二十六年……………三I 4

井上石見、蝦夷開拓に關する意見〔太政官日誌〕八及一〇——「新聞集成明治編年史」第一卷、昭和九年に収録)……………三II 3

井上馨、北海道水産税に關する意見〔東京經濟雜誌〕第三三號、明治十九年十月九日、に引用)……………四I 2

井上馨(内務大臣)、北海道土地處分に關する答辯書(官報)明治二十五年十二月十六日號外、第四回帝國議會衆

……………五I 5

五一九

- 議院議事速記録)……………五二五
- 井上馨(内務大臣)、「北海道施政ノ方針ニ關スル質問書」に對する答辯書(官報)明治二十六年一月十五日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第二七號)……………五二四
- 井上馨(内務大臣)、北海道炭鐵鐵道會社に關する答辯書(官報)明治二十六年三月一日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第四六號)……………五二四
- 井上彦三郎、鈴木經勳、「南島巡航記」明治二十六年……………三二四
- 今井武夫、「東京の人口に就て」(スタチスチック雜誌)第四七號、明治二十三年三月、及第六〇號、明治二十四年四月)……………二一四
- 岩井禎三、「出稼日本人衛生第二回半年報」(官報)第一三〇六號、明治二十年十一月四日)……………六二二
- 岩井禎三、「布哇出稼日本人衛生年報」(官報第一五七二一五七三號、明治二十一年九月二十四日及二十五日)……………六二二
- 岩井德次郎、「我邦人員増殖の歩合及び其二倍期」(スタチスチック雜誌)第二八號、明治二十一年七月)……………二二四
- 岩橋謹次郎、「北海道開拓新論」明治二十五年……………五二二
- 岩村通俊(北海道長官)、北海道水産物課稅輕減に際しての伊藤首相への謝辭、明治二十年三月三十一日(官報)第一二二四號、明治二十年四月二日)……………五一六
- 岩村通俊(北海道長官)北海道郡區長に對する演說、明治二十年四月(官報)第一一七〇號、明治二十年五月二十六日、第一一七一號、五月二十七日、第一一七二號、五月二十八日)……………五一六
- 岩村通俊(北海道長官)、北海道水産物課稅輕減に際しての伊藤首相への謝辭、明治二十年三月三十一日(官報)第一二二四號、明治二十年四月二日)……………五一六
- 岩村通俊(北海道長官)北海道郡區長に對する演說、明治二十年四月(官報)第一一七〇號、明治二十年五月二十六日、第一一七一號、五月二十七日、第一一七二號、五月二十八日)……………五一六

- 岩谷松平、「開墾殖民及警備ノ爲囚徒ヲ北海道ニ移スノ請願」(官報)第二二九四號、明治二十四年二月二十五日)……………五二六
- ウオーケル著永峰秀樹譯「富國論」明治七年……………一一二
- 榎本武揚、殖民協會發會式に於ける演說、明治二十六年三月十三日(殖民協會報告)第一號、同年四月)……………三二四
- 江橋厚、北海道炭鐵鐵道會社に關する意見(官報)明治二十四年二月十七日號外、衆議院第一回通常會議事速記録第四五號)……………五二四
- 岡本監輔、「千島事業保護ノ請願」(官報)明治二十六年一月十四日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第二六號、及同年二月二十一日號外、同貴族院議事速記録第三三號)……………四二四
- 岡本監輔、「岡本草庵先生略傳、附著書目錄」(草庵會編)大正元年……………四二六
- 尾崎三良其他、「外國ニ輸出スル物品ニ課スル海關稅免除法律案」の説明(官報)明治二十六年十二月六日……………四二六
- 著者名索引
- 岩井禎三、「布哇出稼日本人衛生年報」(官報第一五七二一五七三號、明治二十一年九月二十四日及二十五日)……………六二二
- 岩井德次郎、「我邦人員増殖の歩合及び其二倍期」(スタチスチック雜誌)第二八號、明治二十一年七月)……………二二四
- 岩橋謹次郎、「北海道開拓新論」明治二十五年……………五二二
- 岩村通俊(北海道長官)、北海道水産物課稅輕減に際しての伊藤首相への謝辭、明治二十年三月三十一日(官報)第一二二四號、明治二十年四月二日)……………五一六
- 岩村通俊(北海道長官)北海道郡區長に對する演說、明治二十年四月(官報)第一一七〇號、明治二十年五月二十六日、第一一七一號、五月二十七日、第一一七二號、五月二十八日)……………五一六
- 號外、第五回帝國議會貴族院議事速記録第三號)……………五一六
- 小澤武雄、「千島事業保護ノ請願」に對する反對意見(官報)明治二十六年二月二十一日號外、第四回帝國議會貴族院議事速記録第三三號)……………四二四
- 大島貞益、「馬爾丟斯人口論要略全」明治十年……………一三
- 太田代十郎、「千島國冬期開航竝電線架設ノ請願」(官報)明治二十六年十二月十七日號外、第五回帝國議會貴族院議事速記録第九號)……………四二六
- 太田代十郎、「千島國探掘電線架設ノ請願」(官報)明治二十七年六月三日號外、第六回帝國議會貴族院議事速記録第一六號)……………四二六
- 大槻文彦、樺太に關する建議、明治六年二月(新聞雜誌)明治七年四月十六日掲載——「新聞集成明治編年史」第二卷、昭和十年、に收録)……………四二二
- 大野直輔譯、寶節德著「貧因救治論」明治二十年……………一一四
- 大山巖(陸軍大臣)、「北海道施政ノ方針ニ關スル質問書」に對する答辯書(官報)明治二十六年一月十五日號外、……………四二六

第四回帝國議會衆議院議事速記録第二七號) ……五II 6
 折田兼至、移民地探檢費に關する質問 (『官報』明治二十六年一月十一日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第二三號) ……三II 4
 六II 5
 折田兼至其他、「布哇國移住民ニ關スル質問」及其の説明 (『官報』明治二十六年二月十八日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第三七號) ……六II 5
 か 行
 開拓使「樺太表官費移民轉居ノ儀上申」明治七年七月 (『開拓使錄事』「東京日日新聞」同年八月二十日掲載——「新聞集成明治編年史」第二卷、昭和十年、に收録) 四II 2
 閣議上提原議「屯田兵増殖ノ議」……………四I 2
 鶴城居士纂譯、「經濟學者列傳」(『東京經濟雜誌』第四七五號、明治二十二年六月二十二日、及第四七七號、同年七月六日) ……一II 4
 梶田真左衛門、北海道拓殖方針に關する質問 (『官報』明治二十四年一月十三日號外、衆議院第一回通常會議事速

記録第二四號) ……五II 3
 五II 4
 柏田盛文、「移民地探檢費」に對する意見 (『官報』明治二十六年一月十一日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第二三號) ……四I 5
 六I 4
 加藤淳造、北海道炭鑛鐵道會社に關する質問 (『官報』明治二十五年五月二十五日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第九號) ……五II 4
 加藤政之助其他、北海道土地處分に關する質問書 (『官報』明治二十五年十二月一日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第一號) ……五II 5
 加藤政之助、「千島群島米國船漁業ノ事」(『官報』明治二十五年十二月一日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第一號) ……四II 4
 加藤政之助、千島密獵問題質問答辯に對する意見 (『官報』明治二十五年十二月十六日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第一三號) ……四II 4

加藤政之助、千島密獵問題に關する再質問 (『官報』明治二十五年十二月十八日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第一五號) ……四II 4
 加藤政之助、「北海道議會法案」の説明 (『官報』明治二十六年十二月九日號外、第五回帝國議會衆議院議事速記録第九號) ……四I 5
 勝山孝三、「北海道殖民策、日本開富」明治二十四年……………四I 4
 四II 5
 五II 2
 金子堅太郎、「北海道三縣巡視復命書」明治十八年 (北海道廳編「新撰北海道史」第六卷「史料」二、昭和十一年に收録) ……四II 3
 五II 2
 河合利安、「果して現在人別調の必要起る」(『スタチスチック雜誌』第三一號、明治二十一年十月) ……二I 4
 川滿泰奉、「沖繩縣宮古島々費輕減及島政改革ノ件」(『官報』明治二十七年六月三日號外、第六回帝國議會貴族

院議事速記録第一六號) ……三II 2
 北垣國道、「北垣長官北海道開拓意見具申書」明治二十六年三月 (『北海道廳編「新撰北海道史」第六卷「史料」二、昭和十一年、に收録) ……五II 6
 工藤行幹、河野廣中、北海道拓殖に關する質問 (『官報』明治二十五年五月十一日號外、第三回帝國議會衆議院議事速記録第三號) ……五II 3
 五II 4
 五II 5
 工藤行幹其他、「北海道施政ノ方針ニ關スル質問書」(『官報』明治二十五年十二月二十二日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第一八號) ……五II 3
 五II 4
 五II 5
 五II 6
 工藤行幹、「千島事業保護ノ請願」に對する反對意見 (『官報』明治二十六年一月十四日號外、第四回帝國議會衆

議院議事速記録第二六號)……………四II 4
 熊本縣、「布哇國出稼人滿期歸朝者收入金額」(「官報」
 第一七二六號、明治二十二年四月五日)……………六II 3
 吳文聰講述、高雄馬一郎筆記「專修學校經濟學講義筆
 記」(第三年級第十七號「統計學」及「實際統計學」明治
 二十年)……………一II 3
 二II 3
 黒田清隆(開拓使長官)、上表に附したる説明(「朝野新
 聞」明治十四年九月二十一日に收録)——「新聞集成明治編
 年史」第四卷、昭和十年に再録)……………五I 2
 黒田清隆(遞信大臣)、北海道炭鐵鐵道會社に關する答
 辯書(「官報」明治二十六年三月一日號外、第四回帝國議
 會衆議院議事速記録第四六號)……………五II 4
 郡司成忠、「千島拓殖演說」明治二十六年……………四II 6
 ケイブロン・ホレイス、「ホラシ、ケブロン初期報文
 摘要」千八百七十二一年一月二日 Reports and Official
 Letters to the Kaitakushi by Horace Capron, Commissioner
 and Adviser, and his Foreign Assistants, Tokyo 1875.—

——外事課譯「開拓使顧問ホラシ、ケブロン報文」明治十二
 年、に收録——北海道廳編「新撰北海道史」第六卷「史料」
 二、昭和十一年、に再録)……………五I 2
 ケイブロン・ホレイス、「七十二年及三年書信ノ抄略」
 (同上)……………五I 2
 ケイブロン・ホレイス、「ホラシ、ケブロン第二期報
 文抄略」千八百七十三年十一月一日(同上)四I 2
 ケイブロン・ホレイス、「矯龍氏七十五年通信」(同上)
 ………………五I 2
 後洞學人、「貧民救助法制定の風評」(「東京經濟雜誌」第
 五四九號、明治二十三年十一月二十九日)……………一II 4
 河野廣中、「工藤行幹、北海道拓殖に關する質問書」(「官
 報」明治二十五年五月十一日號外、第三回帝國議會衆議院
 議事速記録第三號)……………五II 3
 五II 4
 五II 5
 越村茂、「天涯居士」、「日本殖民論」(「東京經濟雜誌」第
 五四六號、明治二十三年十一月八日、第五四八號、十一月

二十二日)……………三I 2
 越村茂(天涯居士)、「吾人の取るべき殖民政策如何」
 (「東京經濟雜誌」第五七五號、明治二十四年六月六日、第
 五七六號、六月十三日)……………三I 3
 後藤象二郎(農商務大臣)、千島密獵問題質問に對する
 答辯書(「官報」明治二十五年十二月十六日號外、第四回
 帝國議會衆議院議事速記録第一三號)……………四II 4
 後藤象二郎(農商務大臣)、千島密獵問題再質問に對す
 る答辯書(「官報」明治二十六年一月十日號外、第四回帝
 國議會衆議院議事速記録第二二號)……………四II 4
 近衛篤磨其他、「北海道調査完成ヲ要スル建議案」及
 其の説明(「官報」明治二十六年二月二十八日號外、第四
 回帝國議會貴族院議事速記録第四一號)……………五II 3
 小松峻次、「開拓使廢後ノ處分ヲ議ス」(「東京經濟雜誌」
 第八五—八六號、明治十四年十一月五日及十二日)五I 5
 さ
 行
 志賀重昂、「南洋時事」明治二十年……………六I 2
 六II 2

清水市太郎、「日本新富源」明治二十三年……………四I 4
 四II 5
 清水精三郎、ハワイ出稼人に關する報告、明治二十八
 年八月三日(「官報」第三六五八號、明治二十八年九月六
 日)……………六II 2
 六II 5
 清水精三郎、「布哇國農商況及本邦出稼人ノ狀態」明治
 二十八年(「官報」第三六七九號、明治二十八年十月二日
 第三六八一號、同十月四日、及第三六八二號、同十月五
 日)……………六II 2
 六II 3
 六II 4
 六II 5
 清水精三郎、「既往十年間布哇出稼本邦人ノ出產死亡
 數」(「官報」第三七〇〇號、明治二十八年十月二十八日)
 ………………六II 2
 六II 4
 周遊散人原著、石田隈治郎編輯「來れ日本人、一名桑

港旅案内」明治二十年……………三I 2
 殖民協會、「殖民協會設立趣意書」(「殖民協會報告」第一號、明治二十四年四月)……………三I 5
 四I 5
 殖民協會報告、「布哇移民歴史(千八百九十六年布哇年報ヨリ摘譯ス)」(同誌、第四二號、明治二十九年十月)……………六II 2
 ………………六II 2
 白根專一(政府委員)、北海道拓殖方針に關する答辯(「官報」明治二十四年一月十三日號外、衆議院第一回通常會議事速記録第二四號)……………五II 3
 新聞雜誌、「布哇國農商況及本邦出稼人狀態續報」(「官報」第三六八八號、明治二十八年十月十二日)六II 2
 六II 3
 六II 4
 新聞雜誌、千島密獵問題に關する記事、(同紙、第一一〇號、明治六年六月)——「新聞集成明治編年史」第二卷、昭和十年、に收録)……………四II 3
 杉先生講演集、世良太一編、明治三十五年……………二I 2

杉享二、政表に關する答申、明治五年(「杉先生講演集」に收録)……………二I 2
 杉享二、政表に關する上申、明治六年(同上)……………二I 2
 杉享二、「我が日本帝國人民の將來を前知するの說と方法」明治二十年一月(同上)……………三I 2
 三II 4
 杉享二、「國人身上の有様と年齢とを見て其國の盛衰を知るべし」明治二十年(同上)……………二I 2
 二I 3
 杉享二、「飢の說」明治二十一年二月(同上)……………三I 2
 杉享二、「富國強兵續」明治二十四年(同上)……………二II 3
 〔杉享二〕「駿河國沼津政表」明治二年(「杉先生講演集」附録、に收録)……………二I 2
 〔杉享二〕「駿河國原政表」明治二年(同上)……………二I 2
 〔杉享二〕統計院「明治十二年十二月卅一日甲斐國現在人別調」明治十五年……………二I 2
 鈴木券太郎、「經濟學四大家小傳」(「東京經濟雜誌」第九九號、明治十五年二月十八日)……………一I 4

鈴木券太郎、「賑恤は自由競争の敵なり」(「東京經濟雜誌」第一三五號、明治十五年十月二十八日)……………一II 4
 鈴木大、「北海道開拓問答」明治十五年筆寫……………五II 2
 鈴木經勳、井上彦三郎、「南島巡航記」明治二十六年……………三II 3
 ………………三II 3
 鈴木高次郎、貧困と犯罪との關聯に關する意見(「官報」明治二十三年十二月二十四日號外、衆議院第一回通常會議事速記録第一七號)……………二II 4
 スタチスチック雜誌、人口調査に關する記事(同誌、第二七號、明治二十一年六月、第二八號、同七月、第三〇號、同十月)……………二I 4
 青眼外史譯、日本人口に關する外人某の手記(「中外新聞」慶應四年四月二十九日)——「新聞集成明治編年史」第一卷、昭和十年、に收録)……………二I 2
 西里蒲、「沖繩縣宮古島々費輕減及島政改革ノ件」(「官報」明治二十八年一月二十七日號外、第八回帝國議會貴族院議事速記録第一二號)……………三II 2
 關熊太郎、「密獵問題、千島拓殖論」明治二十六年……………三II 2

關輪正路、「日祕礦業會社に就て」(「東京經濟雜誌」第四九五號、明治二十二年十一月九日)……………三II 4
 瀨谷正二、「布哇」明治二十五年……………六I 4
 六II 4
 六II 5
 瀨谷正二、「布哇」移住民始末」明治二十六年六II 5
 莊田平五郎、「東京生命保險會社創起見込書」明治十二年……………二II 2
 ………………二II 2
 曾我祐準、「沖繩縣下宮古島人民ニ關スル質問」及其の說明(「官報」明治二十七年六月二日號外、第六回帝國議會貴族院議事速記録第一五號)……………三II 2
 曾我祐準、「沖繩縣々政改革建議案」及其の說明(「官報」明治二十八年一月十三日號外、第八回帝國議會貴族院議事速記録第三號)……………三II 2
 た 行
 高橋達郎譯述「泰西經濟新論」卷之三、明治九年……………一II 2

瀧興治(台水)、「海國策」(「東京經濟雜誌」第六五四號、明治二十五年十二月十七日以下諸號)……………三一四
 田口卯吉、「南島巡航記跋」明治二十四年……………三二二
 田口卯吉、出生と死亡との關聯に關する意見(「東京經濟雜誌」第六一〇號、明治二十五年二月十三日)……………二二四
 田口卯吉、「輸出税は何事を措きても全廢せざる可らず、今日之を全廢せざるは國家の危急を顧みざるものなり」(專修學校理財學會明治二十五年冬季大演說會に於ける演說)(「東京經濟雜誌」第六五五號、明治二十五年十二月二十四日、に收録)……………五一六
 田口卯吉、「殖民協會に提出したる建議」明治二十六年三月(「東京經濟雜誌」第六七〇號、明治二十六年四月十五日)……………三二二
 武田則愛其他、昆布輸出税免除の請願(「官報」明治二十六年二月二十一日號外、第四回帝國議會貴族院議事速記錄第三三號)……………五一六

田中正造、北海道炭礦鐵道會社に關する質問(「官報」明治二十四年十二月二十三日號外、衆議院第二回通常會議事速記錄第二〇號、同二十五年五月二十五日號外、第三回帝國議會衆議院議事速記錄第九號、及明治二十六年二月二十五日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記錄第四三號)……………五二四
 田中芳男、「北海道調査完成ヲ要スル建議案」に對する贊成論(「官報」明治二十六年三月一日號外、第四回帝國議會貴族院議事速記錄第四一號)……………六一四
 谷千城、「千島移民保護ニ關スル建議」及其の說明(「官報」明治二十七年五月十八日號外、第六回帝國議會貴族院議事速記錄第二號)……………四一五
 智彌居士、「死せるフォーセット日々新聞の紙上に現はる」(「東京經濟雜誌」第三九〇號、明治二十年十月十二日)……………一一四
 智彌居士、「人口論辨惑」(「東京經濟雜誌」第三九〇號、明治二十年十月二十二日——第四〇二號、明治二十一年一月一日)……………一一五

月二十一日)……………一一四
 朝野新聞、生産人口に關する論議、明治十一年二月二十一日(「新聞集成明治編年史」第三卷、昭和十年、に收録)……………二二二
 朝野新聞、北海道廳設置に關する論說、明治十九年一月二十八日(「新聞集成明治編年史」第六卷、昭和十年、に收録)……………五一五
 朝野新聞、千島密獵問題に關する記事、明治二十一年八月九日(「新聞集成明治編年史」第七卷、昭和十年、に收録)……………四二二
 土田政次郎、「北海道論」明治二十四年……………五一六
 土田政次郎、「再論北海道」明治二十四年……………五一六
 恒屋盛服、「海外殖民論」明治二十四年……………三二一
 恒屋盛服、「墨國探征日誌」(「東京經濟雜誌」第六五九號、明治二十六年一月二十八日、以下諸號)……………三二二
 坪谷善四郎、「人口調査を爲すべき時機熟せり」(「東京經濟雜誌」第四二五號、明治二十一年六月三十日)……………三二二

坪谷善四郎、「再び人口調査を行ふは目下の急務なるを論ず」(「東京經濟雜誌」第四三四號、明治二十一年九月一日)……………一一五
 天涯居士(越村茂)、「日本殖民論」(「東京經濟雜誌」第五四六號、明治二十三年十一月八日、第五四八號、十一月二十二日)……………三二二
 天涯居士(越村茂)、「吾人の取るべき殖民政策如何」(「東京經濟雜誌」第五七五號、明治二十四年六月六日、第五七六號、六月十三日)……………三二二
 東京曙新聞、樺太問題に關する論說、明治八年六月十三日(「新聞集成明治編年史」第二卷、昭和十年、に收録)……………四二二
 東京曙新聞、開拓使官有物拂下問題に關する論說、明治十四年八月八日及九月三日(「新聞集成明治編年史」第四卷、昭和十年、に收録)……………五一四
 東京曙新聞、明治十四年の回顧記事、明治十四年十二月二十四日(「新聞集成明治編年史」第四卷、昭和十年、に收録)……………五一四

に収録) 五I 4
 東京曙新聞、開拓使廢止に關する記事、明治十五年一月七日(「新聞集成明治編年史」第五卷、昭和十年、に収録) 四II 2
 東京經濟雜誌、「經濟學の歴史」(特に同誌、第四七號、明治十三年十二月十五日) 一I 4
 東京經濟雜誌、「東京府會常置委員四大意見(前號の續き)」(同誌、第七號、明治十四年七月二日) 一II 4
 東京經濟雜誌、「開拓使ヲ論ス」(同誌第七〇號、明治十四年七月二十三日) 五I 3
 五I 4
 五I 5
 五II 2
 東京經濟雜誌、「願クハ開拓長官黒田清隆君ノ考課狀ヲ得ン」(同誌、第七三號、明治十四年八月十三日) 五I 3
 五I 3
 東京經濟雜誌、「開拓使ヲ處分スルノ前矢ツ検査官ヲ派出スベシ」(同誌、第七六號、明治十四年九月三日)

..... 五I 3
 東京經濟雜誌、「北海道開拓論」(同誌、第七七號、明治十四年九月十日) 四II 2
 東京經濟雜誌、「開拓使の政畧を議す」(同誌、第七八號、明治十四年九月十七日、以下諸號) 五I 3
 五I 4
 五I 5
 五II 2
 東京經濟雜誌、「開拓使廢止の結局」(同誌、第一〇五號、明治十五年四月一日) 五I 5
 東京經濟雜誌、「明治十七年間の大事記」中の「布哇移住の事」(同誌、第二五〇號、明治十八年一月三十一日) 六I 3
 六I 3
 東京經濟雜誌、「北海道土地拂下規則」(同誌、第三三號、明治十九年七月三日) 五II 5
 東京經濟雜誌、「北海道開拓の方案如何」(同誌、第三三七號、明治十九年十月九日) 五I 5
 東京經濟雜誌、「布哇出稼人の景況」(同誌、第四九九

號、明治二十二年十二月七日) 六I 4
 東京經濟雜誌、「嗚呼此の遊民を奈如すべきや」(同誌第五〇一—二號、明治二十二年十二月二十一日及二十八日) 三I 2
 三I 2
 東京經濟雜誌、「本邦人口ノ實況如何」(同誌、第五四〇號、明治二十三年九月二十七日、第五四二號、十月十一日、第五四六號、十一月八日、第五四九號、十一月二十九日) 二I 5
 二I 5
 東京經濟雜誌、「大に力を海外に伸ぶるの策を行ふべし、商利國防勉めずして成る」(同誌、第五六五號、明治二十四年三月二十八日) 三I 3
 六I 4
 東京經濟雜誌、「渡邊北海道廳長官施政の方針を讀む」(同誌、第五八八號、明治二十四年九月五日) 五II 5
 東京經濟雜誌、「北海道病の破裂」(同誌、第六一七—六一八號、明治二十五年四月二日及九日) 五II 4
 東京經濟雜誌、「墨國移住に關する同國官民の意見」(同誌第六六五—六六六號、明治二十六年三月十一日及十

八日) 三II 4
 東京經濟雜誌、「居留地制度と内地雜居」(同誌、第六六八號、明治二十六年四月一日、以下諸號) 六I 4
 東京經濟雜誌、「布哇國に於ける日本人參政權問題」(同誌、第六八二號、明治二十六年七月八日) 六II 5
 東京經濟雜誌、「保險會社の競争」(同誌、第六八四號、明治二十六年七月二十二日) 二II 2
 東京日日新聞、樺太問題に關する論說、明治八年五月二十七日(「新聞集成明治編年史」第二卷、昭和十年、に収録) 四II 2
 東京日日新聞、開拓使官有物拂下問題に關する記事、明治十四年九月一日(「新聞集成明治編年史」第四卷、昭和十年、に収録) 五I 4
 東京日日新聞、人口調査に關する記事、明治十五年六月十日(「新聞集成明治編年史」第五卷、昭和十年、に収録) 二I 3
 東京日日新聞、千島密獵問題に關する記事、明治二十一年六月十五日(「新聞集成明治編年史」第七卷、昭和

- 十年、に収録) 四II 3
- 東京日日新聞、北海道炭鐵鐵道會社に關する記事、明治二十二年八月二十二日(新聞集成明治編年史)第七卷、昭和十年、に収録) 五II 4
- 東京日日新聞、北海道の大口土地拂下に關する記事、明治二十二年十二月二十八日(新聞集成明治編年史)第七卷、昭和十年、に収録) 五II 5
- 統計院(杉享二)「明治十二年十二月卅一日甲斐國現在人別調」明治十五年 二I 5
- 徳川義禮、北海道拓殖に關する意見(清水市太郎「日本新富源」明治二十三年、に収録) 四I 4
- 徳富猪一郎、「大日本膨脹論」(明治二十七年) 三I 6
- 徳富猪一郎、「日本國民の膨脹性」(國民之友)第二二八號、明治二十七年六月所載、「大日本膨脹論」に収録) 二II 4
- 徳富猪一郎、「個人の活動」(國民新聞)明治二十七年十一月十三日所載、「大日本膨脹論」に収録) 三I 6

- 外山義文、「日本と布哇(一名)革命前後之布哇」明治二十七年 六I 4
- 鳥居飽田、「移住論」(東京經濟雜誌)第五一四號、明治二十三年三月二十九日) 三I 2
- 内大臣、開拓使への達、明治二年九月(開拓使日誌)第四號——「新聞集成明治編年史」第一卷、昭和九年、に収録) 四II 2
- 永峰秀樹譯ウォーケル著「富國論」明治七年 一II 2
- 日南述、「日本叢書、海國政談」明治二十五年三I 4
- 日新眞事誌、千島密獵問題に關する記事、明治七年四月十八日(新聞集成明治編年史)第二卷、昭和十年、に収録) 四II 3
- 日本立憲政黨新聞、千島密獵問題に關する記事、明治

- 十五年五月四日(新聞集成明治編年史)第五卷、昭和十年、に収録) 四II 3
- は 行
- 服部徹、「南洋策」明治二十四年 三I 3
- 濱田健次郎、「專修學校理財學會演說、植民論」(東京經濟雜誌)第六〇〇號、明治二十四年十一月二十八日) 四I 5

- 林董(政府委員)、移民地探檢費に關する答辯(官報)明治二十六年一月十一日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第二三號) 三I 3
- 伴狷齋、「經濟沿革史」(特に「東京經濟雜誌」第二九三號、明治十八年十一月二十八日) 六I 4
- 久松義典、「徳川幕府蝦夷支配始末、北海道の經濟問題」(東京經濟雜誌)第六二〇號、明治二十五年四月二十三日、以下諸號) 一I 4

- 平沼淑郎、「通信教授經濟學」明治十九—二十一年 一I 5
- 藤井三郎、「在布哇本邦移住民景況」明治二十六年(官報)第三〇六二及第三〇六三號、明治二十六年九月十一日及十二日) 六II 2
- 藤井直喜、「千島拓殖事業」明治二十九年 六II 3
- 藤澤利喜太郎、「生命保險論」明治二十二年 六II 4
- 藤田四郎(政府委員)、「臘虎臘酌獸獵法案」の説明(官報)明治二十八年二月一日號外、第八回帝國議會貴族院議事速記録第一四號) 二II 2
- 藤田敏郎、「海外在勤四半世紀の回顧」昭和六年 四II 4
- 寶節德著、大野直譯輔「貧因救治論」明治二十年 六I 4
- 北海道廳、「北海道明治十九年功程」(官報)第一二

- 六二號、明治二十年九月十日、第二二六九號、九月十九日、及第二二七二號、九月二十二日)……………四II 3
- 五I 6
- 五II 4
- 五II 5
- 北海道廳編、「拓地殖民要録」明治二十五年……………四I 2
- ま 行
- マイエット・パウエル、「内務大臣伯爵山縣閣下ニ奉ル書」(次の「農業保險論」に收録)……………四I 2
- マイエット・パウエル、「農業保險論、一名日本農民位地改良策」明治二十三年……………四I 2
- マイエット・パウエル、「土地抵當銀行説、附北海道殖民策」明治十六年(「農業保險論」に收録)……………四I 2
- 四II 2
- マイエット・パウエル、「内務大臣伯爵山縣有朋閣下ニ呈スル日本農民位地改良策、農業保險論、併貯金法、土地抵當貸付法及負債義務解放策」(同上)……………四I 2
- ……………四I 2
- マイエット・パウエル、「過當ノ抵當トナリタル土地ヲ公賣處分ニ付スル事并ニ北海道殖民策」(同上)……………四I 2
- ……………四I 2
- マイエット・パウエル、Japanisch: Bevölkerungsstatistik, historisch, mit Hinblick auf China, und kritisch betrachtet von P. Mayer, Yokohama u. Berlin, 1888. (Vortrag, gehalten am 30. Dec. 1882 vor der "Deutschen Gesells haft für Natur und Volk-rkunde Ostasiens."……………II 3
- 四I 2
- 松方正義(内務大臣)、「北海道殖民開拓ニ對スル施政ノ方針」に關する質問に對する答辯書(「官報」明治二十五年六月十四日號外、第三回帝國議會衆議院議事速記録第二六號)……………五II 3
- 五II 4
- 松木直己纂述、「經濟新論」明治十七年……………II 3
- 松村介石、酒巻貞一郎共著「將來の大戦、國民之覺悟、附近世大戦始末」明治二十八年……………三I 6
- 民部省、「辛未正月民部省達」明治二年一月(「新聞集

- 成明治編年史」第一卷、昭和九年、に收録)……………三II 2
- 陸奥宗光(外務大臣)、「布哇國移住民ニ關スル質問ニ對スル答辯書」(「官報」明治二十六年三月一日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第四六號)……………六II 5
- 武藤山治、「米國移住論」明治二十年……………三I 2
- 三II 4
- 村田保、「臘虎臘納獄法案」に對する賛成論(「官報」明治二十八年二月七日號外、第八回帝國議會貴族院議事速記録第一九號)……………四II 4
- 明治生命保險會社、「有限明治生命保險會社規則」明治十四年……………二II 2
- 元野助六郎、「人口増殖ノ開化ニ害アルノ説、投書(元野助六郎)並評(横瀬文彦)」(「評論新聞」第六六號、明治九年一月)……………一I 2
- 百足登、「我千島」明治二十五年……………四II 6
- や 行
- 安田定則其他、開拓使官有物拂下の内願書(「朝野新聞」明治十四年九月六日)——「明治編年史」第四卷、昭和十年、に收録)……………五I 4
- 安場保和、「沖繩縣八重山島風土病驅除ニ關スル建議案」及其の説明(「官報」明治二十七年五月二十九日號外、第六回帝國議會貴族院議事速記録第一一號)……………三II 2
- 矢野恒太、「本邦生命保險事業の缺點」(「東京經濟雜誌」第六八六號、明治二十六年八月五日、以下諸號)……………二II 2
- ……………二II 2
- 山田泰造、「千島事業保護ノ請願」の説明及賛成意見(「官報」明治二十六年一月十四日號外、第四回帝國議會衆議院議事速記録第二六號)……………四II 4
- 郵便報知、ハワイ出稼人送金に關する記事(「新聞集成明治編年史」第七卷、昭和十年、に收録)……………六II 3
- 横瀬文彦、「人口増殖ノ開化ニ害アルノ説、投書(元野助六郎)並評(横瀬文彦)」(「評論新聞」第六六號、明治九年一月)……………一I 2
- 横山雅雄、「人口調ノ實施ヲ望ム」(「經濟及統計」第二一號、明治二十三年九月)……………二I 4
- 横山雅雄、出生と死亡との關聯に關する調査回答(「東

著者名索引

京經濟雜誌」第六一二號、明治二十五年二月二十七日、及第六一五號、三月十九日)……………三二四

芳川顯正、(司法大臣)、渡邊國武(大藏大臣)、「貴族院議員子爵曾我祐準君提出沖繩縣下宮古島人民ニ關スル質問ニ對スル答辯書」(官報)明治二十七年六月二日號外、第六回帝國議會貴族院議事速記録第一五號)三二二

ら 行

ロウジャス著、高橋達郎譯述「泰西經濟新論」卷之三、明治九年……………一四二

わ 行

渡邊鹿兒島縣知事、「種子島移住功程具狀書」明治二十年十月二十二日(官報)第一三一七號、明治二十年十一月十七日)……………三二二

渡邊國武(大藏大臣)、芳川顯正(司法大臣)、「貴族院議員子爵曾我祐準君提出沖繩縣下宮古島人民ニ關スル質問ニ對スル答辯書」(官報)明治二十七年六月二日號外、第六回帝國議會貴族院議事速記録第一五號)……………三二二

五三六

渡邊千秋、「北海這長官施の方針ニ關スル訓示内容」明治二十四年八月十六日……………四一五

渡邊教行、「布哇國案内」明治二十七年……………六一三

六二四

著者略歴
東北帝國大學法文學部卒業
現在軍需省囑託

昭和十九年一月二十五日初版印刷
昭和十九年二月十八日初版發行 (二〇〇〇部)

定價 六圓五〇錢
特別行爲 二八錢
稅和當額 六圓七八錢
合計

日本人口論
の史的研究
出版會承認の390173號



著者 吉田 秀夫
發行所 河出 孝雄
印刷者 堀内 文治郎
配給元 日本出版配給株式會社

日本出版會會員番號 106033 號

發行所 東京都日本橋區
通三丁目一番地

河出 書 房

電話日本橋(24)一七四八番
振替東京一〇八〇二番

終